

令和6年度

# 税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部



I	市 税 及 び	一 般 会 計	
II	市 民 税		
III	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	
IV	軽 自 動 車 税		
V	市 た ば こ 税		
VI	特別土地保有税		
VII	入 湯 税		
VIII	事 業 所 税		
IX	滞 納 処 分		
X	口 座 振 替		
XI	税 外 収 入		
XII	徴 収 経 費		
XIII	税 務 機 構		
XIV	参 考		
XV	税 デ ー タ 分 析		

# 目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 令和5年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 令和5年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和6年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 令和5年度市税税目別決算状況	8
	(5) 令和5年度市税決算の概要	10
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 森林環境譲与税に関する調	90
	（7） 利子割交付金に関する調	90
	（8） 配当割交付金に関する調	90
	（9） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（10） 法人事業税交付金に関する調	91
	（11） 地方消費税交付金に関する調	91
	（12） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（13） 環境性能割交付金に関する調	91
	（14） 地方特例交付金に関する調	91
	（15） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（16） 県税徴収交付金に関する調	91
	（17） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	111
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	112
XIV	参 考	113
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	114
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	118
	（3） 租税体系	119
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	120
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	122
	ア 所得控除	122
	イ 税額控除	124
	（6） 市税税率の変遷	126
	（7） 尼崎市の税制	128
	（8） 譲与税・交付金要領	130
XV	税データ分析	139
	（1） [図表6] 令和5年度市税決算額（現年分）の個人・法人別構成比	140

I 市 税 及 び 計  
一 般 会 計



# I 市税及び一般会計

## (1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口
平成27年度	446,125人	212,765世帯	50.27km <sup>2</sup>	2.10人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.14人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.12人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.10人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.08人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.05人
3	458,686人	222,032世帯	50.72km <sup>2</sup>	2.07人
4	455,835人	222,605世帯	50.71km <sup>2</sup>	2.05人
5	454,887人	224,672世帯	50.71km <sup>2</sup>	2.02人
6	453,811人	226,702世帯	50.71km <sup>2</sup>	2.00人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

## (2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計	市 税 歳 入	一般会計に 占める割合 (イ)/(ア)	人口一人当たり 市税負担額
	歳入総額(ア)	総額(イ)		
平成26年度	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円
2	264,031,807千円	79,557,367千円	30.1%	176,214円
3	232,308,042千円	80,110,628千円	34.5%	174,652円
4	227,245,745千円	82,597,797千円	36.3%	180,075円
5	227,235,805千円	83,346,114千円	36.7%	183,224円

一平方キロメートル当たり		税務職員数	税務職員一人当たり		
人口	世帯数		人口	世帯数	面積
8,875人	4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km <sup>2</sup>
8,910人	4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km <sup>2</sup>
8,887人	4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km <sup>2</sup>
8,886人	4,236世帯	120人	3,756人	1,790世帯	0.4227km <sup>2</sup>
8,895人	4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km <sup>2</sup>
8,901人	4,332世帯	125人	3,612人	1,758世帯	0.4058km <sup>2</sup>
9,043人	4,378世帯	117人	3,920人	1,898世帯	0.4335km <sup>2</sup>
8,989人	4,390世帯	113人	4,034人	1,970世帯	0.4488km <sup>2</sup>
8,970人	4,431世帯	114人	3,990人	1,971世帯	0.4448km <sup>2</sup>
8,949人	4,471世帯	123人	3,690人	1,843世帯	0.4123km <sup>2</sup>

一世帯当たり 市税負担額	基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
367,787円	57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
364,061円	60,130,138千円	73,001,496千円	104.2%	99.4%	104.2%	102.3%
367,744円	60,155,905千円	73,392,838千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.5%
369,888円	61,906,769千円	73,963,980千円	97.9%	101.4%	102.9%	100.8%
368,797円	62,174,711千円	73,872,070千円	102.5%	100.6%	100.4%	99.9%
370,726円	62,928,021千円	75,354,939千円	99.6%	101.7%	101.2%	102.0%
362,061円	64,864,886千円	76,922,544千円	128.7%	98.7%	103.1%	102.1%
360,807円	63,981,151千円	79,798,472千円	88.0%	100.7%	98.6%	103.7%
372,009円	66,911,831千円	82,404,716千円	86.1%	103.8%	103.2%	107.1%
370,968円	68,907,403千円	85,365,022千円	100.0%	100.9%	103.0%	103.6%

## (3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
歳入総額	205,121,933	100.0%	264,031,807	100.0%
市 税	80,591,085	39.3%	79,557,367	30.1%
地 方 譲 与 税	785,900	0.4%	795,041	0.3%
利 子 割 交 付 金	68,530	0.0%	73,373	0.0%
配 当 割 交 付 金	444,120	0.2%	411,788	0.2%
株式等譲渡所得割交付金	238,078	0.1%	478,104	0.2%
法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	654,466	0.2%
地 方 消 費 税 交 付 金	7,757,202	3.8%	9,427,900	3.6%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,749	0.1%	48	0.0%
環 境 性 能 割 交 付 金	45,283	0.0%	91,334	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	936,996	0.5%	459,443	0.2%
地 方 交 付 税	12,845,538	6.3%	12,499,119	4.7%
交通安全対策特別交付金	63,270	0.0%	70,292	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	1,142,684	0.6%	697,767	0.3%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,799,270	3.3%	6,342,945	2.4%
国 庫 支 出 金	48,489,422	23.6%	104,475,676	39.6%
県 支 出 金	12,658,709	6.2%	13,344,304	5.0%
財 産 収 入	5,653,424	2.7%	2,409,494	0.9%
寄 付 金	46,007	0.0%	216,234	0.1%
繰 入 金	2,741,703	1.3%	224,220	0.1%
繰 越 金	769,646	0.4%	751,533	0.3%
諸 収 入	6,528,039	3.2%	9,399,630	3.6%
市 債	16,356,278	8.0%	21,651,729	8.2%

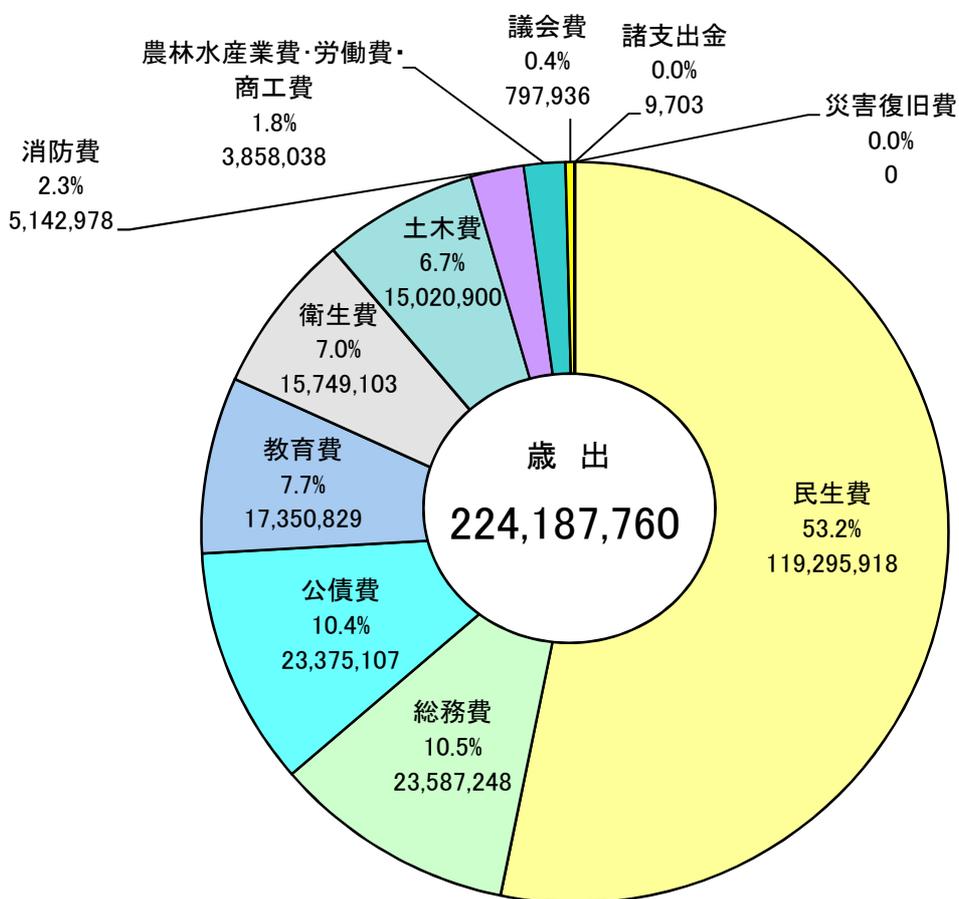
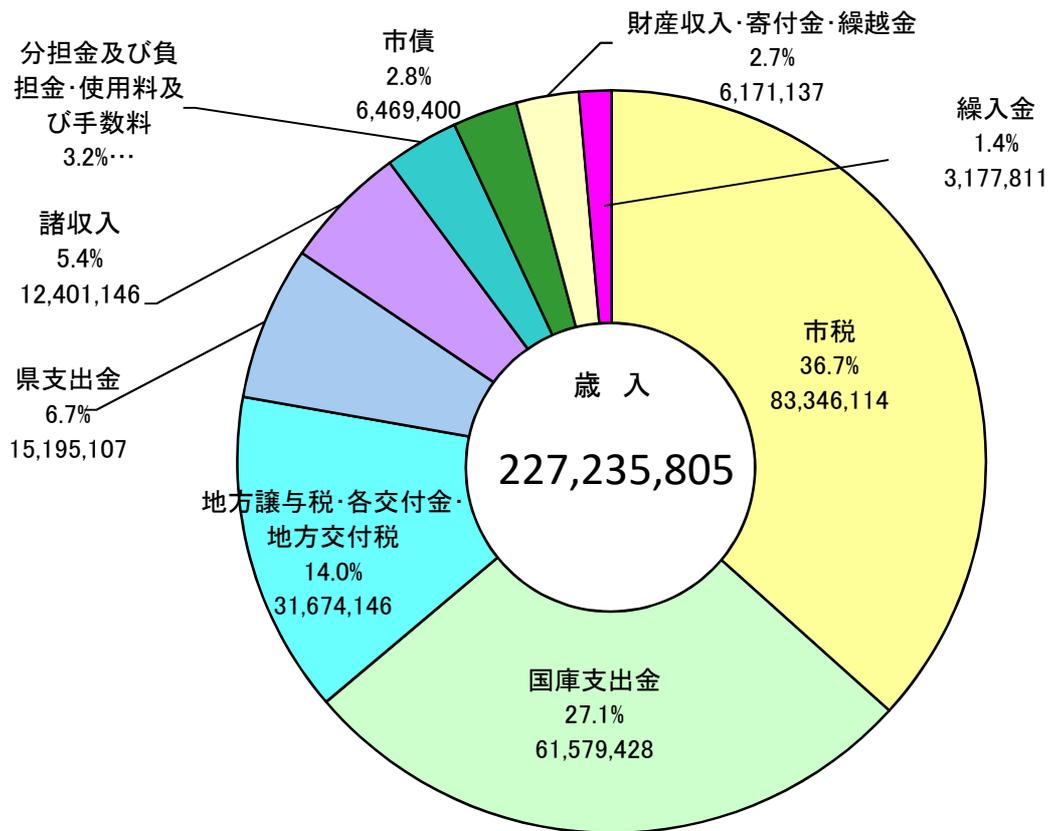
歳出総額	204,376,824	100.0%	262,258,366	100.0%
議 会 費	814,071	0.4%	774,682	0.3%
総 務 費	19,951,348	9.7%	67,785,167	25.8%
民 生 費	101,148,539	49.5%	103,073,681	39.3%
衛 生 費	13,145,880	6.4%	14,212,722	5.4%
労 働 費	157,322	0.1%	167,715	0.1%
農 林 水 産 業 費	146,806	0.1%	145,143	0.1%
商 工 費	1,832,617	0.9%	3,247,894	1.2%
土 木 費	17,733,218	8.7%	20,387,733	7.8%
消 防 費	4,858,555	2.4%	6,191,448	2.4%
教 育 費	15,433,718	7.5%	17,143,759	6.5%
災 害 復 旧 費	174,829	0.1%	-	-
公 債 費	28,957,612	14.2%	29,107,852	11.1%
諸 支 出 金	22,309	0.0%	20,570	0.0%

(単位：千円)

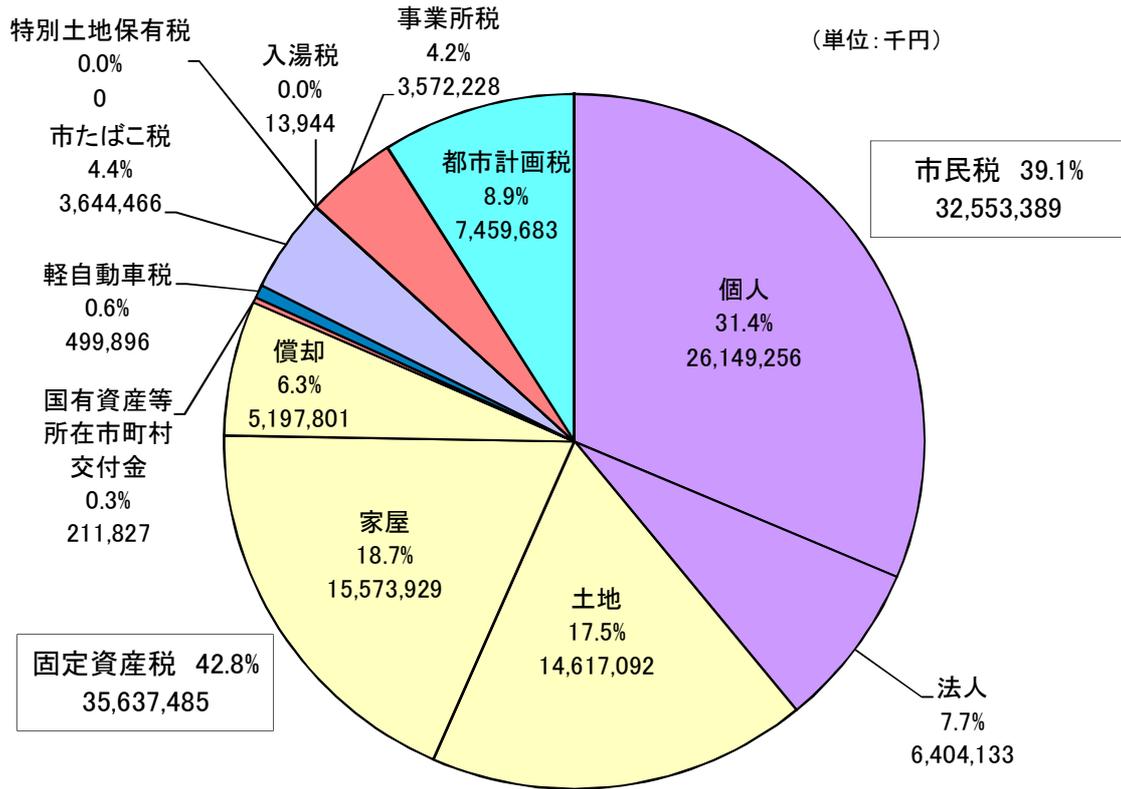
令和3年度		令和4年度		令和5年度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
<b>232,308,042</b>	100.0%	<b>227,245,745</b>	100.0%	<b>227,235,805</b>	100.0%
80,110,628	34.5%	82,597,797	36.3%	83,346,114	36.7%
808,861	0.3%	809,866	0.4%	818,505	0.4%
59,288	0.0%	38,635	0.0%	36,251	0.0%
602,326	0.3%	573,449	0.3%	664,698	0.3%
713,224	0.3%	410,977	0.2%	710,505	0.3%
1,101,489	0.5%	1,177,451	0.5%	1,114,776	0.5%
10,313,226	4.4%	10,911,528	4.8%	10,837,434	4.8%
-	-	2,168	0.0%	7,976	0.0%
115,442	0.1%	139,120	0.1%	145,209	0.1%
1,263,150	0.5%	525,275	0.2%	498,987	0.2%
16,376,225	7.1%	15,658,743	6.9%	16,790,463	7.4%
64,969	0.0%	56,935	0.0%	49,342	0.0%
809,600	0.3%	839,287	0.4%	943,920	0.4%
6,420,788	2.8%	6,325,770	2.8%	6,277,596	2.8%
71,066,543	30.6%	63,688,169	28.0%	61,579,428	27.1%
14,162,685	6.1%	14,921,718	6.6%	15,195,107	6.7%
1,770,491	0.8%	3,288,088	1.4%	2,420,578	1.1%
308,364	0.1%	564,554	0.2%	714,425	0.3%
1,969,748	0.8%	4,094,825	1.8%	3,177,811	1.4%
1,773,441	0.8%	3,495,023	1.5%	3,036,134	1.3%
7,839,147	3.4%	9,925,590	4.4%	12,401,146	5.4%
14,658,407	6.3%	7,200,777	3.2%	6,469,400	2.8%
<b>228,813,019</b>	100.0%	<b>224,209,611</b>	100.0%	<b>224,187,760</b>	100.0%
782,992	0.3%	801,319	0.3%	797,936	0.4%
18,879,319	8.2%	25,410,143	11.3%	23,587,248	10.5%
116,595,481	51.0%	112,925,266	50.4%	119,295,918	53.2%
18,726,176	8.2%	18,934,426	8.4%	15,749,103	7.0%
350,558	0.2%	165,951	0.1%	151,175	0.1%
140,912	0.1%	133,711	0.1%	137,574	0.1%
3,073,385	1.3%	1,506,682	0.7%	3,569,289	1.6%
15,736,402	6.9%	16,259,389	7.2%	15,020,900	6.7%
5,034,116	2.2%	5,068,065	2.3%	5,142,978	2.3%
19,736,390	8.6%	18,604,291	8.3%	17,350,829	7.7%
-	-	-	-	-	-
29,747,017	13.0%	23,698,538	10.6%	23,375,107	10.4%
10,271	0.0%	701,830	0.3%	9,703	0.0%

[図表1] 令和5年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

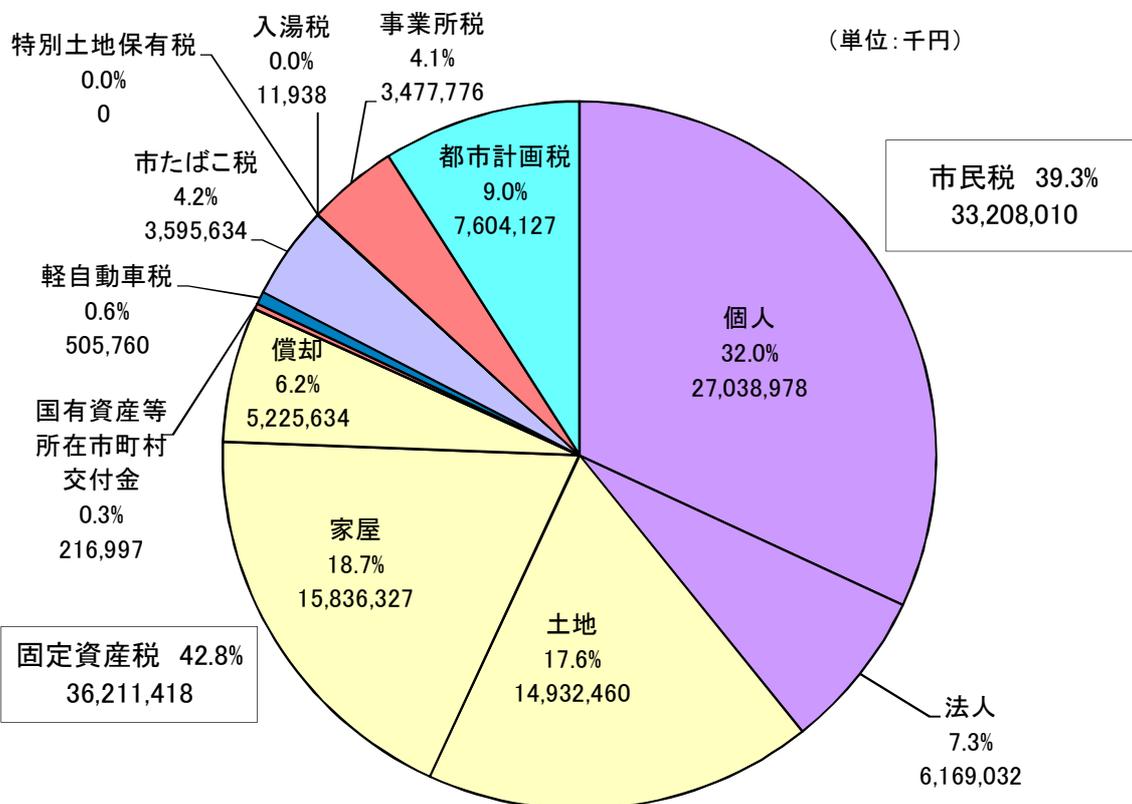
(単位:千円)



[図表2] 令和5年度市税決算額の税目別構成比



[図表3] 令和6年度市税当初予算額の税目別構成比



(注)4月補正:定額減税の影響による個人市民税△1,900,000千円については未反映。

(4) 令和5年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位: 円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率 B/A	前年度 前年度	対 予 算 B - O	B/O
市 税 合 計	83,116,788,000	85,048,976,223	83,346,113,676	83,319,445,046	26,668,630	105,950,145	1,623,581,032	98.0%	97.8%	229,325,676	100.3%
現年課税分	82,484,310,000	83,287,796,379	82,726,217,516	82,699,950,356	26,267,160	450,291	587,395,732	99.3%	99.2%	241,907,516	100.3%
現年度分	82,032,226,000	82,732,633,874	82,207,293,848	82,194,429,888	12,863,960	450,291	537,753,695	99.4%	99.3%	175,067,848	100.2%
過年度分	452,084,000	555,162,505	518,923,668	505,520,468	13,403,200	0	49,642,037	93.5%	90.3%	66,839,668	114.8%
滞納繰越分	632,478,000	1,761,179,844	619,896,160	619,494,690	401,470	105,499,854	1,036,185,300	35.2%	35.7%	△ 12,581,840	98.0%
1 市民税	32,627,007,000	33,624,075,588	32,553,389,099	32,532,369,019	21,020,080	63,433,354	1,028,273,215	96.8%	96.5%	△ 73,617,901	99.8%
(1) 個人市民税	26,210,613,000	27,183,974,885	26,149,256,180	26,149,256,180	0	60,455,891	974,262,814	96.19%	95.9%	△ 61,356,820	99.8%
現年課税分	25,867,150,000	26,133,678,840	25,789,849,576	25,789,849,576	0	60,258	343,769,006	98.7%	98.5%	△ 77,300,424	99.7%
均等割	790,667,000	792,698,430	782,878,740	782,878,740	0	1,830	9,817,860	98.8%	98.6%	△ 7,788,260	99.0%
所得割	25,076,483,000	25,340,980,410	25,006,970,836	25,006,970,836	0	58,428	333,951,146	98.7%	98.5%	△ 69,512,164	99.7%
現年度分	25,766,096,000	25,992,688,035	25,678,903,935	25,678,903,935	0	60,258	313,723,842	98.8%	98.7%	△ 87,192,065	99.7%
均等割	788,814,000	790,112,800	780,844,110	780,844,110	0	1,830	9,266,860	98.8%	98.7%	△ 7,969,890	99.0%
所得割	24,977,282,000	25,202,575,235	24,898,059,825	24,898,059,825	0	58,428	304,456,982	98.8%	98.7%	△ 79,222,175	99.7%
普徴徴収	4,699,169,000	5,343,875,476	5,068,469,933	5,068,469,933	0	60,258	275,345,285	94.8%	94.8%	369,300,933	107.9%
給与特徴	20,326,269,000	19,914,194,280	19,875,815,723	19,875,815,723	0	0	38,378,557	99.8%	99.8%	△ 450,453,277	97.8%
年金特徴	740,658,000	734,618,279	734,618,279	734,618,279	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 6,039,721	99.2%
過年度分	101,054,000	140,990,805	110,945,641	110,945,641	0	0	30,045,164	78.7%	71.9%	9,891,641	109.8%
均等割	1,853,000	2,585,630	2,034,630	2,034,630	0	0	551,000	78.7%	71.9%	181,630	109.8%
所得割	99,201,000	138,405,175	108,911,011	108,911,011	0	0	29,494,164	78.7%	71.9%	9,710,011	109.8%
滞納繰越分	343,463,000	1,050,296,045	359,406,604	359,406,604	0	60,395,633	630,493,808	34.2%	32.6%	15,943,604	104.6%
均等割	10,772,000	32,652,650	11,173,590	11,173,590	0	1,877,630	19,601,430	34.2%	32.6%	401,590	103.7%
所得割	332,691,000	1,017,643,395	348,233,014	348,233,014	0	58,518,003	610,892,378	34.2%	32.6%	15,542,014	104.7%
(2) 法人市民税	6,416,394,000	6,440,100,703	6,404,132,919	6,383,112,839	21,020,080	2,977,463	54,010,401	99.4%	99.4%	△ 12,261,081	99.8%
現年課税分	6,404,568,000	6,395,145,400	6,394,055,270	6,373,036,880	21,018,390	48,979	22,059,541	100.0%	100.0%	△ 10,512,730	99.8%
均等割	1,519,258,000	1,598,215,000	1,597,943,150	1,593,509,870	4,433,280	12,360	4,692,770	100.0%	100.0%	78,685,150	105.2%
税割	4,885,310,000	4,796,930,400	4,796,112,120	4,779,527,010	16,585,110	36,619	17,366,771	100.0%	100.0%	△ 89,197,880	98.2%
現年度分	6,113,587,000	6,146,594,400	6,145,543,918	6,137,914,528	7,629,390	48,979	8,630,893	100.0%	100.0%	31,956,918	100.5%
均等割	1,481,460,000	1,551,670,000	1,551,405,680	1,549,479,690	1,925,990	12,360	2,177,950	100.0%	100.0%	69,945,680	104.7%
税割	4,632,127,000	4,594,924,400	4,594,138,238	4,588,434,838	5,703,400	36,619	6,452,943	100.0%	100.0%	△ 37,988,762	99.2%
過年度分	290,981,000	248,551,000	248,511,352	235,122,352	13,389,000	0	13,428,648	100.0%	100.0%	△ 42,469,648	85.4%
均等割	37,798,000	46,545,000	46,537,470	44,030,180	2,507,290	0	2,514,820	100.0%	100.0%	8,739,470	123.1%
税割	253,183,000	202,006,000	201,973,882	191,092,172	10,881,710	0	10,913,828	100.0%	100.0%	△ 51,209,118	79.8%
滞納繰越分	11,826,000	44,955,303	10,077,649	10,075,959	1,690	2,928,484	31,950,860	22.4%	26.3%	△ 1,748,351	85.2%
均等割	2,657,000	11,922,550	2,672,670	2,672,230	440	776,660	8,473,660	22.4%	26.3%	15,670	100.6%
税割	9,169,000	33,032,753	7,404,979	7,403,729	1,250	2,151,824	23,477,200	22.4%	26.3%	△ 1,764,021	80.8%
2 固定資産税	35,500,797,000	36,106,838,128	35,637,484,948	35,633,418,898	4,066,050	31,606,285	441,812,945	98.7%	98.6%	136,687,948	100.4%
(1) 純固定資産税	35,288,995,000	35,895,010,928	35,425,657,748	35,421,591,698	4,066,050	31,606,285	441,812,945	98.7%	98.6%	136,662,748	100.4%
現年課税分	35,079,559,000	35,402,792,226	35,243,517,092	35,239,768,322	3,748,770	287,174	162,736,730	99.6%	99.5%	163,958,092	100.5%
土地	14,454,505,000	14,601,818,329	14,527,534,946	14,526,048,936	1,486,010	69,880	75,699,513	99.5%	99.5%	73,029,946	100.5%
家屋	15,430,299,000	15,564,441,797	15,484,725,700	15,483,142,450	1,583,250	148,140	81,151,207	99.5%	99.4%	54,426,700	100.4%
償却	5,194,755,000	5,236,532,100	5,231,256,446	5,230,576,936	679,510	69,154	5,886,010	99.9%	99.9%	36,501,446	100.7%
現年度分	35,036,846,000	35,314,202,226	35,160,480,832	35,156,746,262	3,734,570	287,174	157,168,790	99.6%	99.6%	123,634,832	100.4%
土地	14,452,038,000	14,593,933,029	14,520,255,496	14,518,769,486	1,486,010	69,880	75,093,663	99.5%	99.5%	68,217,496	100.5%
家屋	15,426,084,000	15,548,945,497	15,470,420,060	15,468,836,810	1,583,250	148,140	79,960,547	99.5%	99.5%	44,336,060	100.3%
償却	5,158,724,000	5,171,323,700	5,169,805,276	5,169,139,966	665,310	69,154	2,114,580	100.0%	100.0%	11,081,276	100.2%

(4) 令和5年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位: 円)

		最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対 予 算	
									B/A	前年度	B - O	B/O
1	過年度分	42,713,000	88,590,000	83,036,260	83,022,060	14,200	0	5,567,940	93.7%	87.2%	40,323,260	194.4%
	土地	2,467,000	7,885,300	7,279,450	7,279,450	0	0	605,850	92.3%	45.5%	4,812,450	295.1%
	家屋	4,215,000	15,496,300	14,305,640	14,305,640	0	0	1,190,660	92.3%	45.5%	10,090,640	339.4%
	償却	36,031,000	65,208,400	61,451,170	61,436,970	14,200	0	3,771,430	94.2%	97.7%	25,420,170	170.6%
2	滞納繰越分	209,436,000	492,218,702	182,140,656	181,823,376	317,280	31,319,111	279,076,215	37.0%	41.3%	△ 27,295,344	87.0%
	土地	104,161,000	243,653,234	89,556,336	89,430,446	125,890	15,252,183	138,970,605	36.8%	41.1%	△ 14,604,664	86.0%
	家屋	103,018,000	242,696,090	89,204,510	89,079,120	125,390	15,192,260	138,424,710	36.8%	41.1%	△ 13,813,490	86.6%
	償却	2,257,000	5,869,378	3,379,810	3,313,810	66,000	874,668	1,680,900	57.6%	54.8%	1,122,810	149.7%
(2)	交付金	211,802,000	211,827,200	211,827,200	211,827,200	0	0	0	100.0%	100.0%	25,200	100.0%
3	軽自動車税	493,272,000	535,675,264	499,895,923	499,752,723	143,200	3,331,376	32,591,165	93.3%	92.5%	6,623,923	101.3%
	環境性能割	31,232,000	29,666,200	29,666,200	29,666,200	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,565,800	95.0%
	種別割	462,040,000	506,009,064	470,229,723	470,086,523	143,200	3,331,376	32,591,165	92.9%	92.0%	8,189,723	101.8%
	現年課税分	453,064,000	470,241,900	460,461,909	460,339,109	122,800	0	9,902,791	97.9%	97.4%	7,397,909	101.6%
4	市たばこ税	3,573,968,000	3,644,465,751	3,644,465,751	3,644,465,751	0	0	0	100.0%	100.0%	70,497,751	102.0%
	現年課税分	3,573,968,000	3,644,465,751	3,644,465,751	3,644,465,751	0	0	0	100.0%	100.0%	70,497,751	102.0%
	現年度分	3,573,968,000	3,644,465,751	3,644,465,751	3,644,465,751	0	0	0	100.0%	100.0%	70,497,751	102.0%
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	100.0%	0	-
5	滞納繰越分	8,976,000	35,767,164	9,767,814	9,747,414	20,400	3,331,376	22,688,374	27.3%	22.1%	791,814	108.8%
	現年課税分	453,064,000	470,241,900	460,461,909	460,339,109	122,800	0	9,902,791	97.9%	97.4%	7,397,909	101.6%
	現年度分	452,818,000	470,099,900	460,323,909	460,201,109	122,800	0	9,898,791	97.9%	97.4%	7,505,909	101.7%
	過年度分	246,000	142,000	138,000	138,000	0	0	4,000	97.2%	92.1%	△ 108,000	56.1%
6	入湯税	14,973,000	13,943,688	13,943,688	13,943,688	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,029,312	93.1%
	現年課税分	14,973,000	13,943,688	13,943,688	13,943,688	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,029,312	93.1%
	現年度分	14,973,000	13,943,688	13,943,688	13,943,688	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,029,312	93.1%
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
7	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
	事業所税	3,462,410,000	3,550,254,700	3,537,250,987	3,536,632,187	618,800	0	13,622,513	99.6%	99.5%	74,840,987	102.2%
	現年課税分	3,454,943,000	3,532,527,800	3,522,933,600	3,522,314,800	618,800	0	10,213,000	99.7%	99.5%	67,990,600	102.0%
	現年度分	3,438,759,000	3,460,874,600	3,451,474,415	3,450,855,615	618,800	0	10,018,985	99.7%	99.8%	12,715,415	100.4%
8	過年度分	16,184,000	71,653,200	71,459,185	71,459,185	0	0	194,015	99.7%	89.9%	55,275,185	441.5%
	滞納繰越分	7,467,000	17,726,900	14,317,387	14,317,387	0	0	3,409,513	80.8%	81.5%	6,850,387	191.7%
	都市計画税	7,444,361,000	7,573,723,104	7,459,683,280	7,458,862,780	820,500	7,579,130	107,281,194	98.5%	98.3%	15,322,280	100.2%
	現年課税分	7,393,051,000	7,453,507,374	7,415,497,230	7,414,738,830	758,400	53,880	38,714,664	99.5%	99.5%	22,446,230	100.3%
9	土地	3,965,176,000	3,994,783,173	3,974,472,180	3,974,065,610	406,570	28,880	20,688,683	99.5%	99.5%	9,296,180	100.2%
	家屋	3,427,875,000	3,458,724,201	3,441,025,050	3,440,673,220	351,830	25,000	18,025,981	99.5%	99.5%	13,150,050	100.4%
	現年度分	7,392,145,000	7,448,271,874	7,410,664,000	7,409,905,600	758,400	53,880	38,312,394	99.5%	99.5%	18,519,000	100.3%
	土地	3,964,748,000	3,992,864,973	3,972,701,360	3,972,294,790	406,570	28,880	20,541,303	99.5%	99.5%	7,953,360	100.2%
	家屋	3,427,397,000	3,455,406,901	3,437,962,640	3,437,610,810	351,830	25,000	17,771,091	99.5%	99.5%	10,565,640	100.3%
	過年度分	906,000	5,235,500	4,833,230	4,833,230	0	0	402,270	92.3%	45.5%	3,927,230	533.5%
	土地	428,000	1,918,200	1,770,820	1,770,820	0	0	147,380	92.3%	45.5%	1,342,820	413.7%
	家屋	478,000	3,317,300	3,062,410	3,062,410	0	0	254,890	92.3%	45.5%	2,584,410	640.7%
	滞納繰越分	51,310,000	120,215,730	44,186,050	44,123,950	62,100	7,525,250	68,566,530	36.8%	41.1%	△ 7,123,950	86.1%
	土地	28,520,000	66,515,250	24,448,100	24,413,740	34,360	4,163,720	37,937,790	36.8%	41.1%	△ 4,071,900	85.7%
	家屋	22,790,000	53,700,480	19,737,950	19,710,210	27,740	3,361,530	30,628,740	36.8%	41.1%	△ 3,052,050	86.6%

## (5) 令和5年度市税の概要

(単位:千円)

年度 税目	令和4年度 決算額	令和5年度 当初予算額	令和5年度 補正後予算額	令和5年度 決算額	差 引 き			増 減 率		
	①	②	③	④	④-①	④-②	④-③	④/①	④/②	④/③
市 税 合 計	82,597,797	82,416,788	83,116,788	83,346,114	748,317	929,326	229,326	100.9%	101.1%	100.3%
市 民 税	32,254,279	32,227,007	32,627,007	32,553,389	299,110	326,382	△ 73,618	100.9%	101.0%	99.8%
個人	26,088,741	26,410,613	26,210,613	26,149,256	60,515	△ 261,357	△ 61,357	100.2%	99.0%	99.8%
法人	6,165,538	5,816,394	6,416,394	6,404,133	238,595	587,739	△ 12,261	103.9%	110.1%	99.8%
固 定 資 産 税	35,281,918	35,370,797	35,500,797	35,637,485	355,567	266,688	136,688	101.0%	100.8%	100.4%
土 地	14,657,392	14,558,666	14,558,666	14,617,092	△ 40,300	58,426	58,426	99.7%	100.4%	100.4%
家 屋	15,215,387	15,533,317	15,533,317	15,573,929	358,542	40,612	40,612	102.4%	100.3%	100.3%
償 却	5,197,801	5,067,012	5,197,012	5,234,637	36,836	167,625	37,625	100.7%	103.3%	100.7%
交 付 金	211,338	211,802	211,802	211,827	489	25	25	100.2%	100.0%	100.0%
軽自動車税	485,560	493,272	493,272	499,896	14,336	6,624	6,624	103.0%	101.3%	101.3%
環境性能割	29,502	31,232	31,232	29,666	164	△ 1,566	△ 1,566	100.6%	95.0%	95.0%
種別割	456,058	462,040	462,040	470,230	14,172	8,190	8,190	103.1%	101.8%	101.8%
市たばこ税	3,618,275	3,473,968	3,573,968	3,644,466	26,191	170,498	70,498	100.7%	104.9%	102.0%
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
入 湯 税	15,407	14,973	14,973	13,944	△ 1,463	△ 1,029	△ 1,029	90.5%	93.1%	93.1%
事 業 所 税	3,572,228	3,392,410	3,462,410	3,537,251	△ 34,977	144,841	74,841	99.0%	104.3%	102.2%
都 市 計 画 税	7,370,130	7,444,361	7,444,361	7,459,683	89,553	15,322	15,322	101.2%	100.2%	100.2%
土 地	4,005,336	3,993,696	3,993,696	3,998,920	△ 6,416	5,224	5,224	99.8%	100.1%	100.1%
家 屋	3,364,794	3,450,665	3,450,665	3,460,763	95,969	10,098	10,098	102.9%	100.3%	100.3%

\* 収入額ベース比較表

## 【市税決算額】

市税決算額は833億4,600万円と、前年度決算額と比較して、7億4,800万円、率にして0.9%の増となった。これは主に法人市民税および固定資産税の増によるものである。

(当初予算比: 9億2,900万円の増、最終予算比: 2億2,900万円の増)

## 【主な税目の対前年度決算増減理由】

- 個人市民税は、6,100万円(0.2%)の増加で、これは主に、給与収入及び納税義務者数の増加によるものである。

<個人市民税の納税義務者数>	(参考)
R4決算 225,577人	R5予算 227,698人
R5決算 226,592人(+1,015人)	
<1人当りの給与収入額>	(参考)
R4決算 448万3,478円	R5予算 451万4,862円
R5決算 456万4,264円(+8万786円)	

- 法人市民税は、2億3,900万円(3.9%)の増加で、これは企業収益が増加したことによるものである。

<業種ごとの税割額の増減>	
化学工業	+2億7,900万円
鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	+1億1,400万円

- 固定資産税・都市計画税は、4億4,500万円(1.1%)の増加で、これは主に、家屋の新築による増などによるものである。

(家屋)
家屋の新増築等による増 固定+3億5,700万円 都計+1億1,200万円

- 市たばこ税は、2,600万円(0.7%)の増加で、これは売渡し本数増加によるものである。

<たばこ売渡し本数>	(参考)
R4年度決算 552,210千本	R5予算 530,214千本
R5年度決算 556,237千本(+4,027千本)	

## 【その他事項】

- 収入率  
現年課税分は前年度から0.1ポイント上昇の99.3%、滞納繰越分は前年度から0.5ポイント減少の35.2%となり、全体では前年度から0.2ポイント上昇の98.0%となった。
- 実質収入未済額  
翌年度へ繰越す実質収入未済額は、16億2,400万円と、前年度と比較して、1億3,700万円減少した。
- 不納欠損額  
不納欠損額については、1億600万円と、前年度と比較して、200万円増加した。

〈市税収入率〉

令和5年度の市税収入率は98.0%と、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

内訳として、現年課税分は99.3%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇、滞納繰越分は35.2%と、前年度に比べ0.5ポイント減少した。

また、個人市民税で96.2%と、前年度に比べ0.3ポイント上昇した。

そのほかの税目の収入は、「(8) 市税決算状況の推移」(20, 21 ページ) に掲載。

	令和4年度 決算①	令和5年度			増減 ②-①
		当初予算	最終予算	決算②	
市税全体	97.8%	98.0%	98.0%	98.0%	0.2%
現年課税分	99.2%	99.3%	99.3%	99.3%	0.1%
滞納繰越分	35.7%	36.2%	36.2%	35.2%	-0.5%
個人市民税	95.9%	96.7%	96.7%	96.2%	0.3%
現年課税分	98.5%	98.9%	98.9%	98.7%	0.2%
滞納繰越分	32.6%	35.8%	35.8%	34.2%	1.6%

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で16億2,358万1千円となり、前年度に比べ1億3,757万6千円、率にして7.8ポイント減少となった。

各税目の内訳は下表のとおり。

(単位:千円)

年度	令和4年度決算①			令和5年度決算②			増減(②-①)	
	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	前年比
市 民 税	1,098,954	62.4%	96.6%	1,028,273	63.3%	93.6%	△70,681	△6.4%
個 人	1,056,062	60.0%	96.6%	974,263	60.0%	92.3%	△81,799	△7.7%
法 人	42,892	2.4%	95.3%	54,010	3.3%	125.9%	11,118	25.9%
固定資産税	488,807	27.8%	81.3%	441,813	27.2%	90.4%	△46,994	△9.6%
軽自動車税	36,076	2.0%	98.8%	32,592	2.0%	90.3%	△3,484	△9.7%
市たばこ税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
特別土地保有税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
入湯税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
事業所税	17,787	1.0%	1134.4%	13,622	0.9%	76.6%	△4,165	△23.4%
都市計画税	119,533	6.8%	81.0%	107,281	6.6%	89.8%	△12,252	△10.2%
市 税 合 計	1,761,157	100.0%	91.5%	1,623,581	100.0%	92.2%	△137,576	△7.8%

〈不納欠損額〉

不納欠損額は市税合計で1億595万円となり、前年度に比べ170万円、率にして1.6ポイント増となった。

詳細は、「(2) 不納欠損額税目別明細」(82, 83 ページ) に掲載。

## 〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。

さらに、平成30年度には納税課に職員5名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。

令和元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総括係長）を設置するとともに、効果的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の設定を実施した。

令和2年度からは悪質な滞納者に対して捜索を実施したことに加え、現徴収体制を積極的に運用した。

令和3年度は、個人市民税の滞納抑制及び収入率向上のため、個人住民税整理担当内「現年対策チーム」として2名を専任させ、現年課税分の徴収強化に取り組んだ。また、預貯金、生命保険、他都市照会を中心とした財産調査に、クレジットカード会社を追加するなど、財産調査の強化を図った。

令和4年度は個人住民税整理担当現年対策チームの取組み対象範囲を特別徴収義務者や、個人市民税に加え他の税目も滞納している重複滞納者にも拡大し、職員1名増の3名体制で、滞納案件への早期着手、差押等の滞納処分を行った。

令和5年度は新たに設置された「個人住民税等早期対策担当」（職員1名増の4名体制）が現年課税分（固定資産税・都市計画税、市民税・県民税及び軽自動車税）の未納者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）・電話・文書による納税催告を実施するとともに、滞納後速やかに滞納整理に着手することで、滞納額の圧縮を強力に推し進め、滞納状態の早期解決を図った。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web 口座振替受付サービス」の運用を開始した。令和3年1月から導入した「クレジット納付（Pay-easy 納付を含む）、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ」に加え、令和4年4月からは「d払い、J-Coin、auPAY」、令和5年4月からは「楽天ペイ」を追加し、納税者の更なる利便性向上を図った。今後は利用拡大に向け、納税者への積極的な広報を実施していく。

〈令和6年度市税収入確保に向けた取組〉

令和6年度予算である840億3千万円以上の収入額を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し、次の取組を実施する。

- (1) 個人市民税特別徴収分への徴収強化を図るとともに「ナッジ理論」を活用した封筒デザインの変更及び効果的な警告文書や外国語に対応した文書の作成などにより、自主納付の促進を図る取組を進めていく。
- (2) SMS(ショートメッセージサービス)・電話・文書による納税催告を実施するとともに、滞納後速やかに滞納整理に着手することで、滞納額の圧縮を強力に押し進め、滞納状態の早期解決を図っていく。
- (3) 納税課及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取り組む。
- (4) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権(給与・預貯金・その他債権)の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (5) 現徴収体制を積極的に運用し、更なる進捗管理の徹底、詳細なスケジュールに基づく効率的な滞納整理の実施、滞納整理研修の充実による職員の滞納整理スキルの向上等に取り組む。
- (6) 財産調査業務において、預貯金照会業務のデジタル化により照会期間の大幅な短縮が図られたことから、その効果を反映するために職員がスムーズに滞納整理を実施できる調査体制を構築し、差押えに係る滞納整理の迅速化を図る。
- (7) 困難化している滞納案件の早期解決を目指し、搜索(強制調査)や差押不動産の公売等を実施する。

# 産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区 分	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度				増 減	
	調 定 額 ①	構 成 比	調 定 額 ②	構 成 比	全 法 人 数	う ち 税 割 法 人 数	② - ①	② / ①
建 設 業	334,606	7.9	288,721	6.3	2,229	978	△ 45,885	△ 13.7
製 造 業	1,948,101	45.8	2,382,422	51.8	1,557	733	434,321	22.3
食 料 品	93,176	2.2	41,297	0.9	145	58	△ 51,879	△ 55.7
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	119,391	2.8	92,575	2.0	32	17	△ 26,816	△ 22.5
化 学 工 業	672,399	15.8	952,179	20.7	135	90	279,780	41.6
窯 業 ・ 土 石 製 品	74,684	1.8	75,664	1.6	42	25	980	1.3
鉄 鋼 業 ・ 金 属 製 品 ・ 非 鉄 金 属	326,650	7.7	440,955	9.6	398	180	114,305	35.0
機 械 器 具	631,316	14.8	735,491	16.0	527	253	104,175	16.5
そ の 他 の 製 造	30,485	0.7	44,261	1.0	278	110	13,776	45.2
そ の 他 の 業 種	1,970,175	46.3	1,923,782	41.9	8,348	3,676	△ 46,393	△ 2.4
卸 売 ・ 小 売 業	707,249	16.6	657,520	14.3	2,233	963	△ 49,729	△ 7.0
金 融 ・ 保 険 業	293,037	6.9	127,479	2.8	174	81	△ 165,558	△ 56.5
不 動 産 業	196,566	4.6	231,222	5.0	1,595	805	34,656	17.6
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	238,040	5.6	332,796	7.3	755	382	94,756	39.8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	17,042	0.4	18,416	0.4	24	9	1,374	8.1
サ ー ビ ス 業	518,241	12.2	556,349	12.1	3,567	1,436	38,108	7.4
合 計	4,252,882	100.0	4,594,925	100.0	12,134	5,387	342,043	8.0

## (6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終
市 税	79,803,695	387,000	80,190,695	79,411,977	△ 300,000	79,111,977
現年課税分	78,892,514	387,000	79,279,514	78,599,331	△ 300,000	78,299,331
滞納繰越分	911,181	0	911,181	812,646	0	812,646
市 民 税	32,166,146	387,000	32,553,146	31,280,302	30,000	31,310,302
個 人	24,601,005	387,000	24,988,005	25,100,004	300,000	25,400,004
現年課税分	24,121,074	387,000	24,508,074	24,647,536	300,000	24,947,536
滞納繰越分	479,931	0	479,931	452,468	0	452,468
法 人	7,565,141	0	7,565,141	6,180,298	△ 270,000	5,910,298
現年課税分	7,545,749	0	7,545,749	6,168,852	△ 270,000	5,898,852
滞納繰越分	19,392	0	19,392	11,446	0	11,446
固 定 資 産 税	33,630,896	0	33,630,896	34,003,441	△ 280,000	33,723,441
純固定資産税	33,404,621	0	33,404,621	33,784,076	△ 280,000	33,504,076
現年課税分	33,086,270	0	33,086,270	33,512,356	△ 280,000	33,232,356
土地・家屋	28,206,650	0	28,206,650	28,597,806	△ 170,000	28,427,806
償却資産	4,846,291	0	4,846,291	4,902,979	△ 110,000	4,792,979
過年度	33,329	0	33,329	11,571	0	11,571
滞納繰越分	318,351	0	318,351	271,720	0	271,720
交 付 金	226,275	0	226,275	219,365	0	219,365
軽自動車税	415,305	0	415,305	441,901	0	441,901
環境性能割	6,353	0	6,353	22,075	0	22,075
種別割	408,952	0	408,952	419,826	0	419,826
現年課税分	396,194	0	396,194	410,288	0	410,288
滞納繰越分	12,758	0	12,758	9,538	0	9,538
市たばこ税	3,201,739	0	3,201,739	3,195,555	0	3,195,555
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	19,262	0	19,262	19,522	0	19,522
現年課税分	19,262	0	19,262	19,522	0	19,522
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
事 業 所 税	3,275,530	0	3,275,530	3,316,580	0	3,316,580
現年課税分	3,272,593	0	3,272,593	3,315,755	0	3,315,755
滞納繰越分	2,937	0	2,937	825	0	825
都 市 計 画 税	7,094,817	0	7,094,817	7,154,676	△ 50,000	7,104,676
現年課税分	7,017,005	0	7,017,005	7,088,027	△ 50,000	7,038,027
滞納繰越分	77,812	0	77,812	66,649	0	66,649

(単位：千円)

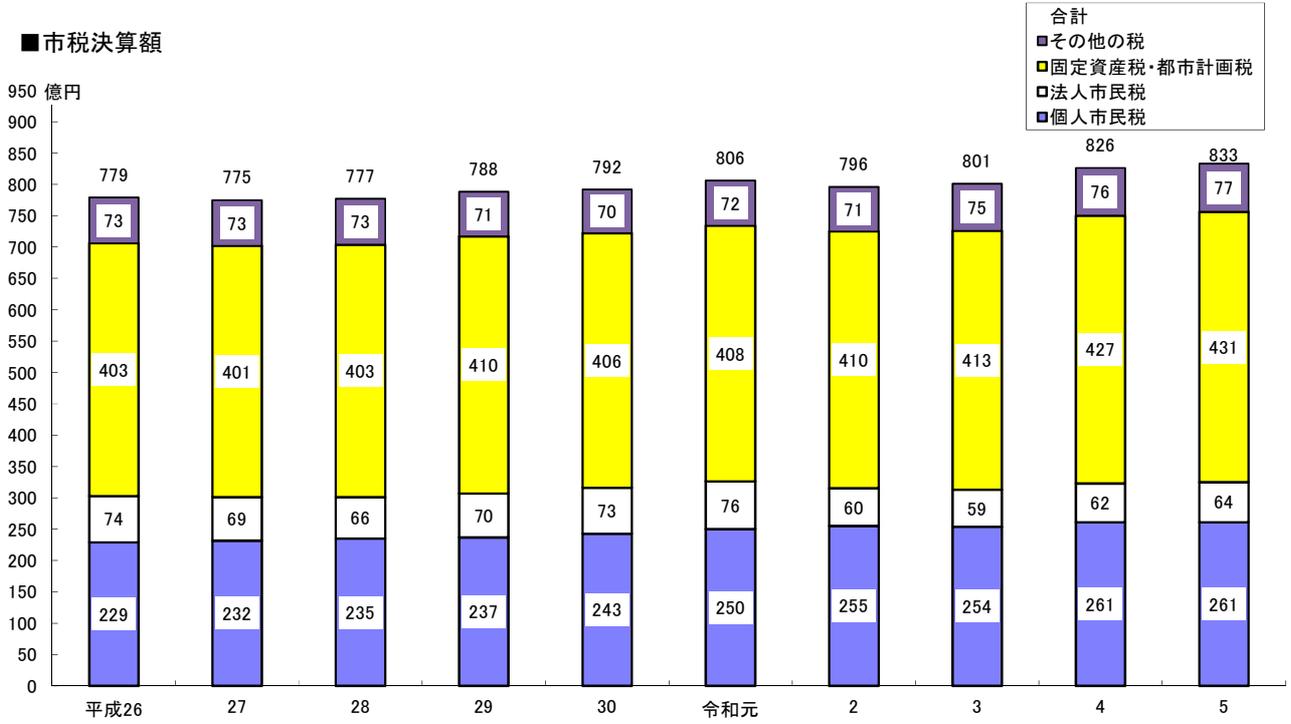
令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初
76,368,706	3,070,000	79,438,706	81,439,691	50,000	81,489,691	82,416,788	700,000	83,116,788	84,614,663
75,154,098	3,070,000	78,224,098	80,716,831	50,000	80,766,831	81,784,310	700,000	82,484,310	84,030,633
1,214,608	0	1,214,608	722,860	0	722,860	632,478	0	632,478	584,030
28,280,675	2,500,000	30,780,675	31,736,044	50,000	31,786,044	32,227,007	400,000	32,627,007	33,208,010
23,818,568	1,300,000	25,118,568	25,447,206	550,000	25,997,206	26,410,613	△ 200,000	26,210,613	27,038,978
23,386,554	1,300,000	24,686,554	25,052,071	550,000	25,602,071	26,067,150	△ 200,000	25,867,150	26,706,407
432,014	0	432,014	395,135	0	395,135	343,463	0	343,463	332,571
4,462,107	1,200,000	5,662,107	6,288,838	△ 500,000	5,788,838	5,816,394	600,000	6,416,394	6,169,032
4,394,074	1,200,000	5,594,074	6,274,560	△ 500,000	5,774,560	5,804,568	600,000	6,404,568	6,156,106
68,033	0	68,033	14,278	0	14,278	11,826	0	11,826	12,926
33,650,164	450,000	34,100,164	35,032,202	0	35,032,202	35,370,797	130,000	35,500,797	36,211,418
33,436,459	450,000	33,886,459	34,820,864	0	34,820,864	35,158,995	130,000	35,288,995	35,994,421
32,872,132	450,000	33,322,132	34,583,023	0	34,583,023	34,949,559	130,000	35,079,559	35,823,871
28,397,698	110,000	28,507,698	29,543,706	0	29,543,706	29,878,122	0	29,878,122	30,592,926
4,452,080	310,000	4,762,080	5,007,240	0	5,007,240	5,028,724	130,000	5,158,724	5,185,250
22,354	30,000	52,354	32,077	0	32,077	42,713	0	42,713	45,695
564,327	0	564,327	237,841	0	237,841	209,436	0	209,436	170,550
213,705	0	213,705	211,338	0	211,338	211,802	0	211,802	216,997
453,572	0	453,572	492,490	0	492,490	493,272	0	493,272	505,760
20,363	0	20,363	41,526	0	41,526	31,232	0	31,232	30,898
433,209	0	433,209	450,964	0	450,964	462,040	0	462,040	474,862
423,551	0	423,551	441,170	0	441,170	453,064	0	453,064	465,055
9,658	0	9,658	9,794	0	9,794	8,976	0	8,976	9,807
3,444,770	0	3,444,770	3,439,852	0	3,439,852	3,473,968	100,000	3,573,968	3,595,634
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14,205	0	14,205	14,481	0	14,481	14,973	0	14,973	11,938
14,205	0	14,205	14,481	0	14,481	14,973	0	14,973	11,938
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,370,401	100,000	3,470,401	3,371,505	0	3,371,505	3,392,410	70,000	3,462,410	3,477,776
3,338,711	100,000	3,438,711	3,363,856	0	3,363,856	3,384,943	70,000	3,454,943	3,460,990
31,690	0	31,690	7,649	0	7,649	7,467	0	7,467	16,786
7,154,919	20,000	7,174,919	7,353,117	0	7,353,117	7,444,361	0	7,444,361	7,604,127
7,046,033	20,000	7,066,033	7,294,954	0	7,294,954	7,393,051	0	7,393,051	7,562,737
108,886	0	108,886	58,163	0	58,163	51,310	0	51,310	41,390

## (7) 市税予算額・決算額の推移

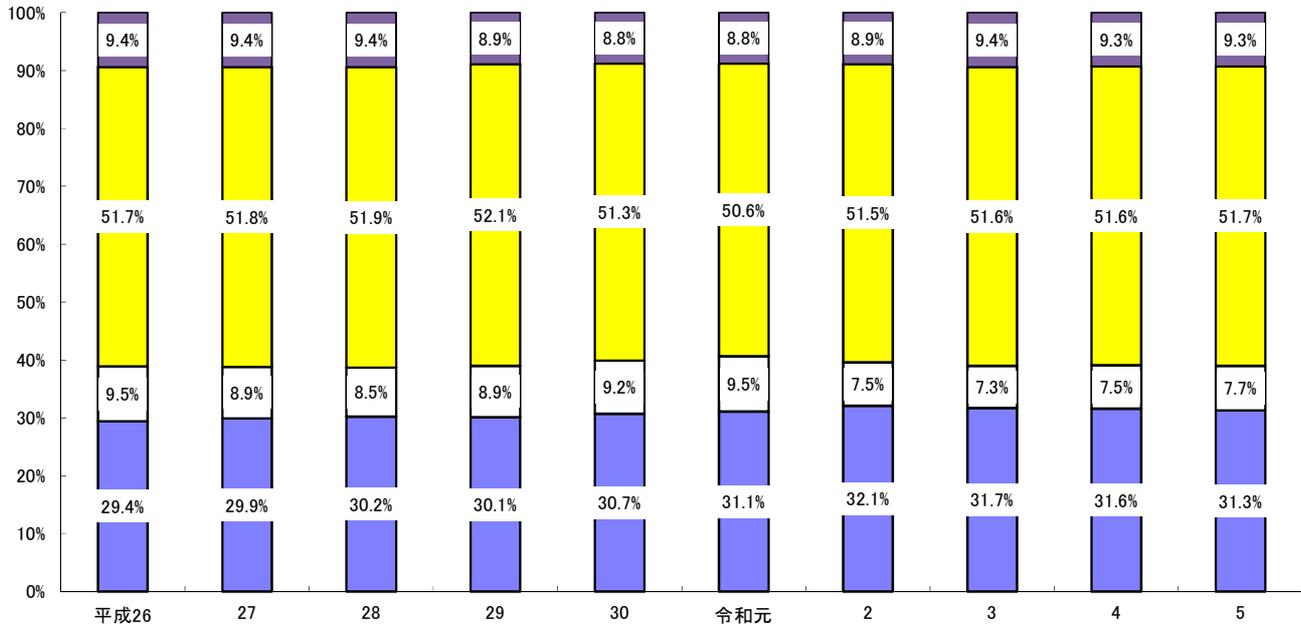
(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%
2	79,411,977	99.5%	79,111,977	98.7%	79,557,367	98.7%	445,390	100.6%
3	76,368,706	96.2%	79,438,706	100.4%	80,110,628	100.7%	671,922	100.8%
4	81,439,691	106.6%	81,489,691	102.6%	82,597,797	103.1%	1,108,106	101.4%
5	82,416,788	101.2%	83,116,788	102.0%	83,346,114	100.9%	229,326	100.3%

[図表4] 市税決算額の推移



■市税決算額の割合



## (8) 市税決算状況の推移

区 分	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
<b>市 税 総 計</b>	<b>83,280,680</b>	<b>80,591,085</b>	<b>96.8%</b>	<b>82,312,493</b>	<b>79,557,367</b>	<b>96.7%</b>
現年課税分	80,446,638	79,664,249	99.0%	79,816,774	78,702,343	98.6%
(現年度)	80,010,626	79,264,984	99.1%	79,370,780	78,295,619	98.6%
(過年度)	436,012	399,265	91.6%	445,994	406,724	91.2%
滞納繰越分	2,834,042	926,836	32.7%	2,495,719	855,024	34.3%
<b>市 民 税</b>	<b>34,241,423</b>	<b>32,690,247</b>	<b>95.5%</b>	<b>32,938,268</b>	<b>31,485,649</b>	<b>95.6%</b>
<b>個 人</b>	<b>26,546,816</b>	<b>25,049,366</b>	<b>94.4%</b>	<b>26,881,175</b>	<b>25,527,805</b>	<b>94.97%</b>
現年課税分	24,984,330	24,548,965	98.3%	25,489,852	25,075,772	98.4%
(現年度)	24,829,459	24,420,271	98.4%	25,352,987	24,973,752	98.5%
均等割	772,131	760,716	98.5%	784,589	773,162	98.5%
所得割	24,057,328	23,659,555	98.3%	24,568,398	24,200,590	98.5%
(過年度)	154,871	128,694	83.1%	136,865	102,020	74.5%
滞納繰越分	1,562,486	500,401	32.0%	1,391,323	452,033	32.5%
<b>法 人</b>	<b>7,694,607</b>	<b>7,640,881</b>	<b>99.3%</b>	<b>6,057,093</b>	<b>5,957,844</b>	<b>98.4%</b>
現年課税分	7,638,776	7,628,184	99.9%	6,004,391	5,941,512	99.0%
(現年度)	7,473,529	7,467,562	99.9%	5,760,495	5,697,873	98.9%
均等割	1,518,303	1,517,088	99.9%	1,509,155	1,492,752	98.9%
税 割	5,955,226	5,950,474	99.9%	4,251,340	4,205,121	98.9%
(過年度)	165,247	160,622	97.2%	243,896	243,639	99.9%
滞納繰越分	55,831	12,697	22.7%	52,702	16,332	31.0%
<b>固 定 資 産 税</b>	<b>34,565,053</b>	<b>33,685,327</b>	<b>97.5%</b>	<b>34,892,423</b>	<b>33,879,057</b>	<b>97.1%</b>
<b>純 固 定 資 産 税</b>	<b>34,338,778</b>	<b>33,459,052</b>	<b>97.4%</b>	<b>34,672,709</b>	<b>33,659,343</b>	<b>97.1%</b>
現年課税分	33,398,887	33,139,776	99.2%	33,860,831	33,357,931	98.5%
(現年度)	33,372,922	33,118,589	99.2%	33,809,996	33,310,552	98.5%
土 地	14,572,799	14,444,020	99.1%	14,615,755	14,423,897	98.7%
家 屋	13,937,587	13,814,421	99.1%	14,265,597	14,078,335	98.7%
償却資産	4,862,536	4,860,148	100.0%	4,928,644	4,808,320	97.6%
(過年度)	25,965	21,187	81.6%	50,835	47,379	93.2%
滞納繰越分	939,891	319,276	34.0%	811,878	301,412	37.1%
<b>交 付 金</b>	<b>226,275</b>	<b>226,275</b>	<b>100.0%</b>	<b>219,714</b>	<b>219,714</b>	<b>100.0%</b>
<b>軽 自 動 車 税</b>	<b>464,924</b>	<b>422,110</b>	<b>90.8%</b>	<b>489,677</b>	<b>449,478</b>	<b>91.8%</b>
環境性能割	6,184	6,184	100.0%	17,919	17,919	100.0%
種 別 割	458,740	415,926	90.7%	471,758	431,559	91.5%
現年課税分	420,328	405,970	96.6%	432,898	420,993	97.2%
(現年度)	420,024	405,696	96.6%	432,568	420,692	97.3%
(過年度)	304	274	90.1%	330	301	91.2%
滞納繰越分	38,412	9,956	25.9%	38,860	10,566	27.2%
<b>市 た ば こ 税</b>	<b>3,301,837</b>	<b>3,301,837</b>	<b>100.0%</b>	<b>3,265,033</b>	<b>3,265,015</b>	<b>100.0%</b>
現年課税分	3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%
(現年度)	3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%
(過年度)	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
<b>特 別 土 地 保 有 税</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
<b>入 湯 税</b>	<b>19,256</b>	<b>19,256</b>	<b>100.0%</b>	<b>12,626</b>	<b>12,626</b>	<b>100.0%</b>
現年課税分	19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%
(現年度)	19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%
(過年度)	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
<b>事 業 所 税</b>	<b>3,373,027</b>	<b>3,373,415</b>	<b>100.0%</b>	<b>3,362,346</b>	<b>3,333,808</b>	<b>99.2%</b>
現年課税分	3,366,525	3,367,260	100.0%	3,361,237	3,333,100	99.2%
(現年度)	3,280,314	3,281,049	100.0%	3,348,247	3,320,148	99.2%
(過年度)	86,211	86,211	100.0%	12,990	12,952	99.7%
滞納繰越分	6,502	6,155	94.7%	1,109	708	63.8%
<b>都 市 計 画 税</b>	<b>7,315,160</b>	<b>7,098,893</b>	<b>97.0%</b>	<b>7,352,120</b>	<b>7,131,734</b>	<b>97.0%</b>
現年課税分	7,084,240	7,020,542	99.1%	7,152,273	7,057,761	98.7%
(現年度)	7,080,826	7,018,265	99.1%	7,151,195	7,057,328	98.7%
(過年度)	3,414	2,277	66.7%	1,078	433	40.2%
滞納繰越分	230,920	78,351	33.9%	199,847	73,973	37.0%

(単位：千円)

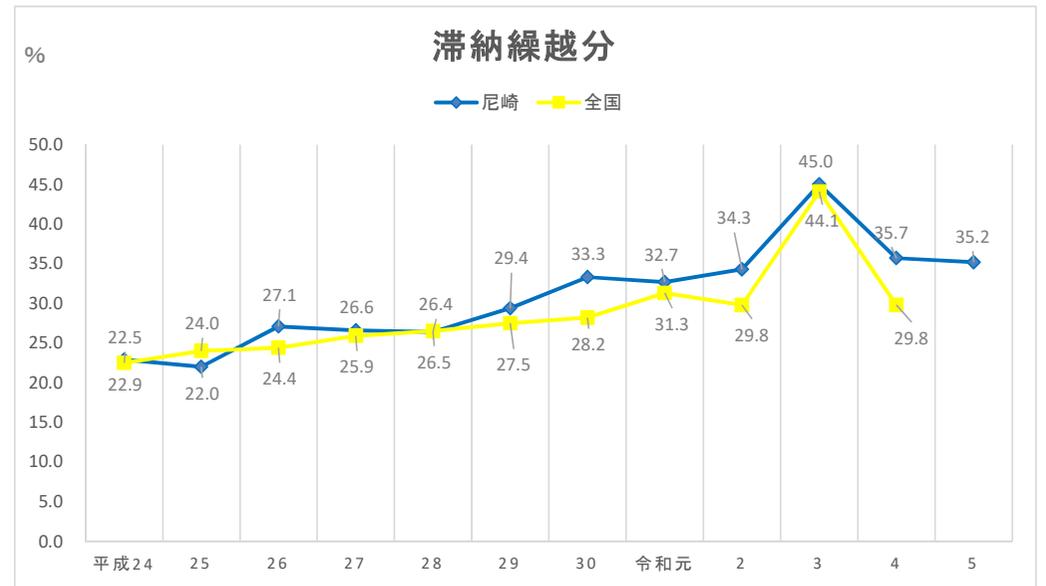
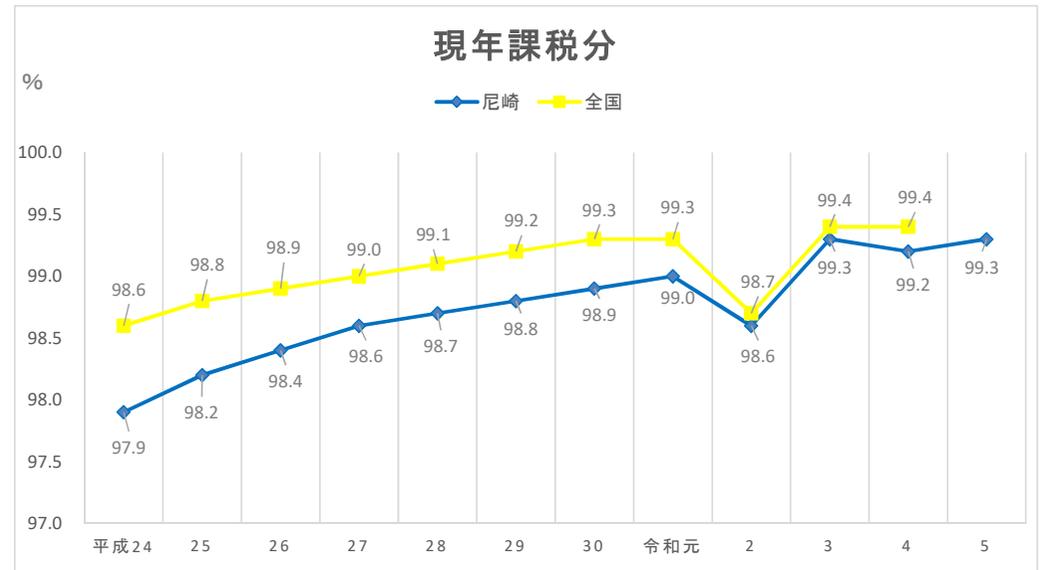
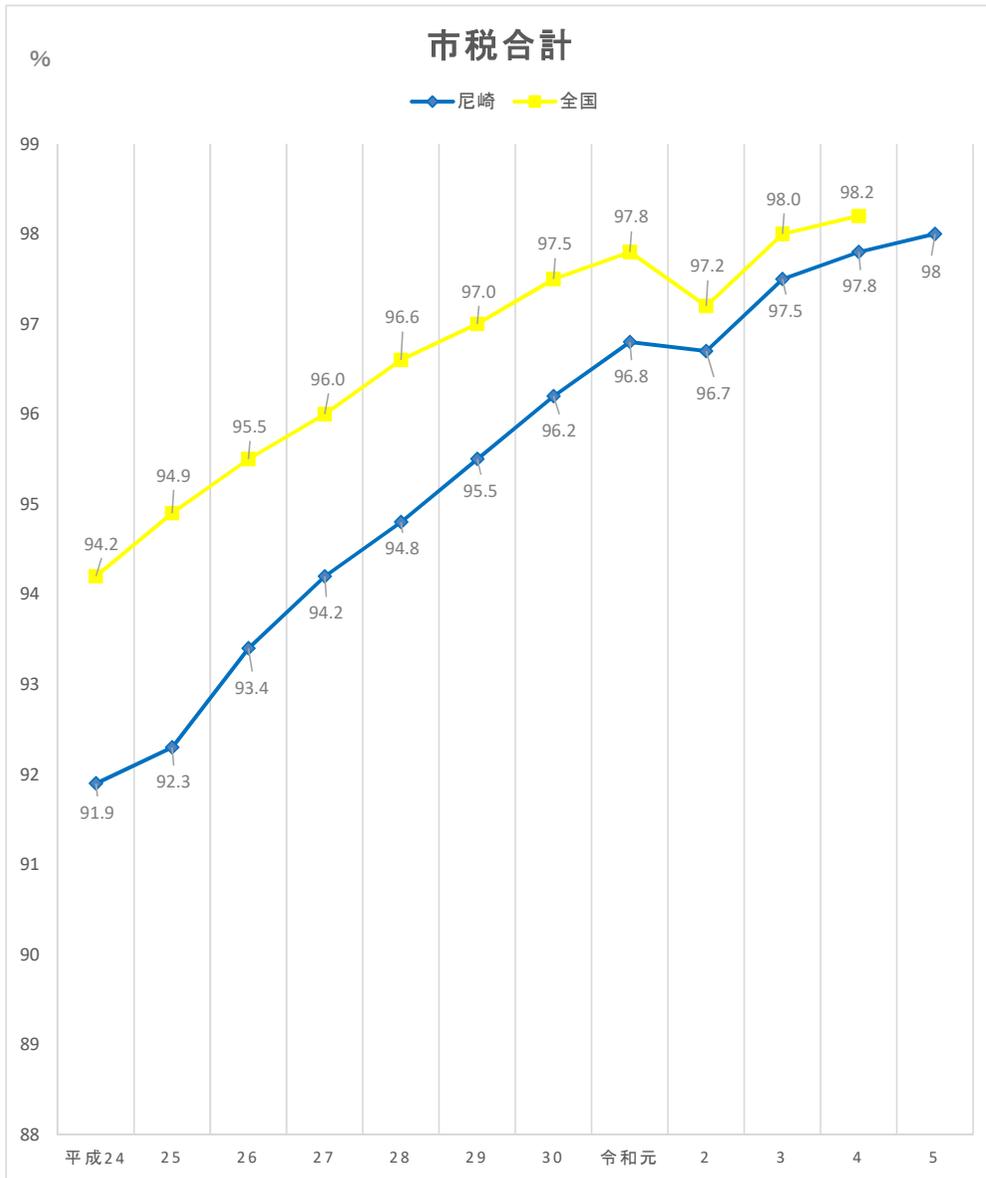
令和3年度			令和4年度			令和5年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
82,141,221	80,110,628	97.5%	84,445,326	82,597,797	97.8%	85,048,976	83,346,114	98.0%
79,513,326	78,928,119	99.3%	82,538,362	81,917,776	99.2%	83,287,796	82,726,218	99.3%
79,078,797	78,513,994	99.3%	81,843,791	81,290,726	99.3%	82,732,634	82,207,295	99.4%
434,529	414,125	95.3%	694,571	627,050	90.3%	555,162	518,923	93.5%
2,627,895	1,182,509	45.0%	1,906,964	680,021	35.7%	1,761,180	619,896	35.2%
32,462,538	31,261,812	96.3%	33,409,696	32,254,279	96.5%	33,624,076	32,553,389	96.8%
26,560,022	25,404,015	95.6%	27,208,830	26,088,741	95.9%	27,183,975	26,149,256	96.2%
25,271,680	24,951,344	98.7%	26,124,273	25,735,047	98.5%	26,133,679	25,789,850	98.7%
25,157,646	24,854,343	98.8%	25,962,881	25,619,055	98.7%	25,992,688	25,678,904	98.8%
786,173	776,947	98.8%	787,921	777,718	98.7%	790,113	780,844	98.8%
24,371,473	24,077,396	98.8%	25,174,960	24,841,337	98.7%	25,202,575	24,898,060	98.8%
114,034	97,001	85.1%	161,392	115,992	71.9%	140,991	110,946	78.7%
1,288,342	452,671	35.1%	1,084,557	353,694	32.6%	1,050,296	359,406	34.2%
5,902,516	5,857,797	99.2%	6,200,866	6,165,538	99.4%	6,440,101	6,404,133	99.4%
5,810,136	5,801,867	99.9%	6,153,079	6,152,991	100.0%	6,395,146	6,394,055	100.0%
5,616,727	5,608,723	99.9%	5,798,669	5,798,585	100.0%	6,146,595	6,145,544	100.0%
1,500,267	1,498,130	99.9%	1,545,787	1,545,764	100.0%	1,551,670	1,551,406	100.0%
4,116,460	4,110,593	99.9%	4,252,882	4,252,821	100.0%	4,594,925	4,594,138	100.0%
193,409	193,144	99.9%	354,410	354,406	100.0%	248,551	248,511	100.0%
92,380	55,930	60.5%	47,787	12,547	26.3%	44,955	10,078	22.4%
34,820,543	34,186,963	98.2%	35,792,706	35,281,918	98.6%	36,106,838	35,637,485	98.7%
34,606,838	33,973,258	98.2%	35,581,368	35,070,580	98.6%	35,895,011	35,425,658	98.7%
33,637,327	33,440,543	99.4%	34,990,051	34,826,498	99.5%	35,402,792	35,243,517	99.6%
33,556,442	33,362,212	99.4%	34,907,917	34,754,900	99.6%	35,314,202	35,160,481	99.6%
14,565,621	14,468,049	99.3%	14,607,157	14,532,841	99.5%	14,593,933	14,520,256	99.5%
14,182,297	14,087,292	99.3%	15,168,674	15,091,496	99.5%	15,548,945	15,470,419	99.5%
4,808,524	4,806,871	100.0%	5,132,086	5,130,563	100.0%	5,171,324	5,169,806	100.0%
80,885	78,331	96.8%	82,134	71,598	87.2%	88,590	83,036	93.7%
969,511	532,715	54.9%	591,317	244,082	41.3%	492,219	182,141	37.0%
213,705	213,705	100.0%	211,338	211,338	100.0%	211,827	211,827	100.0%
501,897	462,309	92.1%	525,081	485,560	92.5%	535,675	499,896	93.3%
19,765	19,765	100.0%	29,502	29,502	100.0%	29,666	29,666	100.0%
482,132	442,544	91.8%	495,579	456,058	92.0%	506,009	470,230	92.9%
445,063	433,166	97.3%	459,980	448,202	97.4%	470,242	460,462	97.9%
444,900	433,009	97.3%	459,766	448,005	97.4%	470,100	460,324	97.9%
163	157	96.3%	214	197	92.1%	142	138	97.2%
37,069	9,378	25.3%	35,599	7,856	22.1%	35,767	9,768	27.3%
3,444,250	3,444,250	100.0%	3,618,275	3,618,275	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%
3,444,232	3,444,232	100.0%	3,618,275	3,618,275	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%
3,444,232	3,444,232	100.0%	3,618,078	3,618,078	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%
0	0	-	197	197	100.0%	0	0	0.0%
18	18	100.0%	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
12,207	12,207	100.0%	15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%
12,207	12,207	100.0%	15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%
12,204	12,204	100.0%	15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%
3	3	100.0%	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
3,581,495	3,580,374	100.0%	3,589,029	3,572,228	99.5%	3,550,254	3,537,251	99.6%
3,550,713	3,550,934	100.0%	3,586,380	3,570,068	99.5%	3,532,527	3,522,934	99.7%
3,505,633	3,505,854	100.0%	3,494,263	3,487,275	99.8%	3,460,874	3,451,475	99.7%
45,080	45,080	100.0%	92,117	82,793	89.9%	71,653	71,459	99.7%
30,782	29,440	95.6%	2,649	2,160	81.5%	17,727	14,317	80.8%
7,318,291	7,162,713	97.9%	7,495,132	7,370,130	98.3%	7,573,723	7,459,683	98.5%
7,108,498	7,060,356	99.3%	7,350,077	7,310,448	99.5%	7,453,507	7,415,497	99.5%
7,107,543	7,059,947	99.3%	7,345,970	7,308,581	99.5%	7,448,272	7,410,664	99.5%
955	409	42.8%	4,107	1,867	45.5%	5,235	4,833	92.3%
209,793	102,357	48.8%	145,055	59,682	41.1%	120,216	44,186	36.8%

## (9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	80,591,085	100.0%	101.7%	79,557,367	100.0%	98.7%
市 民 税	32,690,247	40.6%	103.5%	31,485,649	39.6%	96.3%
個 人	25,049,366	31.1%	103.0%	25,527,805	32.1%	101.9%
均 等 割	778,243	1.0%	102.0%	788,461	1.0%	101.3%
所 得 割	24,271,123	30.1%	103.1%	24,739,344	31.1%	101.9%
法 人	7,640,881	9.5%	105.0%	5,957,844	7.5%	78.0%
均 等 割	1,549,948	1.9%	99.2%	1,527,838	1.9%	98.6%
税 割	6,090,933	7.6%	106.6%	4,430,006	5.6%	72.7%
固 定 資 産 税	33,685,327	41.8%	100.4%	33,879,057	42.6%	100.6%
土 地	14,609,027	18.1%	99.5%	14,577,201	18.3%	99.8%
家 屋	13,974,616	17.3%	101.5%	14,224,562	17.9%	101.8%
償 却 資 産	4,875,409	6.1%	99.9%	4,857,580	6.1%	99.6%
交 付 金	226,275	0.3%	102.5%	219,714	0.3%	97.1%
軽 自 動 車 税	422,110	0.5%	104.6%	449,478	0.5%	106.5%
環 境 性 能 割	6,184	0.0%	皆 増	17,919	0.0%	289.8%
種 別 割 (旧軽自動車税)	415,926	0.5%	103.1%	431,559	0.5%	103.8%
市 た ば こ 税	3,301,837	4.1%	100.9%	3,265,015	4.1%	98.9%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	19,256	0.0%	111.4%	12,626	0.0%	65.6%
事 業 所 税	3,373,415	4.2%	101.3%	3,333,808	4.2%	98.8%
都 市 計 画 税	7,098,893	8.8%	100.4%	7,131,734	9.0%	100.5%

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
80,110,628	100.0%	100.7%	82,597,797	100.0%	103.1%	83,346,114	100.0%	100.9%
31,261,812	39.0%	99.3%	32,254,279	39.1%	103.2%	32,553,389	39.1%	100.9%
25,404,015	31.7%	99.5%	26,088,741	31.6%	102.7%	26,149,256	31.4%	100.2%
792,924	1.0%	100.6%	790,927	1.0%	99.7%	794,052	1.0%	100.4%
24,611,091	30.7%	99.5%	25,297,814	30.6%	102.8%	25,355,204	30.4%	100.2%
5,857,797	7.3%	98.3%	6,165,538	7.5%	105.3%	6,404,133	7.7%	103.9%
1,548,059	1.9%	101.3%	1,594,177	1.9%	103.0%	1,600,616	1.9%	100.4%
4,309,738	5.4%	97.3%	4,571,361	5.5%	106.1%	4,803,517	5.8%	105.1%
34,186,963	42.7%	100.9%	35,281,918	42.7%	103.2%	35,637,485	42.8%	101.0%
14,679,694	18.3%	100.7%	14,657,392	17.7%	99.8%	14,617,092	17.5%	99.7%
14,289,552	17.8%	100.5%	15,215,387	18.4%	106.5%	15,573,929	18.7%	102.4%
5,004,012	6.3%	103.0%	5,197,801	6.3%	103.9%	5,234,637	6.3%	100.7%
213,705	0.3%	97.3%	211,338	0.3%	98.9%	211,827	0.3%	100.2%
462,309	0.6%	102.9%	485,560	0.6%	105.0%	499,896	0.6%	103.0%
19,765	0.0%	110.3%	29,502	0.0%	149.3%	29,666	0.0%	100.6%
442,544	0.6%	102.5%	456,058	0.6%	103.1%	470,230	0.6%	103.1%
3,444,250	4.3%	105.5%	3,618,275	4.4%	105.1%	3,644,466	4.4%	100.7%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
12,207	0.0%	96.7%	15,407	0.0%	126.2%	13,944	0.0%	90.5%
3,580,374	4.5%	107.4%	3,572,228	4.3%	99.8%	3,537,251	4.2%	99.0%
7,162,713	8.9%	100.4%	7,370,130	8.9%	102.9%	7,459,683	8.9%	101.2%

[図表5] 市税収入率の推移



## II 市 民 税



## Ⅱ 市 民 税

### 1 個人市民税

#### ■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

#### ■ 市民税が課税されない人

##### ★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
  - \* 扶養家族のない人は、45万円
  - \* 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31万円

##### ★ 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人

- \* 扶養家族のない人は、45万円
- \* 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円

#### ■ 税額の計算方法

均等割額 3,000円（標準税率3,000円<sup>※</sup>）

（ほかに県民税1,800円

（標準税率1,000円＋県民緑税800円（平成18年度から加算））

（※）令和6年度以降、個人市民税均等割（3,000円）と併せて森林環境税（国税）を1人年額1,000円徴収する。

所得割額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

### 2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

#### ■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

## ■ 税額の計算方法

均等割額（標準税率×1.2（制限税率））

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

- [注] 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数  
 2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

### 法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔8.4/100〕

- [注] 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額（標準税率6.0/100相当額）となる。

### ★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

## Ⅱ 市 民 税

### 1 個 人

#### (1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成30年度	11,828	103.9%	204,028	103.5%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
3	10,894	94.7%	209,551	99.5%
4	11,500	105.6%	213,075	101.7%
5	11,780	102.4%	214,163	100.5%
6	25,338	215.1%	204,559	95.5%
給与所得者	12,314	270.8%	175,363	97.6%
営業等所得者	2,075	156.7%	7,059	89.5%
農業所得者	2	100.0%	7	63.6%
その他の所得者	10,430	192.9%	22,130	83.2%
(注1) 家屋敷等のみ	517	103.8%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第 294条第 1 項第 2 号に該当する者に

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
215,856	103.5%	204,028	103.5%	215,856	103.5%	30
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
220,445	99.3%	209,551	99.5%	220,445	99.3%	3
224,575	101.9%	213,075	101.7%	224,575	101.9%	4
225,943	100.6%	214,163	100.5%	225,943	100.6%	5
229,897	101.7%	204,559	95.5%	229,897	101.7%	6
187,677	101.9%	175,363	97.6%	187,677	101.9%	給与所得者
9,134	99.2%	7,059	89.5%	9,134	99.2%	営業等所得者
9	69.2%	7	63.6%	9	69.2%	農業所得者
32,560	101.7%	22,130	83.2%	32,560	101.7%	その他の所得者
517	103.8%	—	—	517	103.8%	家屋敷等のみ

係る数である。

## (2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金				
	所得税の納税義務		計	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額	株式等に 係る譲渡 所得金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額
	あり	なし						
平成30年度	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287	5,198,801	306,765
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932	8,153,309	227,530
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733	2,578,889	153,872
3	192,530	17,021	209,551	673,321,833	8,890,023	61,018	3,973,147	196,112
4	195,678	17,397	213,075	703,931,773	13,014,295	90,299	3,973,147	316,451
5	196,977	17,186	214,163	714,252,384	12,701,363	87,521	3,013,284	351,944
6	195,480	9,079	204,559	726,169,258	17,754,266	134,743	5,268,538	548,441
10万円以下の金額	342	2	344	111,847	4,358,600	12,163	1,018,204	13,620
10万円を超え100万円以下	57,341	869	58,210	85,450,578	2,518,723	13,972	483,619	56,753
100万円 " 200万円 "	58,833	2,880	61,713	160,203,797	2,306,858	7,460	763,242	27,454
200万円 " 300万円 "	36,713	3,921	40,634	156,586,956	1,186,143	7,001	296,061	46,978
300万円 " 400万円 "	18,350	1,343	19,693	100,983,582	940,229	2,856	301,481	29,998
400万円 " 550万円 "	12,680	63	12,743	83,811,109	834,637	3,790	558,492	81,306
550万円 " 700万円 "	4,612	1	4,613	38,095,622	548,029	42,780	165,726	25,880
700万円 " 1,000万円 "	3,625	0	3,625	37,840,274	679,751	23,729	452,228	60,546
1,000万円を超える金額	2,984	0	2,984	63,085,493	4,381,296	20,992	1,229,485	205,906

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調(表12・58) (単位:人・千円)

額	等	所得控除					額
		雑損	医療費	社会保険料	小規模 企業共済等 掛金	生命保険料	
先物取引 に係る雑 所得金額	計						
204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453	
183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880	
152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052	
245,640	686,687,773	2,943	3,785,020	121,078,634	3,200,412	6,897,408	
318,117	721,644,082	2,919	4,660,444	123,689,186	3,910,273	7,084,978	
808,058	731,214,554	10,361	4,699,925	127,428,897	4,194,030	7,089,981	
1,920,027	751,795,273	4,344	4,482,643	130,597,444	4,449,078	6,884,453	
77,958	5,592,392	0	24,249	67,381	12,548	8,018	
1,395,360	89,919,005	1,675	1,016,132	17,362,534	438,996	1,335,546	
120,883	163,429,694	1,571	916,985	32,686,030	708,184	1,899,783	
108,667	158,231,806	0	697,042	30,937,935	749,673	1,569,380	
96,616	102,354,762	828	476,810	19,207,138	597,332	887,318	
53,503	85,342,837	270	428,312	15,042,025	563,198	630,910	
32,970	38,911,007	0	207,901	6,007,258	315,118	230,451	
16,209	39,072,737	0	268,138	5,003,160	423,412	181,287	
17,861	68,941,033	0	447,074	4,283,983	640,617	141,760	

## (2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得					
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	ひとり親	勤労学生
平成30年度	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	—	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	—	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	—	8,060
3	193,268	2,015,740	378,040	—	900,900	7,800
4	201,522	2,089,540	395,460	—	903,000	8,580
5	204,038	2,105,800	408,460	—	869,100	13,000
6	195,107	1,847,120	380,900	—	721,200	0
10万円以下の金額	469	12,880	3,900	—	600	0
10万円を超え 100万円以下	29,549	604,200	198,380	—	335,700	—
100万円を超え 200万円以下	39,979	506,040	122,200	—	272,400	—
200万円を超え 300万円以下	41,563	304,260	44,720	—	103,500	—
300万円を超え 400万円以下	27,449	173,340	11,700	—	9,000	—
400万円を超え 550万円以下	23,522	116,660	0	—	0	—
550万円を超え 700万円以下	10,567	42,840	—	—	—	—
700万円を超え 1,000万円以下	9,904	43,280	—	—	—	—
1,000万円を 超える金額	12,105	43,620	—	—	—	—

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表58・59）（単位：千円）

控		除			額	
配偶者	配偶者特別	扶養	特別障害者のうち同居特障加算分	基礎	計	
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387	
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241	
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,294,771	
13,431,100	2,406,150	11,741,120	313,950	89,841,980	256,194,465	
13,132,630	2,377,780	11,904,470	324,760	91,288,140	261,973,682	
12,658,970	2,353,640	11,707,730	313,030	91,750,241	122,384,009	
10,763,530	2,230,440	10,476,650	252,080	87,585,850	260,870,839	
9,410	3,300	14,270	2,300	125,280	284,605	
2,508,870	433,160	1,696,810	47,150	25,009,970	51,018,672	
2,629,680	602,350	2,528,750	74,060	26,516,240	69,504,252	
2,384,650	546,090	2,071,180	49,450	17,462,730	56,962,173	
1,518,610	324,280	1,527,260	30,360	8,459,540	33,250,965	
1,211,620	239,860	1,294,820	24,380	5,469,890	25,045,467	
449,910	69,290	487,800	8,510	1,977,430	9,807,075	
50,780	12,110	464,170	9,430	1,547,870	8,013,541	
—	—	391,590	6,440	1,016,900	6,984,089	

## (2) 所得控除額等の推移(その3)

区 分	課 税 標 準 額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの			
平成30年度	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566	
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278	
3	417,257,954	8,783,140	59,317	3,956,843	195,414	240,640	430,493,308	25,423,407	
4	442,111,485	12,897,449	87,839	5,960,568	314,725	307,633	461,679,699	27,103,921	
5	448,633,686	12,558,490	84,472	2,990,802	350,607	789,294	465,407,351	27,411,473	
6	465,473,922	17,620,677	131,415	5,240,590	547,514	1,910,316	490,924,434	28,683,416	
10万円以下の金額	1,291	4,225,419	8,846	990,844	13,049	68,338	5,307,787	158,994	
10万円を超え 100万円以下	34,432,095	2,518,666	13,970	483,541	56,711	1,395,350	38,900,333	2,197,579	
100万円を超え 200万円以下	90,699,894	2,306,665	7,460	763,147	27,408	120,868	93,925,442	5,535,738	
200万円を超え 300万円以下	99,625,009	1,186,104	6,999	295,957	46,920	108,644	101,269,633	6,024,988	
300万円を超え 400万円以下	67,732,805	940,201	2,855	301,384	29,949	96,603	69,103,797	4,103,899	
400万円を超え 550万円以下	58,765,820	834,614	3,789	558,406	81,250	53,491	60,297,370	3,571,316	
550万円を超え 700万円以下	28,288,620	548,019	42,779	165,695	25,855	32,964	29,103,932	1,722,593	
700万円を超え 1,000万円以下	29,826,830	679,734	23,727	452,188	60,515	16,202	31,059,196	1,826,850	
1,000万円を 超える金額	56,101,558	4,381,255	20,990	1,229,428	205,857	17,856	61,956,944	3,541,459	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調（表12・59）（単位：千円）

税 額 控 除 額					税額 調整額	配当割 額及び 株式等 譲渡所 得割額 の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
409,883	455,429	841,276	14,807	1,721,395	1,924	40,346	34,424	22,881,396	743,922	23,625,318
413,640	485,035	1,183,515	22,454	2,104,644	1,788	53,755	28,976	24,156,323	758,435	24,914,758
410,947	465,869	1,409,827	19,223	2,305,866	1,229	50,704	27,444	24,279,521	746,709	25,026,230
380,699	414,980	1,597,290	24,618	2,417,587	511	90,957	17,775	23,753,213	576,915	24,330,128
26	0	3,416	113	3,555	0	481	16	152,932	14	152,946
121,036	16,234	28,982	1,009	167,261	302	5,661	12,125	1,575,678	9,570	1,585,248
131,439	132,469	165,180	2,712	431,800	209	9,994	4,709	4,487,059	93,488	4,580,547
63,719	204,831	284,168	2,637	555,355	0	11,045	925	4,769,667	292,164	5,061,831
29,511	59,199	244,447	2,751	335,908	0	10,132	0	3,365,567	170,006	3,535,573
19,084	2,208	257,249	3,664	282,205	0	14,013	0	3,107,321	11,464	3,118,785
6,898	39	134,647	2,594	144,178	0	7,397	0	1,513,892	209	1,514,101
5,404	0	155,062	2,041	162,507	0	9,846	0	1,614,701	0	1,614,701
3,582	0	324,139	7,097	334,818	0	22,388	0	3,166,396	0	3,166,396

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を									
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414
令和3年度	15	17,638	203,198	11,894	143,905	42,426	23,086	6,932	1,454	—
令和4年度	13	20,907	206,417	14,121	148,228	45,189	31,837	7,193	1,521	—
令和5年度	16	21,387	207,449	15,797	148,747	46,601	37,764	7,249	1,571	-
令和6年度	8	20,071	199,726	17,039	143,869	46,047	42,255	6,428	1,465	-

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.0%	9	0.0%	90.0%
令和3年度	175,347	83.7%	100.5%	6,365	3.0%	80.1%	9	0.0%	100.0%
令和4年度	176,164	82.6%	100.5%	8,874	4.2%	139.4%	10	0.0%	111.1%
令和5年度	178,716	83.5%	101.4%	7,814	3.6%	88.1%	11	0.0%	110.0%
令和6年度	174,030	85.1%	97.4%	6,976	3.4%	89.3%	7	0.0%	63.6%

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%
令和3年度	585,940,155	85.4%	103.0%	21,134,803	3.1%	81.4%	30,633	0.0%	116.4%
令和4年度	595,719,223	82.3%	101.7%	35,376,813	4.9%	167.4%	30,039	0.0%	98.1%
令和5年度	616,833,303	84.4%	103.5%	28,086,464	3.8%	79.4%	37,598	0.0%	125.2%
令和6年度	630,645,113	83.8%	102.2%	27,633,474	3.7%	98.4%	21,783	0.0%	57.9%

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%
令和3年度	20,437,346	86.5%	98.5%	741,273	3.1%	77.4%	1,183	0.0%	115.2%
令和4年度	20,604,983	82.7%	100.8%	1,403,011	5.6%	189.3%	1,181	0.0%	99.8%
令和5年度	21,361,301	85.4%	103.7%	1,016,397	4.1%	72.4%	1,496	0.0%	126.7%
令和6年度	20,532,886	84.5%	96.1%	981,013	4.0%	96.5%	791	0.0%	52.9%

課税状況調（表19）（単位：人、千円）

行 っ た 納 税 義 務 者 数									障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
ひとり親	配偶者	配偶者特別	扶養	配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分に係る者	配当	住宅借入金等特別税額控除	外国税額	配当割額及び株式等譲渡所得割額	納税義務者			配偶者及び扶養親族		
									一般	特別	合計	一般	特別	合計
—	45,414	4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
—	41,984	7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
—	40,850	8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064
3,003	39,702	8,177	23,696	1,342	1,985	10,015	55	2,434	2,149	1,230	3,379	2,290	1,642	3,932
3,010	38,759	8,146	23,955	1,389	1,935	10,474	105	2,373	2,248	1,271	3,519	2,356	1,704	4,060
2,897	37,374	8,087	23,469	1,337	2,096	10,275	170	2,401	2,347	1,255	3,602	2,443	1,613	4,056
2,404	32,061	7,696	21,295	1,079	2,543	9,381	215	3,390	2,219	1,064	3,283	2,153	1,304	3,457

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：人）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	前年比	
26,855	13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度
26,432	12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度
25,864	12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度
26,133	12.5%	101.0%	207,854	99.2%	99.8%	1,697	0.8%	77.1%	209,551	99.5%	令和3年度
25,901	12.2%	99.1%	210,949	99.0%	101.5%	2,126	1.0%	125.3%	213,075	101.7%	令和4年度
25,487	11.9%	98.4%	212,028	99.0%	100.5%	2,135	1.0%	100.4%	214,163	100.5%	令和5年度
20,807	10.2%	81.6%	201,820	98.7%	95.2%	2,739	1.3%	128.3%	204,559	95.5%	令和6年度

課税状況調（表5～7・9・56）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	前年比	
56,980,044	8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度
55,867,882	8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度
54,465,808	8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度
56,267,628	8.2%	103.3%	663,373,219	96.6%	102.2%	23,314,554	3.4%	82.3%	686,687,773	101.4%	令和3年度
59,820,342	8.3%	106.3%	690,946,417	95.5%	104.2%	32,706,964	4.5%	140.3%	723,653,381	105.4%	令和4年度
57,217,618	7.8%	95.6%	702,174,983	96.0%	101.6%	29,039,571	4.0%	88.8%	731,214,554	101.0%	令和5年度
51,590,540	6.9%	90.2%	709,890,910	94.4%	101.1%	41,904,363	5.6%	144.3%	751,795,273	102.8%	令和6年度

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比	
1,782,775	7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度
1,738,047	7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	103.7%	24,015,469	103.1%	令和元年度
1,696,513	7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	85.2%	24,369,743	101.5%	令和2年度
1,660,026	7.0%	97.8%	22,839,828	96.7%	97.6%	785,490	3.3%	81.6%	23,625,318	96.9%	令和3年度
1,837,691	7.4%	110.7%	23,846,866	95.7%	104.4%	1,067,892	4.3%	136.0%	24,914,758	105.5%	令和4年度
1,710,371	6.8%	93.1%	24,089,565	96.3%	101.0%	936,665	3.7%	87.7%	25,026,230	100.4%	令和5年度
1,514,166	6.2%	88.5%	23,028,856	94.7%	95.6%	1,301,272	5.3%	138.9%	24,330,128	97.2%	令和6年度

## (7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成30年度	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
3	209,551	141,743	36,529	17,818	10,295
4	213,075	144,910	36,990	18,076	10,060
5	214,163	147,423	36,303	17,756	9,780
6	204,559	143,849	32,270	16,881	8,990
1万円以下の金額	317	265	43	7	1
1万円を超え 2万円以下	6	6			
2万円 " 3万円 "	3	2	1		
3万円 " 4万円 "	4	4			
4万円 " 5万円 "	4	2	1	1	
5万円 " 6万円 "	1	1			
6万円 " 7万円 "	0				
7万円 " 8万円 "	5	3	2		
8万円 " 9万円 "	3	3			
9万円 " 10万円 "	1	1			
10万円 " 15万円 "	1,087	1,084	3		
15万円 " 20万円 "	2,405	2,390	6	9	
20万円 " 25万円 "	2,465	2,438	10	8	8
25万円 " 30万円 "	2,949	2,440	487	13	7
30万円 " 35万円 "	3,042	2,290	729	16	6
35万円 " 40万円 "	3,043	2,273	737	30	3
40万円 " 45万円 "	3,342	2,524	726	80	11
45万円 " 50万円 "	3,625	2,821	688	106	7
50万円 " 55万円 "	3,516	2,733	631	132	19
55万円 " 60万円 "	3,618	2,853	627	104	30
60万円 " 65万円 "	3,669	2,877	625	116	45
65万円 " 70万円 "	3,723	2,933	618	130	37
70万円 " 80万円 "	7,256	5,809	1,105	229	85
80万円 " 90万円 "	7,304	5,921	998	274	90
90万円 " 100万円 "	7,166	5,767	954	282	140
100万円 " 120万円 "	14,040	11,214	1,854	642	248
120万円 " 160万円 "	25,805	20,172	3,327	1,503	607
160万円 " 200万円 "	21,868	15,996	3,063	1,643	900
200万円を超える金額	84,292	49,027	15,035	11,556	6,746

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。



## (8) 扶養控除人員

課税状況調(表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成30年度	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
3	39,702	30,502	6,326	24,176
4	38,759	30,906	6,371	24,535
5	37,374	30,399	6,138	24,261
6	32,061	27,249	5,255	21,994
1万円以下の金額	23	38	8	30
1万円を超え 2万円以下	0	0	0	0
2万円 " 3万円 "	1	0	0	0
3万円 " 4万円 "	0	0	0	0
4万円 " 5万円 "	2	1	0	1
5万円 " 6万円 "	0	0	0	0
6万円 " 7万円 "	0	0	0	0
7万円 " 8万円 "	1	0	0	0
8万円 " 9万円 "	0	0	0	0
9万円 " 10万円 "	0	0	0	0
10万円 " 15万円 "	2	1	1	0
15万円 " 20万円 "	3	20	0	20
20万円 " 25万円 "	4	47	5	42
25万円 " 30万円 "	388	136	17	119
30万円 " 40万円 "	1,121	364	87	277
40万円 " 60万円 "	2,108	1,183	269	914
60万円 " 80万円 "	1,835	1,379	310	1,069
80万円 " 120万円 "	3,140	2,781	692	2,089
120万円 " 160万円 "	3,071	2,678	619	2,059
160万円 " 200万円 "	3,127	2,479	520	1,959
200万円を超える金額	17,235	16,142	2,727	13,415

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

## (9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13)

(単位: 千円)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額	給与所得控除額	特定支出 控除額	所得金額 調整控除額	給与所得金額
	所得税の納税義務		計					
	あり	なし						
平成30年度	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	—	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	—	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	—	573,583,418
3	169,539	14,099	183,638	813,290,794	222,267,248	942	1,612,209	589,410,395
4	170,426	14,330	184,756	828,349,402	225,594,384	3,012	1,649,662	601,102,344
5	172,987	14,082	187,069	853,832,239	230,802,072	381	1,758,573	621,271,213
6	173,746	8,664	182,410	871,863,609	232,200,331	3,596	1,770,435	637,889,247
10万円以下の金額	86	2	88	94,890	46,901	0	638	47,351
10万円を超え 100万円以下	43,634	745	44,379	94,960,987	32,821,659	0	322,456	61,816,872
100万円 " 200万円 "	54,628	2,709	57,337	210,263,408	65,915,123	0	369,885	143,978,400
200万円 " 300万円 "	35,254	3,838	39,092	205,354,181	58,123,633	364	174,042	147,056,142
300万円 " 400万円 "	17,591	1,311	18,902	127,740,248	33,000,439	0	64,886	94,674,923
400万円 " 550万円 "	12,131	58	12,189	101,082,843	22,928,721	444	245,195	77,908,483
550万円 " 700万円 "	4,348	1	4,349	42,573,189	8,209,302	0	243,785	34,120,102
700万円 " 1,000万円 "	3,372	0	3,372	38,922,354	6,292,206	504	200,880	32,428,764
1,000万円を超える金額	2,702	0	2,702	50,871,509	4,862,347	2,284	148,668	45,858,210

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

## (10) 青色申告者及び事業専従者の推移

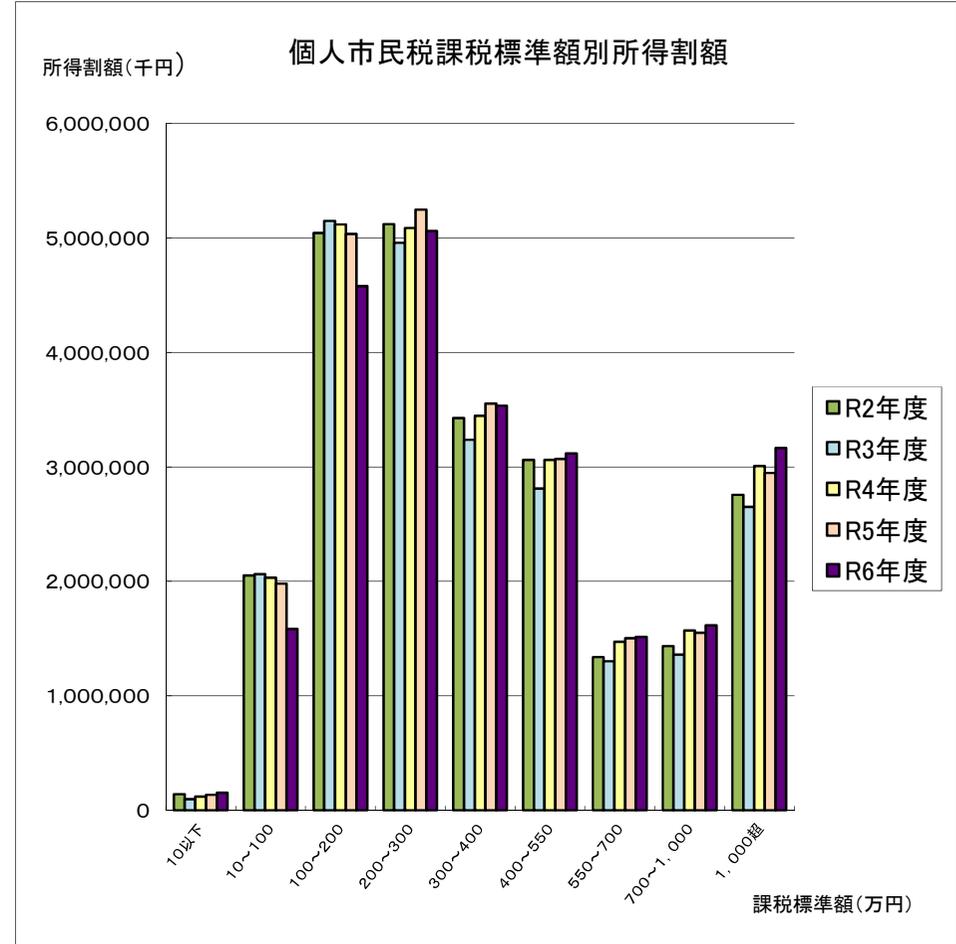
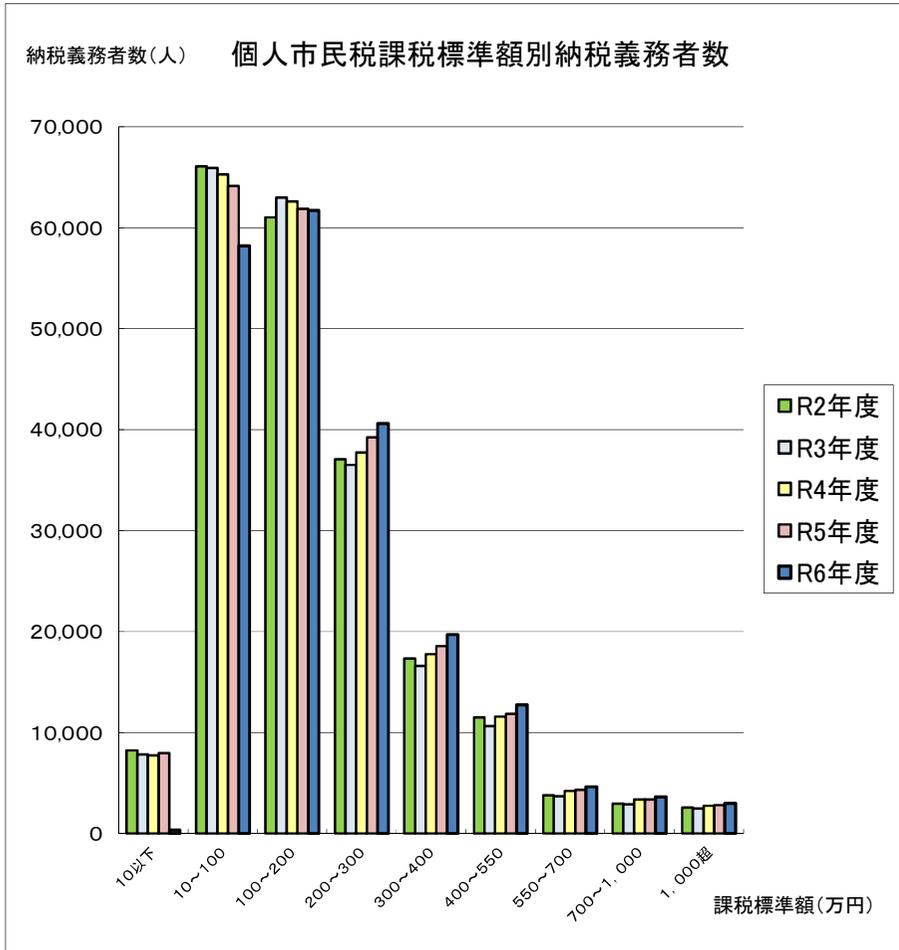
課税状況調 (表24)

(単位: 人)

区 分	青色申告者である 納税義務者数	青色事業専従者関係			白色事業専従者関係		
		事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者控除額 (千円)
平成30年度	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
3	9,703	1,753	1,632	3,174,389	244	235	182,466
4	10,815	1,979	1,840	3,667,364	327	314	247,143
5	20,970	3,263	3,054	6,218,628	478	464	349,652
6	10,646	1,670	1,562	3,279,096	241	234	176,366
5万円以下の金額	68	10	10	9,980	0	0	0
5万円を超え 10万円以下	1	0	0	0	0	0	0
10万円 " 20万円 "	159	17	15	19,960	2	2	1,720
20万円 " 40万円 "	533	59	54	93,676	21	21	11,856
40万円 " 120万円 "	2,247	290	274	383,671	67	65	47,409
120万円 " 160万円 "	900	115	105	181,772	26	24	20,262
160万円 " 200万円 "	792	90	84	126,845	25	25	19,428
200万円 " 300万円 "	1,510	225	216	356,146	39	37	29,980
300万円 " 550万円 "	2,118	333	313	619,462	39	38	29,590
550万円 " 1,000万円 "	1,265	267	242	607,996	12	12	8,867
1,000万円 " 2,000万円 "	731	187	179	540,024	6	6	4,174
2,000万円を超える金額	322	77	70	339,564	4	4	3,080

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11)個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額



(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

令和3年度から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられた。

なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて改正後のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額【改正後】	<参考> 給与所得控除額【改正前】
180万円以下	収入金額×40%－10万円 ※55万円に満たない 場合には55万円	収入金額×40% ※65万円に満たない 場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限）	
1,000万円超	195万円（上限）	220万円（上限）

3 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて改正後のようになる。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額【改正後】 (公的年金等に係る雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下)	<参考> 公的年金等控除額【改正前】
65歳未満	130万円以下	60万円	70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	
65歳以上	330万円以下	110万円	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が改正後の控除額から引き下げられる。

## 2 法人

### (1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	令和元年度			令和2年度		
	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
建設業	1,032	485,201	8.1%	1,006	402,704	9.5%
製 造 業	756	2,865,864	48.2%	689	1,619,451	38.2%
(1) 食 料 品	48	69,027	1.2%	47	53,332	1.3%
(2) パルプ・紙・紙加工品	19	175,237	2.9%	15	166,336	3.9%
(3) 化 学 工 業	88	1,165,701	19.6%	76	585,663	13.8%
(4) 窯 業 ・ 土 石 製 品	30	170,421	2.9%	30	71,148	1.7%
(5) 鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	196	458,141	7.6%	173	261,999	6.2%
(6) 機 械 器 具	263	768,740	12.9%	242	432,733	10.2%
(7) そ の 他 の 製 造 業	112	58,597	1.1%	106	48,240	1.1%
卸 売 ・ 小 売 業	1,103	987,754	16.6%	884	758,812	17.7%
金 融 ・ 保 険 業	87	298,076	5.0%	92	287,630	6.8%
不 動 産 業	685	257,738	4.3%	713	204,516	4.8%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	263	367,706	6.2%	345	464,808	10.9%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6	6,348	0.1%	6	16,455	0.4%
サ ー ビ ス 業	1,273	686,539	11.5%	1,265	496,964	11.7%
合 計	5,205	5,955,226	100.0%	5,000	4,251,340	100.0%

(単位：社・千円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
961	333,433	8.1%	964	334,606	7.9%	978	288,721	6.3%
685	1,790,660	43.5%	722	1,948,101	45.8%	733	2,382,422	51.9%
46	49,398	1.2%	51	93,176	2.2%	58	41,297	0.9%
16	111,144	2.7%	17	119,391	2.8%	17	92,575	2.0%
85	765,662	18.6%	84	672,399	15.8%	90	952,179	20.7%
25	53,514	1.3%	26	74,684	1.8%	25	75,664	1.6%
169	214,056	5.2%	184	326,650	7.7%	180	440,955	9.6%
242	555,721	13.5%	254	631,316	14.8%	253	735,491	16.0%
102	41,165	1.0%	106	30,485	0.7%	110	44,261	1.0%
907	815,059	19.8%	939	707,249	16.6%	963	657,520	14.2%
103	209,939	5.1%	88	293,037	6.9%	81	127,479	2.8%
758	193,474	4.7%	781	196,566	4.6%	805	231,222	5.0%
354	230,522	5.6%	369	238,040	5.6%	382	332,796	7.2%
8	115,261	2.8%	8	17,042	0.4%	9	18,416	0.4%
1,362	428,112	10.4%	1,506	518,241	12.2%	1,436	556,349	12.1%
5,138	4,116,460	100.0%	5,377	4,252,882	100.0%	5,387	4,594,925	100.0%

## (2) 法人税割決算月別調定額の推移

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
4 月	72,005	1.2%	84,118	2.0%
5 月	431,057	7.2%	321,796	7.6%
6 月	1,345,961	22.5%	950,926	22.3%
7 月	807,029	13.6%	815,476	19.1%
8 月	398,233	6.7%	312,659	7.4%
9 月	144,675	2.4%	154,967	3.6%
10 月	128,189	2.2%	95,795	2.3%
11 月	1,419,683	23.8%	798,541	18.8%
12 月	566,781	9.5%	334,767	7.9%
1 月	93,437	1.6%	51,008	1.2%
2 月	157,942	2.7%	71,204	1.7%
3 月	390,234	6.6%	281,192	6.6%
出納整理期間	令和2年度よりシステム変更のため、出納整理期間欄を設定		△ 21,109	△0.5%
合 計	5,955,226	100.0%	4,251,340	100.0%

## (3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	令和元年度		令和2年度	
	法人数	構成比	法人数	構成比
300 万円以下	4,125	37.4%	4,349	38.5%
300 万円を超え 500 〃	1,023	9.3%	1,069	9.5%
500 〃 1,000 〃	3,160	28.7%	3,167	28.1%
1,000 〃 3,000 〃	1,000	9.1%	1,008	8.9%
3,000 〃 5,000 〃	543	4.9%	556	4.9%
5,000 〃 1 億円以下	574	5.2%	561	5.0%
1 億円を超える	598	5.4%	578	5.1%
合 計	11,023	100.0%	11,288	100.0%

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
53,514	1.3%	90,633	2.1%	80,556	1.8%
296,385	7.2%	105,845	2.5%	100,217	2.2%
810,943	19.7%	123,738	2.9%	153,923	3.3%
605,120	14.7%	79,845	1.9%	87,296	1.9%
321,084	7.8%	119,515	2.8%	111,564	2.4%
168,775	4.1%	169,046	4.0%	222,735	4.8%
111,144	2.7%	51,608	1.2%	49,426	1.1%
950,902	23.1%	60,394	1.4%	47,992	1.0%
325,200	7.9%	716,356	16.8%	570,450	12.4%
69,980	1.7%	55,849	1.3%	58,876	1.3%
123,494	3.0%	138,021	3.2%	137,893	3.0%
288,152	7.0%	2,542,032	59.9%	2,973,997	64.8%
△ 8,233	△0.2%	調定処理月別から決算月別に集計方法を変更		調定処理月別から決算月別に集計方法を変更	
<b>4,116,460</b>	<b>100.0%</b>	<b>4,252,882</b>	<b>100.0%</b>	<b>4,594,925</b>	<b>100.0%</b>

(単位：社)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
4,566	39.3%	4,843	40.4%	5,025	41.4%
1,159	10.0%	1,214	10.2%	1,257	10.4%
3,175	27.3%	3,172	26.6%	3,147	25.9%
1,019	8.8%	1,013	8.5%	1,013	8.3%
572	4.9%	571	4.8%	580	4.8%
568	4.9%	568	4.8%	558	4.6%
559	4.8%	556	4.7%	554	4.6%
<b>11,618</b>	<b>100.0%</b>	<b>11,937</b>	<b>100.0%</b>	<b>12,134</b>	<b>100.0%</b>

### 3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017	0.39982	0.60018
令和3年度	0.39982	0.60018	0.39981	0.60019
令和4年度	0.39981	0.60019	0.39982	0.60018
令和5年度	0.39982	0.60018	0.39982	0.60018
令和6年度	0.39930	0.60070		

Ⅲ 固定資産税  
都 市 計 画 税





## Ⅲ 固定資産税・都市計画税

### 1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

#### ■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人  
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人  
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人  
をいう。

#### ■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）（標準税率）

#### ■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

#### ■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき  
家屋：課税標準額が20万円未満のとき  
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

### 2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。（昭和32年度から課税）

#### ■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

#### ■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）（制限税率）

#### ■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。  
なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

#### ■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

#### ■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

### Ⅲ 固定資産税・都市計画税

#### 1 固定資産税

##### (1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和 2 年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314
令和 3 年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376
令和 4 年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563
令和 5 年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746
令和 6 年度	83,105	4,948	88,053	121,196	6,011	127,207

##### (2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 2 年度	26,668,863	603,936	187,186	—	—	—
令和 3 年度	26,712,005	591,121	183,750	—	—	4,141
令和 4 年度	26,737,437	568,323	184,541	—	—	4,141
令和 5 年度	26,821,249	570,381	182,491	—	—	4,141
令和 6 年度	26,892,839	530,275	177,305	—	—	3,798

##### (3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 2 年度	140,853	1,120	528	—	—	—
令和 3 年度	141,449	1,102	523	—	—	18
令和 4 年度	141,791	1,057	520	—	—	18
令和 5 年度	142,328	1,063	510	—	—	18
令和 6 年度	142,679	1,014	490	—	—	17

##### (4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 2 年度	2,706,928,703	6,494,835	3,468,539	—	—	—
令和 3 年度	2,737,381,141	5,830,659	3,187,173	—	—	36,299
令和 4 年度	2,737,603,251	4,957,391	3,050,069	—	—	36,196
令和 5 年度	2,742,659,830	8,074,887	3,068,976	—	—	36,196
令和 6 年度	2,881,421,909	5,955,303	2,751,562	—	—	32,273

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計	(延人員数)			
882	3,266	4,148	215,366	3,053	4,058	4,822
918	3,077	3,995	215,624	3,084	4,351	5,318
972	3,436	4,408	217,560	3,105	3,751	5,200
1,052	3,542	4,594	219,083	3,100	3,585	5,408
1,171	3,649	4,820	220,080	3,072	3,416	5,524

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	597,769	305,023	1,693,914	28,362,777
—	—	597,481	382,813	1,759,306	28,471,311
—	—	597,299	382,658	1,736,962	28,474,399
—	—	597,299	320,920	1,675,232	28,496,481
—	—	597,299	306,990	1,615,667	28,508,506

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	1,536	3,583	6,767	147,620
—	—	1,536	3,581	6,760	148,209
—	—	1,526	3,586	6,707	148,498
—	—	1,526	3,728	6,845	149,173
—	—	1,526	3,758	6,805	149,484

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	29,417,067	17,249,631	56,630,072	2,763,558,775
—	—	30,222,694	21,098,620	60,375,445	2,797,756,586
—	—	30,197,613	20,590,418	58,831,687	2,796,434,938
—	—	30,197,613	17,479,130	58,856,802	2,801,516,632
—	—	31,629,235	18,196,197	58,564,570	2,939,986,479

## (5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和 2 年度	1,013,098,153	2,210,572	1,167,770	—	—
令和 3 年度	1,008,625,261	1,938,354	1,046,558	—	—
令和 4 年度	1,011,701,038	1,665,527	990,873	—	—
令和 5 年度	1,012,341,727	1,772,527	983,924	—	—
令和 6 年度	1,040,295,544	1,602,268	904,272	—	—

## (6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和 2 年度	101,489	10,138	17,195	—	—
令和 3 年度	102,464	9,294	15,988	—	—
令和 4 年度	102,375	8,169	15,301	—	—
令和 5 年度	102,244	13,477	15,738	—	—
令和 6 年度	107,131	10,605	14,494	—	—

## (7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
棟 数	木 造	90,143	79,940
	非 木 造	41,283	25,788
	計	131,426	105,728
床 面 積 (㎡)	木 造	7,716,121	7,731,272
	非 木 造	17,318,956	17,384,158
	計	25,035,077	25,115,430
決 定 価 格 (千 円)	木 造	213,189,720	205,756,671
	非 木 造	842,905,026	858,046,225
	計	1,056,094,746	1,063,802,896
平 均 価 格 (円)	木 造	27,629	26,614
	非 木 造	48,670	49,358
	計	42,185	42,357
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	104.0%	96.5%
	非 木 造	101.3%	101.8%
	計	101.8%	100.7%

## (8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専用住宅	共同住宅 寄宿舎	併用住宅	農家住宅	旅館・料亭 ホテル	事務所 銀行・店舗
令和 2 年度	28,589	42,064	12,907	—	9,007	21,379
令和 3 年度	27,413	40,843	12,624	—	9,197	21,570
令和 4 年度	28,487	44,151	12,922	—	9,081	22,142
令和 5 年度	29,590	48,031	13,274	—	9,220	23,200
令和 6 年度	29,842	50,499	13,346	—	7,891	25,054

※平成 27 年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は「専用住宅」

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	—	19,460,320	11,603,489	34,442,151	1,047,540,304
24,463	—	—	19,357,040	13,816,821	36,183,236	1,044,808,497
24,412	—	—	19,516,677	13,554,839	35,752,328	1,047,453,366
24,412	—	—	19,625,184	11,574,141	33,980,188	1,046,321,915
21,883	—	—	20,072,838	11,639,976	34,241,237	1,074,536,781

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	49,211	36,173	96,664
8,766	—	—	50,584	37,815	97,476
8,741	—	—	50,557	36,684	97,402
8,537	—	—	50,557	34,906	97,542
8,281	—	—	52,954	37,217	102,303

(固定資産概要調書第2表)

令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
80,355	80,589	80,649
26,397	26,579	26,649
106,752	107,168	107,298
7,791,325	7,834,527	7,859,733
18,045,166	18,112,300	18,232,318
25,836,491	25,946,827	26,092,051
216,474,694	227,555,496	231,804,508
904,868,200	927,922,883	930,227,666
1,121,342,894	1,155,478,379	1,162,032,174
27,784	29,045	29,493
50,145	51,232	51,021
43,402	44,533	44,536
105.2%	105.1%	101.9%
105.5%	102.5%	100.2%
105.4%	103.0%	100.6%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 場 倉 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
32,656	—	5,075	4,015	4,383	27,629
32,864	—	5,100	3,916	4,415	26,614
34,105	—	5,285	3,897	4,510	27,784
35,789	—	5,399	3,919	4,521	29,045
33,945	—	5,497	—	4,622	29,493

に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」を含む。

## (9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の				
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽鉄骨 造	煉瓦 コン クリ ート 造	コ ク ト ッ 造	計	鉄骨鉄 筋コン クリ ート 造	鉄筋コ ンクリ ート 造	鉄骨造	軽鉄骨 造
令和2年度	57,626	61,679	43,210	38,873	17,608	55,110	63,581	46,937	38,400	14,340	
令和3年度	59,626	62,339	42,738	37,442	17,392	55,454	61,438	46,871	40,678	14,379	
令和4年度	59,687	62,768	43,519	38,638	17,883	56,013	60,778	47,103	42,407	15,000	
令和5年度	59,785	64,074	44,653	39,577	18,066	57,182	60,778	47,257	43,471	15,236	
令和6年度	59,447	64,364	43,932	38,679	17,749	57,083	60,001	47,327	43,078	15,008	

## (10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和2年度	57,484,652	137,114,626	969,714	1,439,281	48,372,286
令和3年度	70,958,196	153,666,706	625,972	1,677,100	53,834,052
令和4年度	74,254,569	151,187,588	592,760	1,708,345	55,749,019
令和5年度	75,036,788	153,229,926	522,340	1,740,734	57,470,541
令和6年度	78,842,275	152,709,585	454,035	1,822,114	61,507,620

## (11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和2年度	57,287,123	134,752,880	655,537	1,438,109	48,268,819
令和3年度	69,284,358	144,331,104	359,237	1,646,798	52,553,389
令和4年度	74,047,539	148,819,682	366,834	1,708,345	55,565,701
令和5年度	74,836,034	150,290,139	340,721	1,740,734	57,337,953
令和6年度	78,684,642	149,746,202	279,399	1,822,114	61,363,601

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調  
交付金額の推移

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
国	4,000	147.5%	3,994	99.9%
地方公共団体	215,714	96.5%	209,711	97.2%
合 計	219,714	97.1%	213,705	97.3%

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計							
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コクテ	鉄骨造	軽鉄骨量造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
15,475	—	41,000	60,538	58,981	39,653	33,472	15,932	—	48,670	
14,784	—	42,144	60,403	59,645	41,192	32,487	15,396	—	49,358	
15,062	—	43,392	60,159	60,059	42,678	33,491	15,657	—	50,145	
15,203	—	44,234	60,215	61,220	43,764	34,358	15,802	—	51,232	
14,856	10,000	43,901	59,687	61,450	43,289	33,681	15,466	—	51,021	

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	245,380,559	76,747,713	—	76,747,713	322,128,272	92.1%
—	280,762,026	77,127,166	—	77,127,166	357,889,192	111.1%
—	283,492,281	75,397,986	—	75,397,986	358,890,267	100.3%
—	288,000,329	71,562,512	—	71,562,512	359,562,841	100.2%
—	295,335,629	71,398,644	—	71,398,644	366,734,273	102.0%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	242,402,468	72,248,936	—	72,248,936	314,651,404	91.9%
—	268,174,886	72,766,907	—	72,766,907	340,941,793	108.4%
—	280,508,101	71,192,529	—	71,192,529	351,700,630	103.2%
—	284,545,581	67,593,253	—	67,593,253	352,138,834	100.1%
—	291,895,958	67,781,897	—	67,781,897	359,677,855	102.1%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2,480	62.1%	2,338	94.3%	1,966	84.1%
208,858	99.6%	209,489	100.3%	215,031	102.6%
211,338	98.9%	211,827	100.2%	216,997	102.4%

### 3 都市計画税

#### (1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314	132,966	5,832	138,798
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376	134,008	6,060	140,068
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563	134,340	6,330	140,670
令和5年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746	134,985	6,516	141,501
令和6年度	83,105	4,948	88,053	121,196	6,011	127,207	134,935	6,725	141,660

#### (2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 ( 千 m <sup>2</sup> )	床 面 積 ( m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 ( 千 円 )	課 税 標 準 額 ( 千 円 )
令和2年度	28,362	25,035,077	3,819,653,521	2,389,162,146
令和3年度	28,471	25,115,430	3,861,559,482	2,379,983,991
令和4年度	28,473	25,836,491	3,917,777,832	2,454,620,678
令和5年度	28,496	25,946,827	3,956,995,011	2,488,911,290
令和6年度	28,509	26,092,051	4,102,018,653	2,528,803,605

## IV 軽自動車税



## IV 軽自動車税

### 1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

#### ■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率（標準税率）			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの 定格出力が0.6kW以下のもの	1,000円	2,000円		
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	1,200円	2,000円		
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの	1,600円	2,400円		
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）	2,500円	3,700円		
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	2,400円	3,600円		
	三輪で総排気量が660cc以下のもの	3,100円	3,900円		
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc 以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）	4,700円	5,900円		
二輪の小 型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円	6,000円		

〔注2〕

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc(0.6kW)以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（天然ガス自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、取得の翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

	対象車	税率	
軽乗用車	電気軽自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減	
	ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準90%以上達成車	概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準70%以上達成車	概ね25%軽減 ※2
軽貨物車	電気軽自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減	

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は乗用営業車のみが対象

※2 25%軽減については令和7年3月31日まで

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

税率区分（乗用車）

税率		対象車
自家用	営業用	R6.1月～R7.3月
非課税		電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車
		令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 80%達成
1.0%	0.5%	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 70%達成
2.0%	1.0%	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 60%達成
2.0%		上記以外

## IV 軽自動車税

### (1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車						軽	
	総 排 気 量				ミニカー	計	一	
	50cc以下	特定小型	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成30年度	21,039	—	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	—	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	—	863	8,473	259	28,855	5,461	0
令和3年度	18,623	—	835	8,848	272	28,578	5,614	0
令和4年度	17,948	—	808	9,259	274	28,289	5,631	0
令和5年度	17,228	—	800	9,471	267	27,766	5,624	0
令和6年度	16,554	96	802	9,814	290	27,556	5,662	1

### (2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車						軽	
	総 排 気 量				ミニカー	計	一	
	50cc以下	特定小型	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成30年度	42,078	—	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	—	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	—	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0
令和3年度	37,246	—	1,670	21,235	1,007	61,158	20,210	0
令和4年度	35,896	—	1,616	22,222	1,014	60,748	20,271	0
令和5年度	34,456	—	1,600	22,731	988	59,775	20,246	0
令和6年度	33,108	192	1,604	23,553	1,073	59,530	20,383	4

(課税状況調第33表) (単位：台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315
28,739	10,552	39,291	0	494	494	45,399	4,631	78,608
29,126	10,713	39,839	0	552	552	46,022	4,806	79,117
29,414	11,040	40,454	0	553	553	46,631	4,908	79,305
29,659	11,163	40,822	0	564	564	47,049	5,090	79,695

(課税状況調第33表) (単位：千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381
282,816	50,500	333,316	0	2,915	2,915	356,441	27,786	445,385
295,707	51,793	347,500	0	3,257	3,257	371,028	28,836	460,612
303,768	53,692	357,460	0	3,263	3,263	380,969	29,448	470,192
311,617	54,757	366,374	0	3,328	3,328	390,089	30,540	480,159



## V 市 た ば こ 税



# V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

## ■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

## ■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり6,552円  
(旧3級品を含む)

## ■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
令和元年度	583,274	96.1%	3,301,837	100.9%
令和2年度	556,167	95.4%	3,265,033	98.9%
令和3年度	546,368	98.2%	3,444,232	105.5%
令和4年度	552,210	101.1%	3,618,275	105.1%
令和5年度	556,237	100.7%	3,644,466	100.7%

# V 市 た ば こ 税

## (2) 年度別月別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
令和元年度	本数	48,533	49,188	52,185	47,307	51,865	50,256	53,809
	調定	273,494	277,151	294,225	266,589	292,368	283,281	304,304
令和2年度	本数	46,386	46,020	47,224	47,670	50,477	47,378	64,323
	調定	264,030	261,948	268,798	271,338	287,313	269,675	366,125
令和3年度	本数	47,818	46,360	44,910	45,877	46,844	45,607	62,978
	調定	292,738	283,814	274,936	280,861	286,781	279,209	385,552
令和4年度	本数	45,232	46,323	45,066	47,188	46,747	48,787	47,611
	調定	296,357	303,510	295,269	309,177	306,286	319,655	311,950
令和5年度	本数	50,202	43,255	49,140	47,411	47,038	47,217	46,495
	調定	328,925	283,406	321,964	310,640	308,191	309,364	304,635

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
令和元年度	本数	44,511	46,025	46,620	49,276	43,699	(514)	583,274
	調定	253,357	261,972	280,478	265,362	248,737	519	3,301,837
令和2年度	本数	35,379	41,315	47,036	42,317	40,642	(24,242)	556,167
	調定	216,615	252,929	287,959	259,066	248,813	10,424	3,265,033
令和3年度	本数	34,680	42,168	48,838	40,251	40,037	(25,075)	546,368
	調定	227,230	276,295	319,987	263,724	262,322	10,783	3,444,232
令和4年度	本数	46,213	46,193	48,618	41,946	42,286	(457)	552,210
	調定	302,788	302,657	318,543	274,830	277,056	197	3,618,275
令和5年度	本数	46,318	45,259	47,690	44,743	41,469	0	556,237
	調定	303,474	296,539	312,465	293,154	271,709	0	3,644,466



## VI 特別土地保有税



## VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。  
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。  
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区 分	保 有 分	取 得 分	(参考)ミニ保有税
課 税 対 象 及 び 納 税 義 務 者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課 税 標 準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税 率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5 月 末 日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日  7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5 月 末 日

[注]

- その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。  
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで  
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から  
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで  
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止  
 平成10年度税制改正  
 (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)  
 (2) ミニ保有税の経過措置を廃止  
 (3) 保有期間10年超を課税対象から除外  
 (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

## VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

### [参考]

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

## (4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
区 分	特 別 土 地 保 有 税	取 得	課税対象	筆数 面積 件数 税額	39 95,015 10 168,647	16 97,441 8 83,712	60 225,422 11 501,648	35 98,830 9 194,626	45 74,102 8 119,669
			免 除	筆数 面積 件数 税額	36 85,075 8 128,196	15 84,535 7 44,571	18 185,286 5 365,976	6 30,383 1 34,412	19 45,898 4 68,475
				筆数 面積 件数 税額	1 5,759 1 14,356	1 12,906 1 39,141	41 37,161 5 127,631	29 68,447 8 160,214	16 21,285 2 46,928
			納 付	筆数 面積 件数 税額	2 4,181 1 26,095	0 0 0 0	1 2,975 1 8,041	0 0 0 0	10 6,919 2 4,266
		課税対象		筆数 面積 件数 税額	94 482,381 32 882,010	139 616,203 45 919,889	120 585,271 38 747,862	132 719,677 45 847,635	244 780,310 49 867,056
		保 有	免 除	筆数 面積 件数 税額	82 462,813 28 806,754	124 586,009 38 825,632	100 548,770 33 658,937	109 669,308 38 748,100	112 689,712 38 754,060
				筆数 面積 件数 税額	12 19,568 4 75,256	15 30,194 7 94,257	7 19,605 4 54,487	22 47,394 6 95,883	125 85,340 10 112,548
			納 付	筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	13 16,896 1 34,438	1 2,975 1 3,652	7 5,258 1 448
				課税対象	筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
		ミ ニ 保 有 税	免 除	筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
				筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
			納 付	筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	課税対象			筆数 面積 件数 税額	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	合 計	課税対象	筆数 面積 件数 税額	133 577,396 42 1,050,657	155 713,644 53 1,003,601	180 810,693 49 1,249,510	167 818,507 54 1,042,261	289 854,412 57 986,725	
			免 除	筆数 面積 件数 税額	118 547,888 36 934,950	139 670,544 45 870,203	118 734,056 38 1,024,913	115 699,691 39 782,512	131 735,610 42 822,535
				筆数 面積 件数 税額	13 25,327 5 89,612	16 43,100 8 133,398	48 56,766 9 182,118	51 115,841 14 256,097	141 106,625 12 159,476
			納 付	筆数 面積 件数 税額	2 4,181 1 26,095	0 0 0 0	14 19,871 2 42,479	1 2,975 1 3,652	17 12,177 3 4,714

VII 入 湯 税



## VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。（平成12年度から課税）

### ■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

### ■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

### ■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円（標準税率）
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

### ■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

### ■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況（現年度分）

（単位：人・千円）

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
令和元年度	450,189	111.4%	19,256	111.4%
令和2年度	291,228	64.7%	12,626	65.6%
令和3年度	288,586	99.1%	12,204	96.7%
令和4年度	365,692	126.7%	15,407	126.2%
令和5年度	364,020	99.5%	13,944	90.5%

## VIII 事業所税





## Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。（昭和51年度から課税）

事業所税の課税団体は、東京都及び指定都市、首都圏整備法の既成市街地及び近畿圏整備法の既成都市区域を有するもの、人口30万人以上の市のうち政令で定める市である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m <sup>2</sup> に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m <sup>2</sup> 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

〔注〕 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800m<sup>2</sup>超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

## VIII 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

年度	区分	事業		
		資産割		
		課標床面積	件数	金額
令和元年度		4,497,498	742	2,698,499
令和2年度		4,340,217	739	2,756,086
令和3年度		4,850,359	782	2,915,593
令和4年度		4,823,523	822	2,894,082
令和5年度		4,733,366	818	2,844,542
4月		385,882	69	231,527
5月		2,950,427	410	1,770,239
6月		37,039	27	22,222
7月		83,312	27	49,986
8月		105,694	30	63,415
9月		37,136	22	22,281
10月		106,387	34	63,831
11月		159,255	51	95,551
12月		38,924	13	23,354
1月		96,551	30	57,930
2月		705,941	94	428,116
3月		26,818	11	16,090

(単位：㎡・千円・人)

に 係 る 分				合 計	
従 業 者 割				件 数	金 額
従 業 者 数	課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
40,852	232,726,000	165	581,815	754	3,280,314
41,163	236,867,592	178	592,160	751	3,348,247
41,720	236,020,030	185	590,041	791	3,505,634
42,448	239,664,114	192	600,182	831	3,494,263
41,964	246,537,058	185	616,332	828	3,460,875
1,812	9,202,556	15	23,006	69	254,532
29,638	186,105,147	107	464,631	418	2,234,871
8	-200,880	1	124	27	22,346
374	2,480,464	3	6,201	27	56,187
990	2,960,673	5	7,401	31	70,817
29	183,355	1	458	22	22,739
210	1,395,262	1	3,488	34	67,319
1,505	6,466,754	6	16,167	52	111,717
133	666,961	1	1,667	13	25,021
943	3,969,497	12	9,923	30	67,853
6,322	33,307,269	33	83,266	94	511,383
0	0	0	0	11	16,090



IX 滯 納 処 分



## IX 滞納処分

### (1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	8,064	125,849,476	6,822	101,214,418	7,416	108,509,234
市民税(法人)	37	2,983,360	28	2,221,860	15	564,260
固定資産税	1,614	34,429,226	1,265	21,172,923	1,418	27,745,002
軽自動車税	1,516	5,104,437	835	3,174,037	1,100	3,801,005
事業所税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	8,406,490	-	5,156,560	-	6,757,401
計	11,231	176,772,989	8,950	132,939,798	9,949	147,376,902

### (2) 不納欠損額税目別明細

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	7,397	101,242,941	3,992	56,092,949	4,731	62,999,913
市民税(法人)	126	9,299,611	72	4,426,676	96	6,590,500
固定資産税	2,072	65,500,353	942	38,498,414	1,201	34,081,931
軽自動車税	1,145	3,363,647	867	2,281,462	856	3,245,259
事業所税	2	347,000	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	15,863,010	-	9,487,070	-	8,305,870
計	10,742	195,616,562	5,873	110,786,571	6,884	115,223,473

### (3) 財産差押状況の推移

区分	差押総額			公売処分による収入 ②	収入等による解除 ③	年度末における差押中のもの ① - (② + ③) = ④
	前年度以前に差押えたもの	当該年度において差押えたもの	計 ①			
令和元年度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137	447,488,539
令和2年度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631	292,860,052
令和3年度	292,860,052	328,252,541	621,112,593	7,475,288	242,013,142	371,624,163
令和4年度	371,624,163	406,773,781	778,397,944	6,258,043	387,849,750	384,290,151
令和5年度	384,290,151	336,498,242	720,788,393	4,602,530	489,813,236	226,372,627

(単位：円)

令和4年度		令和5年度		区分
件数	金額	件数	金額	
7,848	142,555,928	7,344	139,379,141	市民税（個人）
19	2,098,700	28	2,549,700	市民税（法人）
1,444	36,370,181	1,306	36,884,165	固定資産税
932	3,586,800	805	3,243,300	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
-	8,919,619	-	9,045,635	都市計画税
10,243	193,531,228	9,483	191,101,941	計

(単位：円)

令和4年度		令和5年度		区分
件数	金額	件数	金額	
5,007	64,026,970	4,642	60,455,891	市民税（個人）
67	5,353,877	50	2,977,463	市民税（法人）
1,462	25,173,591	1,113	31,606,285	固定資産税
912	3,597,337	867	3,331,376	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
0	0	0	0	入湯税
-	6,097,880	-	7,579,130	都市計画税
7,448	104,249,655	6,672	105,950,145	計

(単位：円)

④ の 内 訳				区分
不動産	債権	抵当権	その他	
224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632	令和元年度
48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770	令和2年度
99,154,844	269,567,112	688,435	2,213,772	令和3年度
89,474,862	292,024,779	0	2,790,510	令和4年度
61,219,505	164,347,634	0	805,488	令和5年度



X 口 座 振 替



# X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調 定 (A)		加 入 (B)		振 替 (C)		振 替 不 能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市・県民税 《普通徴収》	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
	元	213,482	8,569,008,702	27,696	2,149,862,991	26,683	2,093,327,271	1,013	56,535,720	13.0%	25.1%	96.3%	97.4%
	2	223,832	8,843,648,900	27,628	2,171,190,176	26,749	2,121,186,476	879	50,003,700	12.3%	24.6%	96.8%	97.7%
	3	220,803	8,898,360,800	27,939	2,230,574,022	27,019	2,174,956,022	920	55,618,000	12.7%	25.1%	96.7%	97.5%
	4	225,067	10,156,512,700	28,393	2,543,464,937	27,480	2,478,226,637	913	65,238,300	12.6%	25.0%	96.8%	97.4%
	5	222,823	9,140,137,900	28,359	2,371,572,843	27,437	2,313,593,343	922	57,979,500	12.7%	25.9%	96.7%	97.6%
固定資産税 都市計画税	元	568,136	40,469,230,200	185,759	15,529,722,800	180,623	15,278,836,400	5,136	250,886,400	32.7%	38.4%	97.2%	98.4%
	2	568,805	40,978,438,500	186,414	15,863,795,933	181,910	15,676,549,200	4,504	187,246,733	32.8%	38.7%	97.6%	98.8%
	3	577,031	40,748,108,000	188,255	16,322,836,520	183,650	16,117,916,420	4,605	204,920,100	32.6%	40.1%	97.6%	98.7%
	4	581,207	42,342,791,900	188,919	17,630,399,500	184,248	17,379,675,200	4,671	250,724,300	32.5%	41.6%	97.5%	98.6%
	5	585,534	42,861,135,500	188,206	17,904,864,000	183,478	17,663,405,600	4,728	241,458,400	32.1%	41.8%	97.5%	98.7%
軽自動車税	元	78,368	420,506,600	6,770	35,159,300	6,577	34,223,600	193	935,700	8.6%	8.4%	97.1%	97.3%
	2	78,321	433,032,400	6,707	35,786,300	6,554	35,005,400	153	780,900	8.6%	8.3%	97.7%	97.8%
	3	78,601	445,143,500	6,939	38,440,200	6,813	37,782,500	126	657,700	8.8%	8.6%	98.2%	98.3%
	4	79,104	460,041,900	6,808	38,631,000	6,643	37,699,100	165	931,900	8.6%	8.4%	97.6%	97.6%
	5	79,332	470,254,300	6,731	38,619,600	6,576	37,820,200	155	799,400	8.5%	8.2%	97.7%	97.9%
合 計	元	859,986	49,458,745,502	220,225	17,714,745,091	213,883	17,406,387,271	6,342	308,357,820	25.6%	35.8%	97.1%	98.3%
	2	870,958	50,255,119,800	220,749	18,070,772,409	215,213	17,832,741,076	5,536	238,031,333	25.3%	36.0%	97.5%	98.7%
	3	876,435	50,091,612,300	223,133	18,591,850,742	217,482	18,330,654,942	5,651	261,195,800	25.5%	37.1%	97.5%	98.6%
	4	885,378	52,959,346,500	224,120	20,212,495,437	218,371	19,895,600,937	5,749	316,894,500	25.3%	38.2%	97.4%	98.4%
	5	887,689	52,471,527,700	223,296	20,315,056,443	217,491	20,014,819,143	5,805	300,237,300	25.2%	38.7%	97.4%	98.5%

XI 税 外 收 入



## X I 税外収入（税務関係分）

### (1) 税外収入決算状況の推移(税務関係分)

区 分	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
	最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比
自動車重量譲与税	536,000	569,517	103.5%	556,000	563,480	98.9%
特別とん譲与税	2,000	1,442	89.7%	1,600	1,373	95.2%
地方揮発油譲与税	201,000	197,758	88.5%	194,000	193,674	97.9%
地方道路譲与税※ <sup>1</sup>	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※ <sup>2</sup>	17,000	17,183	皆増	34,000	36,514	212.5%
利子割交付金	85,000	68,530	51.9%	63,000	73,373	107.1%
配当割交付金	392,000	444,120	112.2%	353,000	411,788	92.7%
株式等譲渡所得割交付金	625,000	238,078	75.9%	343,000	478,104	200.8%
法人事業税交付金※ <sup>3</sup>	-	-	-	740,000	654,466	皆増
地方消費税交付金	7,750,000	7,757,202	96.3%	9,176,000	9,427,900	121.5%
自動車取得税交付金※ <sup>4</sup>	152,000	160,749	47.0%	-	47	大幅減
環境性能割交付金※ <sup>5</sup>	60,000	45,283	皆増	140,000	91,334	201.7%
地方特例交付金	466,000	466,208	121.2%	444,000	459,443	98.5%
交通安全対策特別交付金	65,000	63,270	101.0%	63,000	70,292	111.1%
督促手数料	9,027	9,290	107.6%	9,740	8,127	87.5%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	19,713	17,158	94.4%	18,133	15,612	91.0%
県税徴収交付金	687,305	696,741	99.8%	692,560	703,854	101.0%
軽自動車標識売払収入	1	11	122.2%	13	0	皆減
物品売払収入	-	-	-	-	-	-
延滞金	160,858	155,822	86.0%	153,876	156,885	100.7%
加算金	1	14	116.7%	1	9	64.3%
軽自動車標識再交付実費弁償金	11	9	100.0%	10	6	66.7%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	2	40.0%	1	1	50.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	47	46	109.5%	57	19	41.3%
滞納処分費	1	0	皆減	1	1,179	皆増
納税通知書等発送用封筒広告収入	121	148	105.0%	119	151	102.0%
配当割額控除額等返還金	1	300	大幅増	1	65	21.7%
求償費	-	-	-	-	-	-
合 計	11,228,088	10,908,881	96.0%	12,982,113	13,347,696	122.4%

- (※1) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし  
(※2) 令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材  
(※3) 令和2年度創設。法人市民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村へ  
(※4) 環境性能割交付金の創設に伴い廃止となったが(※5参照)、日野自動車(株)の排出ガス性能試験等におけ  
(※5) 令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金(R1.10.1施行)

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
548,000	571,373	101.4%	564,000	570,487	99.8%	560,000	578,036	101.3%
1,400	709	51.6%	1,300	560	79.0%	1,400	511	91.3%
186,000	199,841	103.2%	186,000	190,598	95.4%	175,000	191,738	100.6%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
34,000	36,938	101.2%	47,000	48,220	130.5%	48,000	48,220	100.0%
47,000	59,288	80.8%	39,000	38,635	65.2%	30,000	36,251	93.8%
337,000	602,326	146.3%	347,000	573,449	95.2%	560,000	664,698	115.9%
344,000	713,224	149.2%	493,000	410,977	57.6%	357,000	710,505	172.9%
945,000	1,101,489	168.3%	1,002,000	1,177,451	106.9%	1,078,000	1,114,776	94.7%
9,865,000	10,313,226	109.4%	10,551,000	10,911,528	105.8%	10,898,000	10,837,434	99.3%
-	-	皆減	-	2,168	皆増	-	7,976	367.9%
107,000	115,442	126.4%	170,000	139,120	120.5%	119,000	145,209	104.4%
1,272,000	1,263,150	274.9%	530,500	525,275	41.6%	502,000	498,987	95.0%
65,000	64,969	92.4%	67,000	56,935	87.6%	66,000	49,342	86.7%
9,729	6,077	74.8%	8,384	7,719	127.0%	8,384	8,211	106.4%
18,071	15,557	99.6%	17,110	16,181	104.0%	16,433	14,908	92.1%
685,832	717,067	101.9%	718,700	733,164	102.2%	726,974	726,328	99.1%
13	89	皆増	1	0	皆減	1	122	皆増
-	-	-	-	-	-	-	-	-
145,933	144,834	92.3%	150,099	176,214	121.7%	167,337	140,637	79.8%
1	1,050	大幅増	1	5,397	514.0%	1	3,186	59.0%
9	7	116.7%	9	7	100.0%	7	6	85.7%
1	1	100.0%	2	2	200.0%	1	0	皆減
45	0	皆減	45	5	皆増	36	3	60.0%
1	178	15.1%	1	1,205	677.0%	1	540	44.8%
121	150	99.3%	122	155	103.3%	119	201	129.7%
1	521	801.5%	1	305	58.5%	1	135	44.3%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
14,611,158	15,927,506	119.3%	14,892,276	15,585,757	97.9%	15,313,696	15,777,960	101.2%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。

利用の促進や普及啓発に充てられる。

交付するもの。(令和2年度のみ3.4%、令和3年度以降は7.7%)

る不正行為により、追加徴収として発生したもの。

を創設。

## (2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
譲与額	569,517	563,480	571,373	570,487	578,036	
内 訳	6月	158,080	147,894	164,423	147,212	159,485
	11月	237,736	231,086	233,527	236,761	238,720
	3月	173,701	184,500	173,423	186,514	179,831

## (3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
譲与額	1,653	1,592	819	698	723	
前年比 (%)	89.6%	96.3%	51.4%	85.2%	103.6%	
	尼崎市	1,442	1,373	709	560	511
尼崎市内訳	9月	697	908	455	310	274
	3月	745	465	254	250	237
案分率	尼崎市	0.8725	0.8625	0.8663	0.8026	0.7065
	西宮市	0.1275	0.1375	0.1337	0.1974	0.2935

## (4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
譲与額	197,758	193,674	199,841	190,598	191,738	
内 訳	6月	55,132	66,858	62,125	53,349	53,254
	11月	83,115	58,873	62,880	78,268	79,244
	3月	59,511	67,943	74,836	58,981	59,240

## (5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
譲与額	0	0	0	0	0	
内 訳	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

## (6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
譲与額	17,183	36,514	36,938	48,220	48,220	
内 訳	9月	8,591	18,257	18,257	24,110	24,110
	3月	8,592	18,257	18,681	24,110	24,110

## (7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交付額	68,530	73,373	59,288	38,635	36,251	
内 訳	8月	28,040	27,171	27,568	16,872	13,327
	12月	23,363	25,089	18,264	11,640	12,724
	3月	17,127	21,113	13,456	10,123	10,200

## (8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交付額	444,120	411,788	602,326	573,449	664,698	
内 訳	8月	123,034	114,567	120,925	146,324	156,928
	12月	21,984	21,172	26,686	26,197	28,290
	3月	299,102	276,049	454,715	400,928	479,480

## (9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交付額	238,078	478,104	713,224	410,977	710,505	
内 訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	238,078	478,104	713,224	410,977	710,505

## (10) 法人事業税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	-	654,466	1,101,489	1,177,451	1,114,776
内 訳					
8 月	-	405,300	532,164	610,976	548,855
12 月	-	113,714	258,247	268,031	253,710
3 月	-	135,452	311,078	298,444	312,211

## (11) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	7,757,202	9,427,900	10,313,226	10,911,528	10,837,434
内 訳					
6 月	2,018,211	2,154,378	2,031,988	2,611,033	2,868,598
9 月	2,512,433	3,181,820	3,410,162	3,177,066	3,195,271
12 月	1,074,749	1,699,015	2,163,933	2,193,216	1,826,804
3 月	2,151,809	2,392,687	2,707,143	2,930,213	2,946,761

## (12) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	160,749	47	-	2,168	7,976
内 訳					
8 月	101,327	47	-	-	-
12 月	59,422	-	-	-	-
3 月	0	-	-	2,168	7,976

## (13) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	45,283	91,334	115,442	139,120	145,209
内 訳					
8 月	-	30,186	45,720	40,198	40,653
12 月	13,613	33,815	28,107	41,039	44,665
3 月	31,670	27,333	41,615	57,883	59,891

## (14) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	466,208	459,443	1,263,150	525,275	498,987
内 訳					
4 月	217,045	235,417	228,938	244,341	237,116
9 月	249,163	224,026	219,053	259,342	215,306
3 月	-	-	815,159	21,592	46,565

## (15) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 額	63,270	70,292	64,969	56,935	49,342
内 訳					
9 月	32,631	36,337	34,443	30,535	25,872
3 月	30,639	33,955	30,526	26,400	23,470

## (16) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総額(7月、10月、1月、4月)	696,741	703,854	717,067	733,164	726,328
納 税 義 務 者 割	660,147	663,720	670,191	682,707	679,521
通 知 書 割	0	0	0	0	0
払 込 金 額 割	654	446	324	560	271
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等	35,940	39,688	46,552	49,897	46,536

## (17) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
本 庁	総 額	件数	52,028	47,117	45,126	45,979	40,771	
		金額	(5,368)	(4,818)	(4,143)	(3,566)	(1,761)	
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	24,057	22,227	19,697	20,640	16,498	
		金額	(580)	(541)	(483)	(495)	(435)	
	(うちオンライン分)	件数	-	-	25	148	152	
		金額	-	-	-	-	-	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	19,922	17,183	16,471	16,240	16,563	
		金額	(1,417)	(913)	(83)	(33)	(18)	
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧 ※ 2	件数	-	483	1,719	1,726	1,978	
		金額	-	-	(132)	-	-	
	納 税 証 明 ※ 3	件数	8,049	7,224	7,239	7,373	5,732	
		金額	(3,371)	(3,364)	(3,445)	(3,038)	(1,308)	
(阪 急 塚 口 ・ J R 尼 崎 ・ ン 阪 神 尼 崎)	総 額	件数	36,446	33,282	29,756	28,822	24,313	
		金額	(4,023)	(3,904)	(3,373)	(2,888)	(1,449)	
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	26,940	24,111	20,399	19,581	15,968	
		金額	(705)	(647)	(666)	(628)	(643)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	5,716	5,288	5,334	5,442	5,742	
		金額	(692)	(475)	(2)	-	(3)	
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	22	59	339	520	510	
		金額	-	-	(60)	(58)	(76)	
	納 税 証 明	件数	3,768	3,824	3,684	3,279	2,093	
		金額	(2,626)	(2,782)	(2,645)	(2,202)	(727)	
	合 計	総 額	件数	88,452	80,399	74,882	74,801	65,084
			金額	(9,391)	(8,722)	(7,516)	(6,454)	(3,210)
市 県 民 税 課 税 額 証 明		件数	50,997	46,338	40,096	40,221	32,466	
		金額	(1,285)	(1,188)	(1,149)	(1,123)	(1,078)	
固 定 資 産 評 価 額 証 明		件数	25,638	22,471	21,805	21,682	22,305	
		金額	(2,109)	(1,388)	(85)	(33)	(21)	
固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧		件数	-	542	2,058	2,246	2,488	
		金額	-	-	(192)	(58)	(76)	
納 税 証 明		件数	11,817	11,048	10,923	10,652	7,825	
		金額	(5,997)	(6,146)	(6,090)	(5,240)	(2,035)	
		金額	1,755,300	1,481,400	1,457,400	1,629,300	1,744,200	

(注) 件数のうち( )内は手数料免除分を再掲。

※1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※2 令和3年1月より固定資産課税台帳等の閲覧が追加。

※3 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※4 本庁の市県民税課税額証明のオンライン申請は、令和4年1月から実施。

XII 徵 收 經 費



## XII 徴収経費

### 徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	
税 収 入 額	(1) 市 税	78,767,750	79,238,902	
	(2) 個 人 の 県 民 税	15,816,457	16,195,754	
	(3) 合 計	94,584,207	95,434,656	
徴 税 費	(4) 基 本 給	390,062	392,067	
	(5) 諸 手 当	241,757	253,978	
	(ア) 超 過 勤 務 手 当	9,879	13,552	
	(イ) 税 務 特 別 手 当	32	23	
	(ウ) そ の 他 の 手 当	231,846	240,403	
	(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	149,708	149,199	
	(7) 報 酬	107,962	107,149	
	(8) そ の 他	275	1,066	
	(9) 小 計	889,764	903,459	
	物 件 費	(10) 旅 費	4,146	3,873
		(11) 賃 金	42,795	43,645
		(12) そ の 他	231,855	308,212
		(13) 小 計	278,796	355,730
報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-	
	(15) 納 税 組 合 奨 励 金	-	-	
	(16) 小 計	0	0	
そ の 他	(17) そ の 他	188,384	222,347	
合 計	(18) 合 計	1,356,944	1,481,536	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(19) 納 税 通 知 書 等 を 基 準 に し た 金 額	0	0	
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	881	738	
	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	643,989	649,635	
	(22) 合 計	644,870	650,373	
純 徴 税 費	(23) ( 18 ) - ( 22 )	712,074	831,163	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) ( 18 ) / ( 3 )	1.4%	1.6%	
	(25) ( 23 ) / ( 1 )	0.9%	1.0%	

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、R2より(11)賃金は皆減(報酬で計上)

※R3より課税状況調(第39表)の項目変更に伴い、(6)共済組合負担金等が皆減(8)その他で計上)

課税状況調（39表）（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80,591,085	79,557,367	80,110,628	82,597,797	83,346,114
16,688,447	17,005,777	16,922,607	17,379,454	17,419,767
97,279,532	96,563,144	97,033,235	99,977,251	100,765,881
395,786	409,193	376,820	378,854	380,010
261,084	306,437	291,145	275,959	285,961
12,393	28,259	23,385	20,889	23,235
31	185	26	34	60
248,660	277,993	267,734	255,036	262,666
152,415	164,660	-	-	-
104,097	125,453	128,887	142,764	124,252
767	460	158,789	156,094	160,169
914,149	1,006,203	955,641	953,671	950,392
3,946	3,898	4,192	4,249	3,463
42,559	-	-	-	-
315,047	250,147	349,877	368,398	432,001
361,552	254,045	354,069	372,647	435,464
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
261,249	316,539	180,481	236,381	205,616
1,536,950	1,576,787	1,490,191	1,562,699	1,591,472
0	0	0	0	0
654	446	324	560	271
660,147	663,720	670,191	682,707	679,521
660,801	664,166	670,515	683,267	679,792
876,149	912,621	819,676	879,432	911,680
1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.6%
1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%

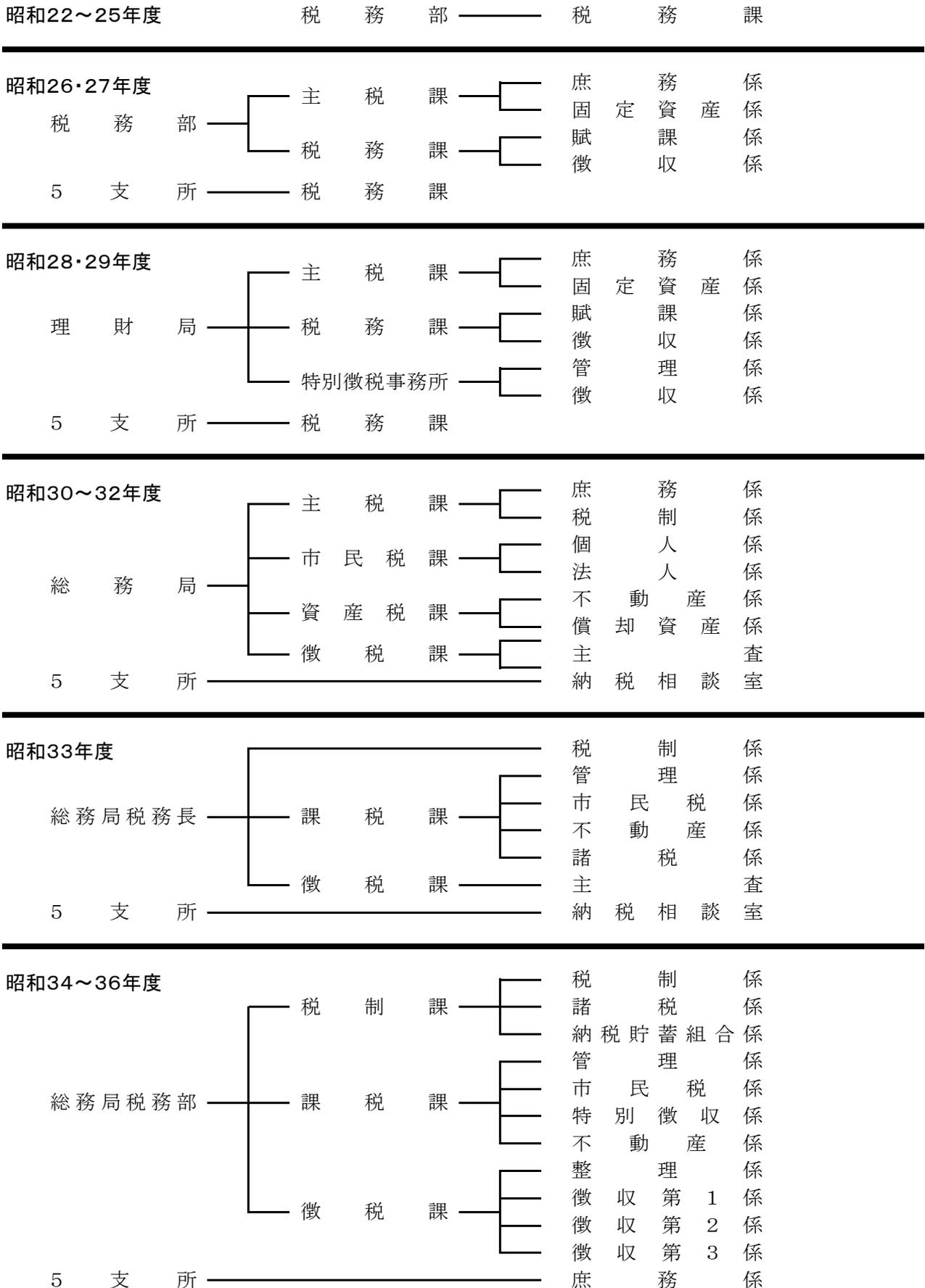


XIII 稅 務 機 構

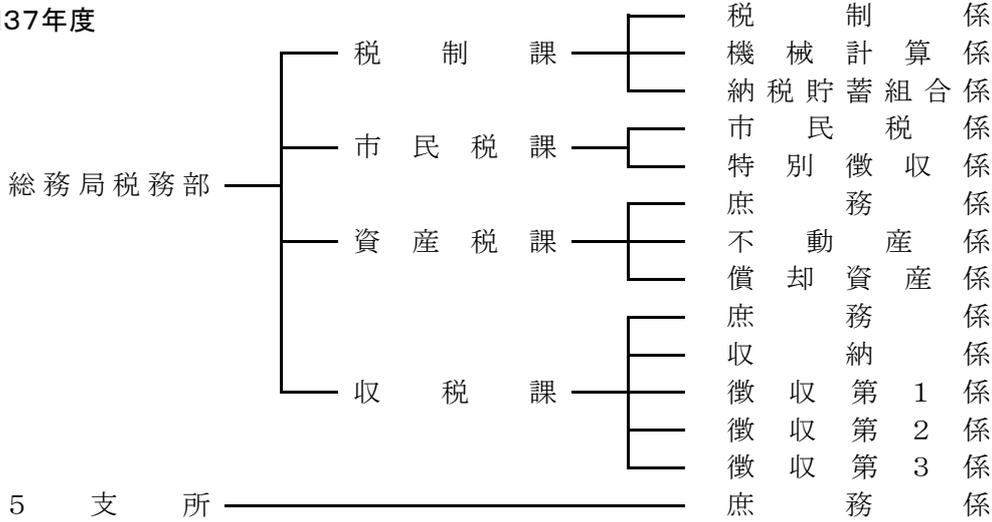


# XIII 税務機構

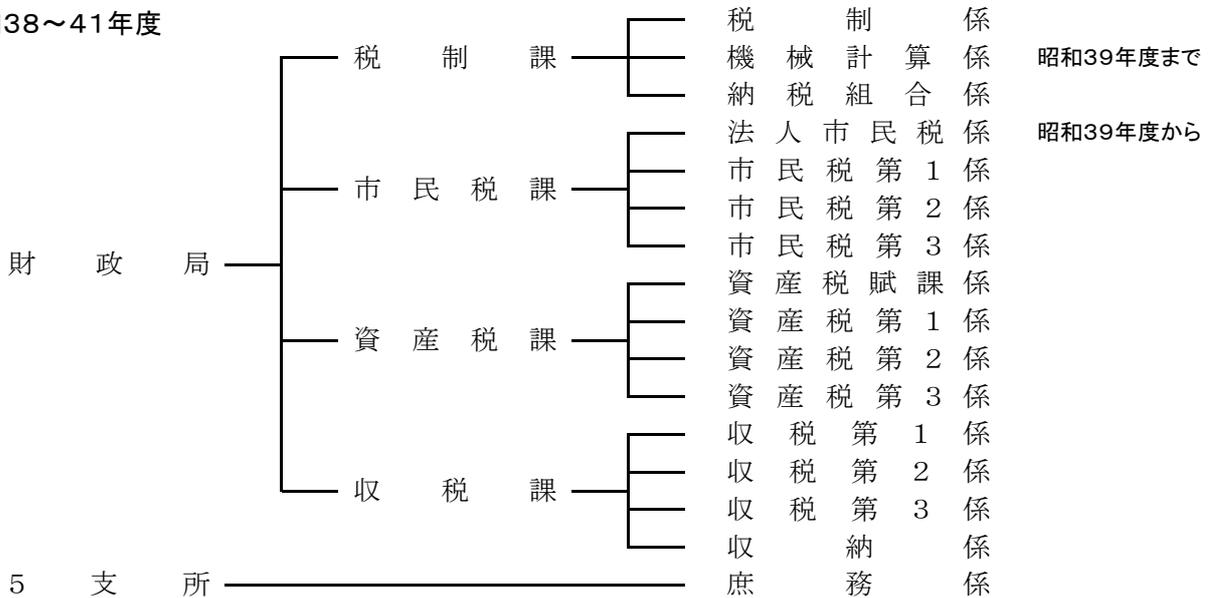
## (1) 税務機構の変遷



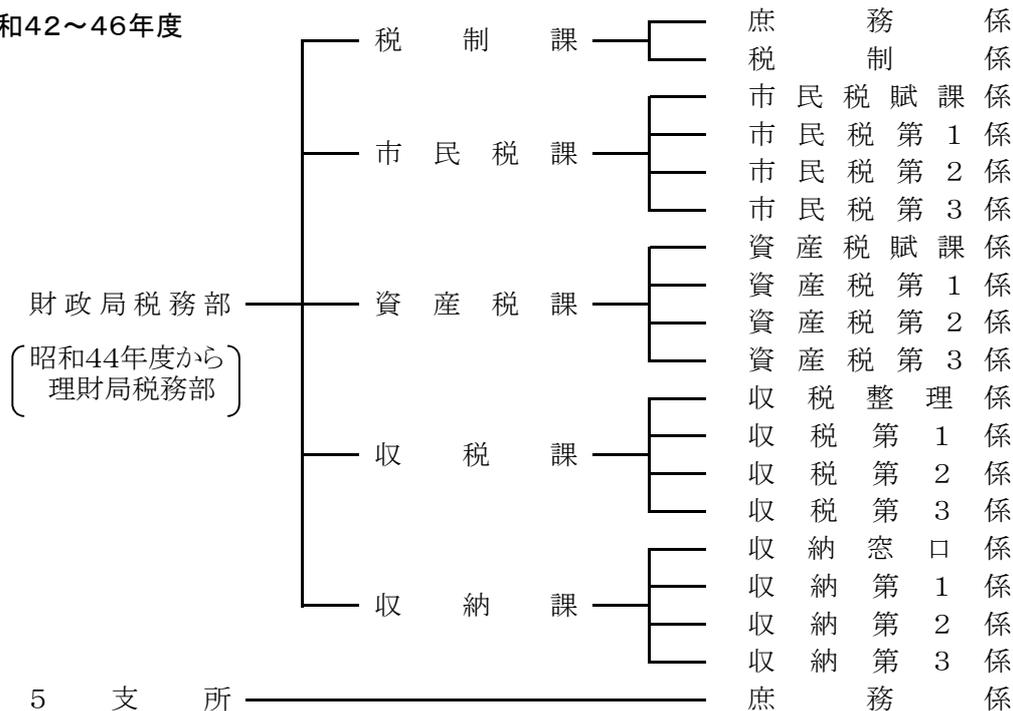
昭和37年度



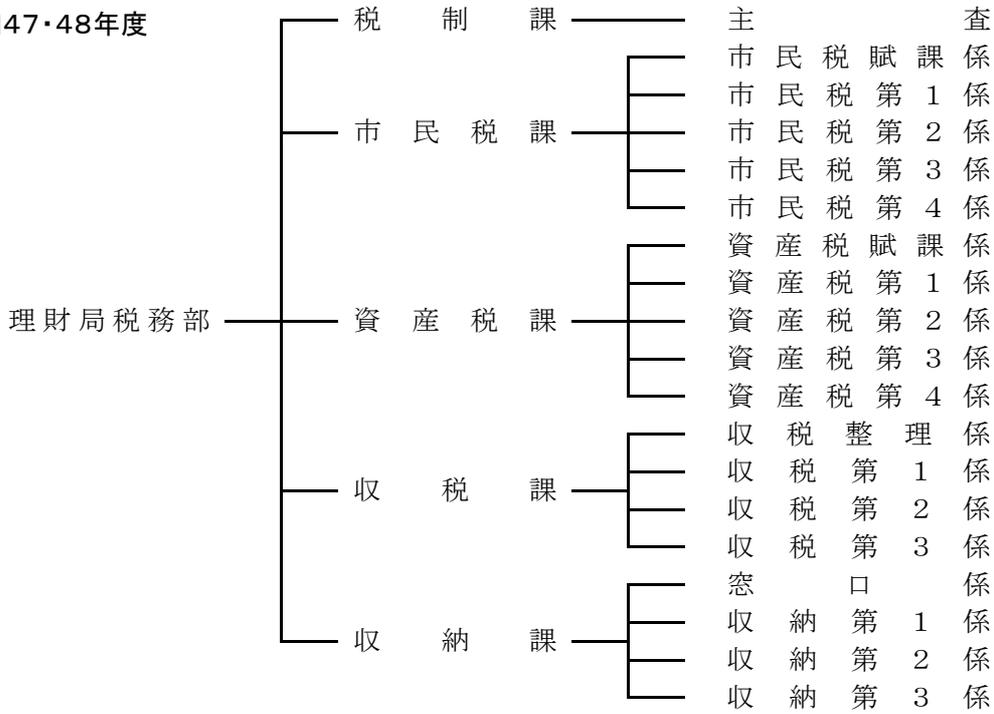
昭和38~41年度



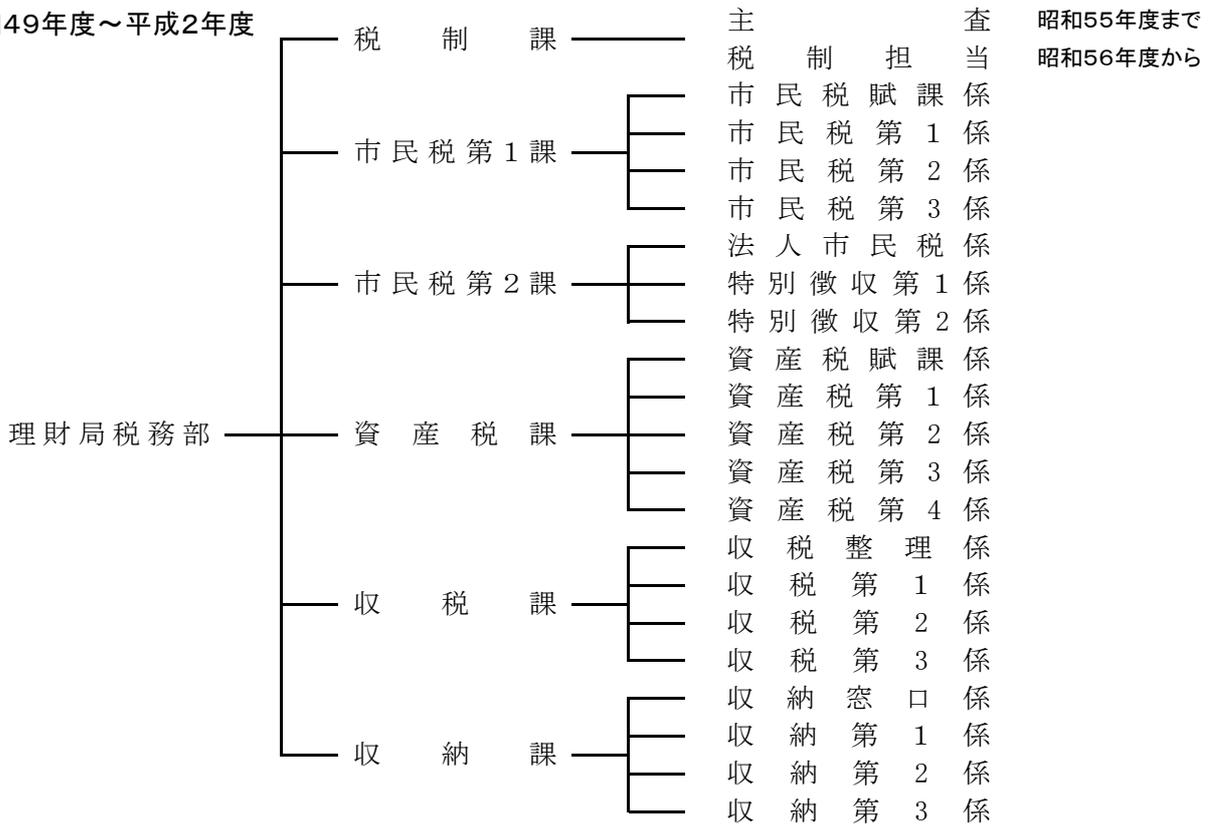
昭和42~46年度



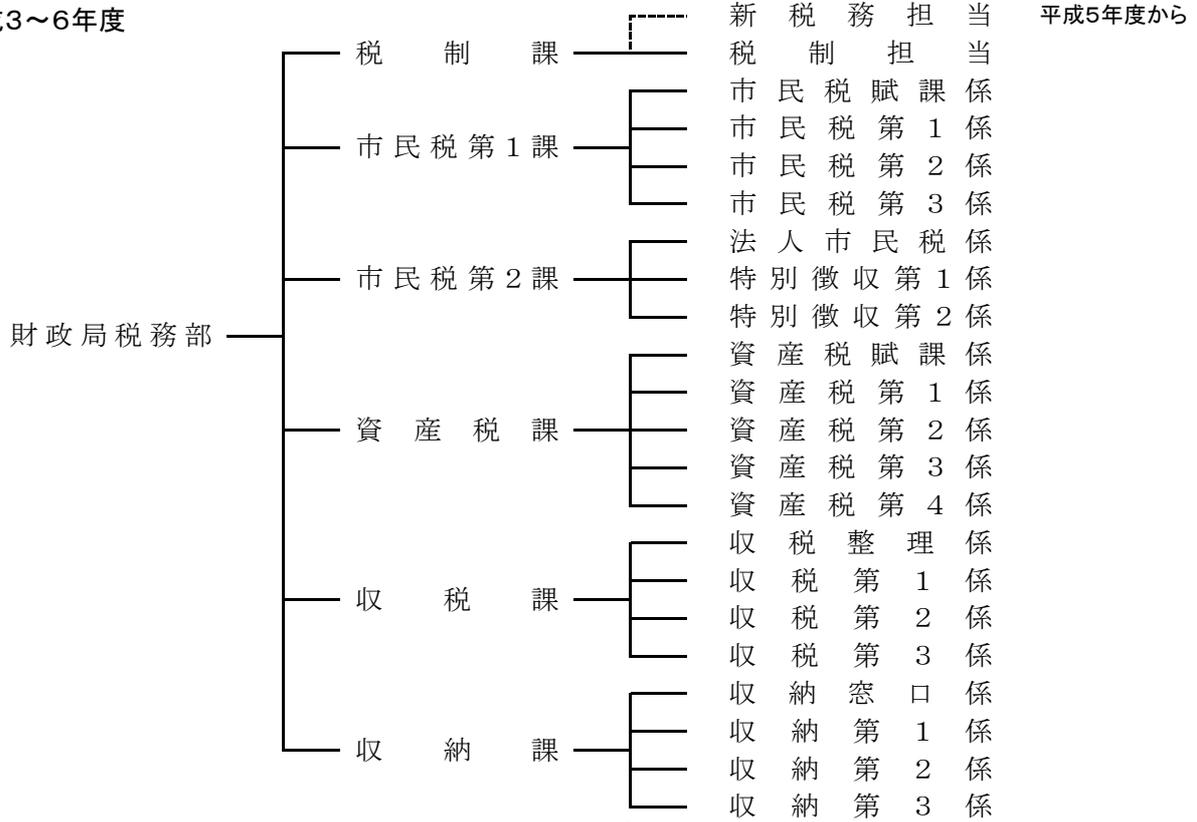
昭和47・48年度



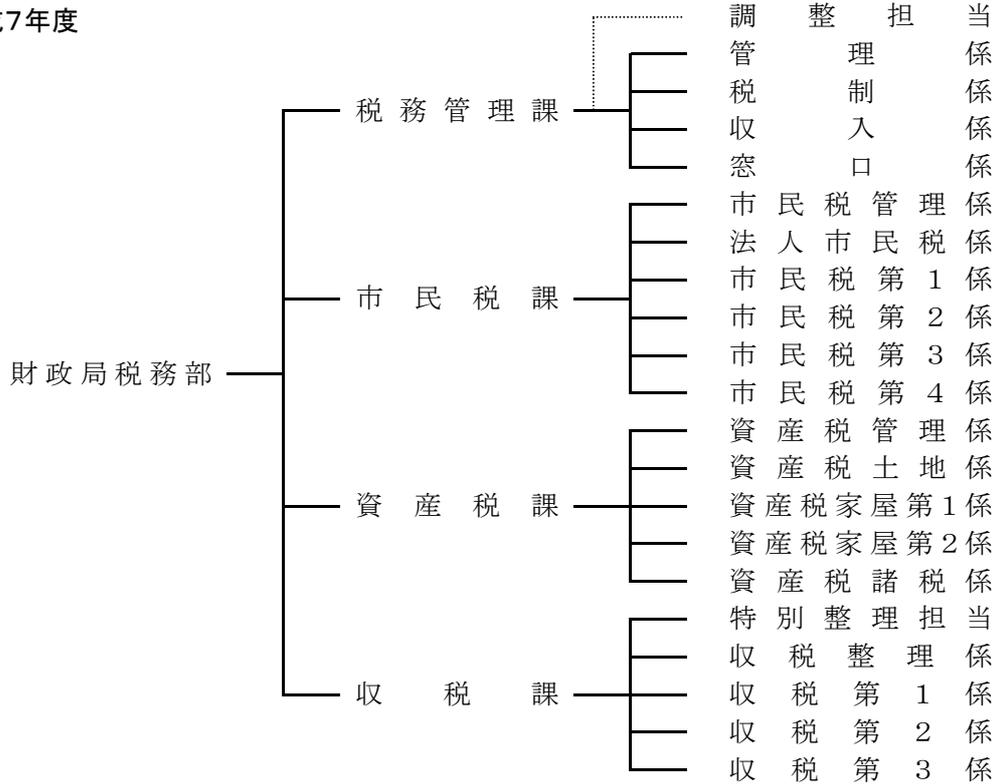
昭和49年度～平成2年度



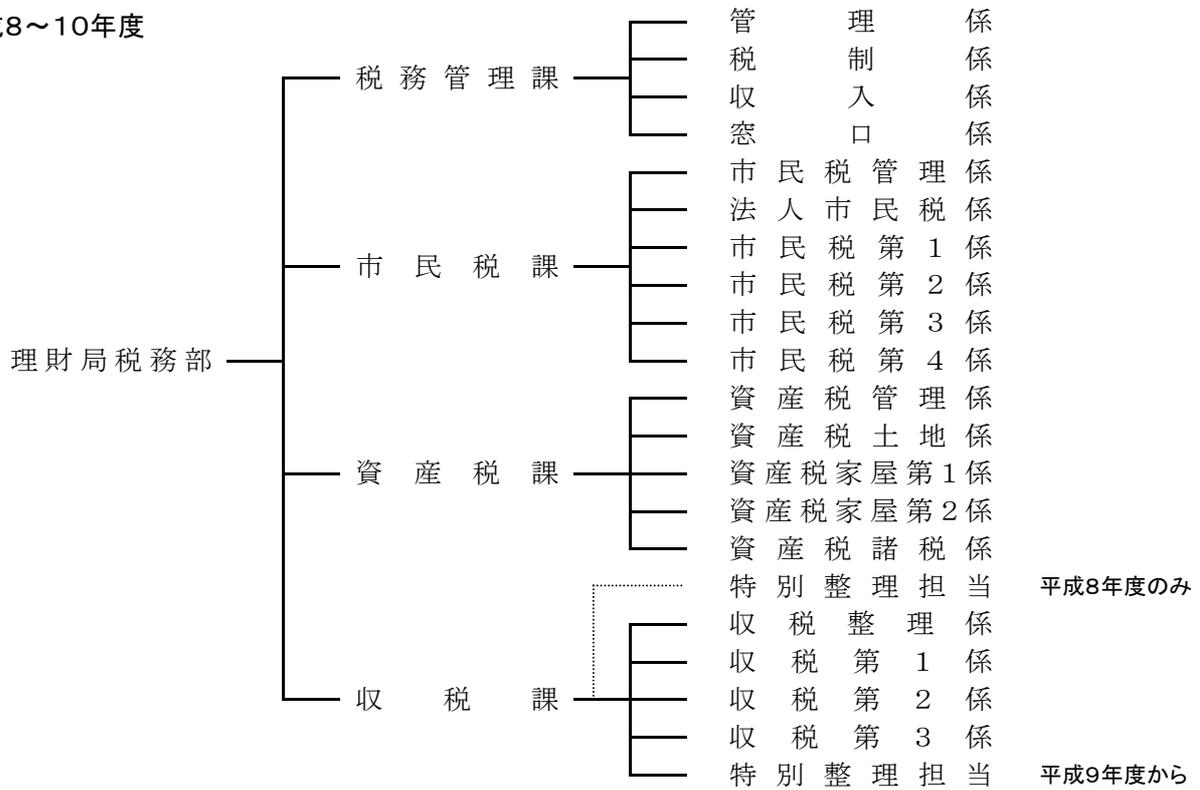
平成3～6年度



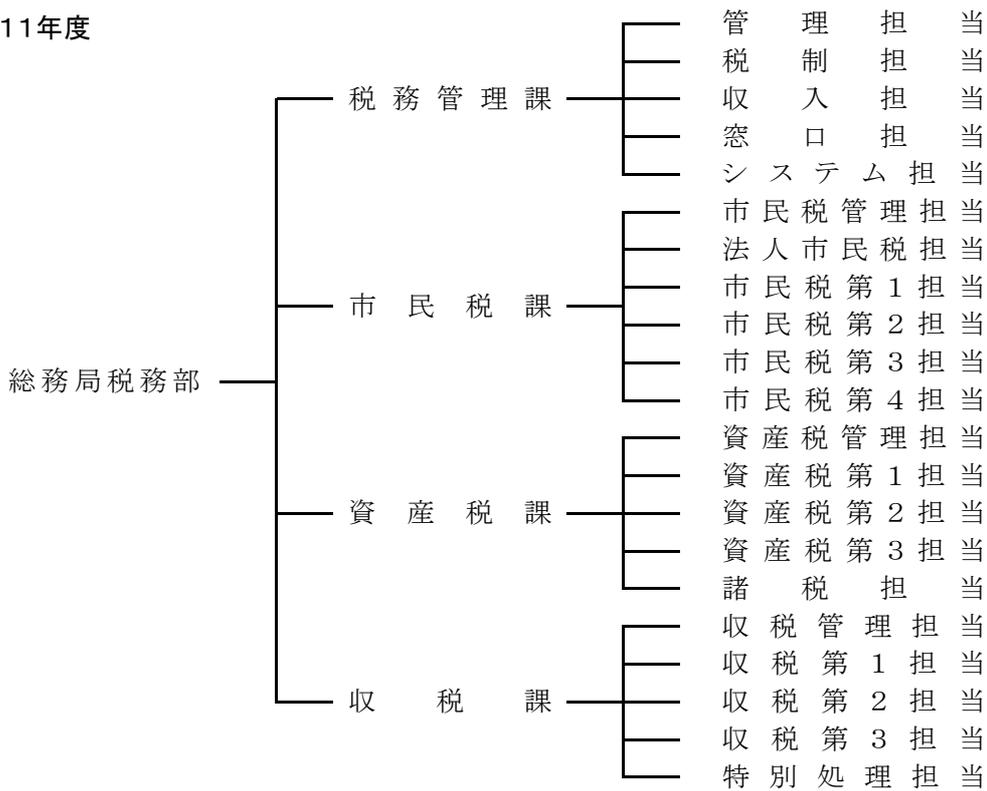
平成7年度



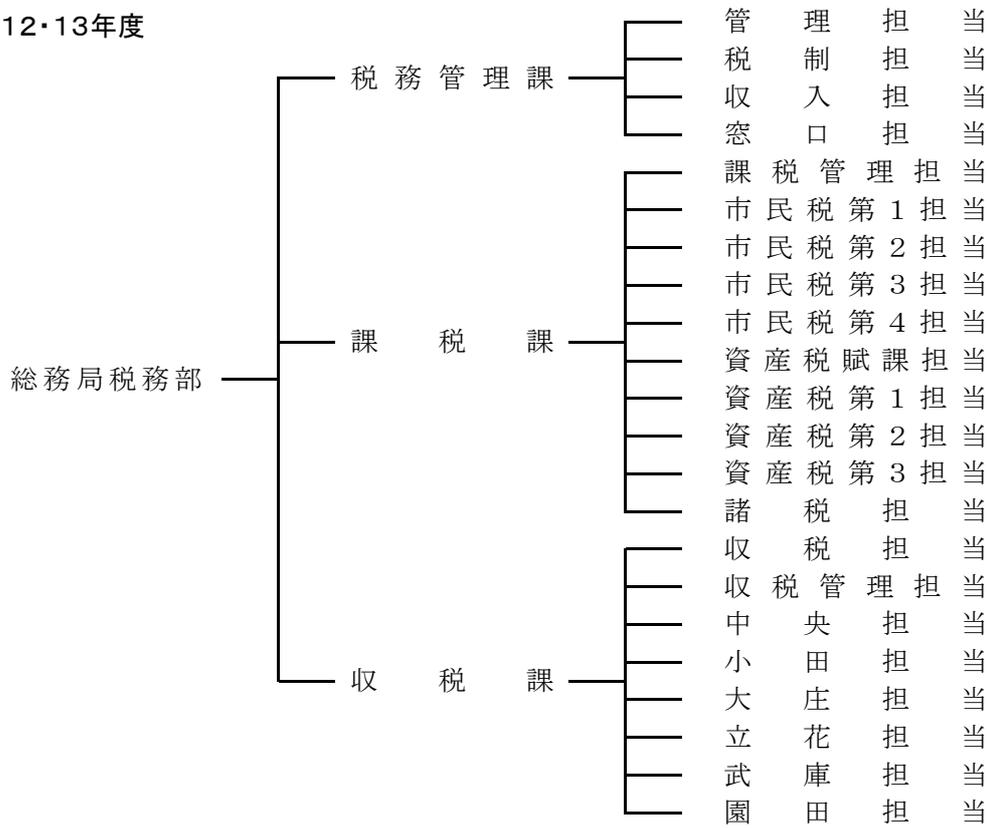
平成8～10年度



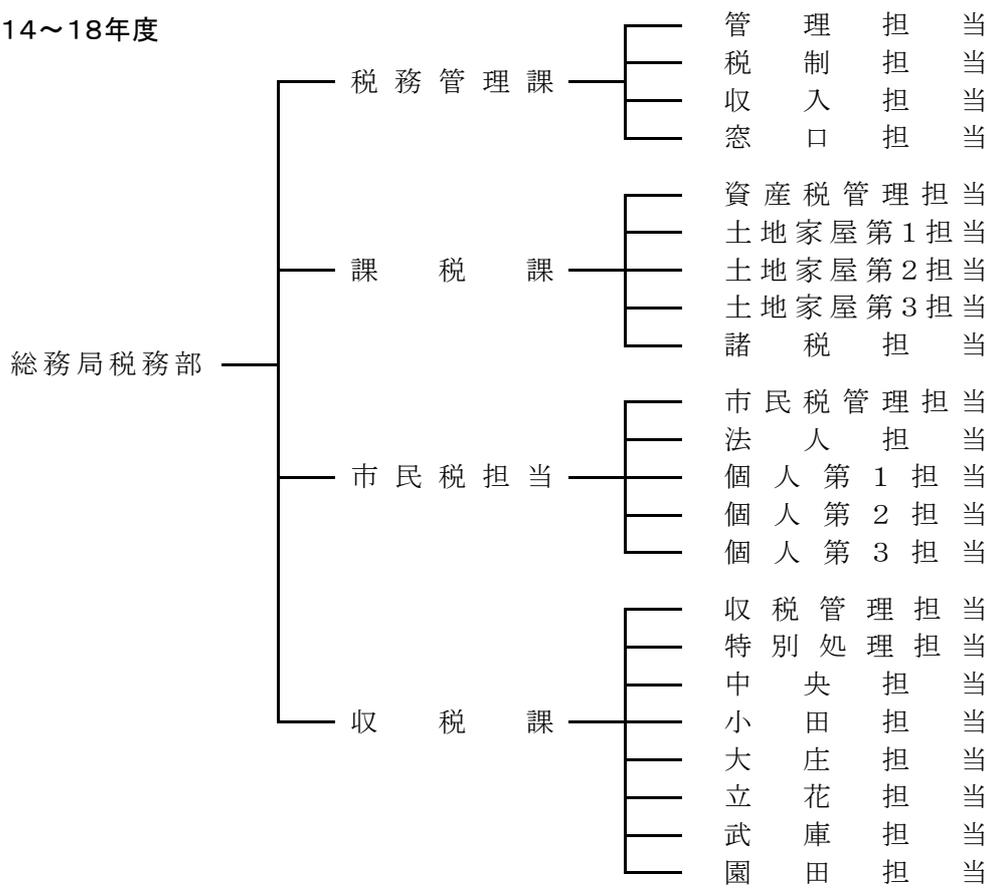
平成11年度



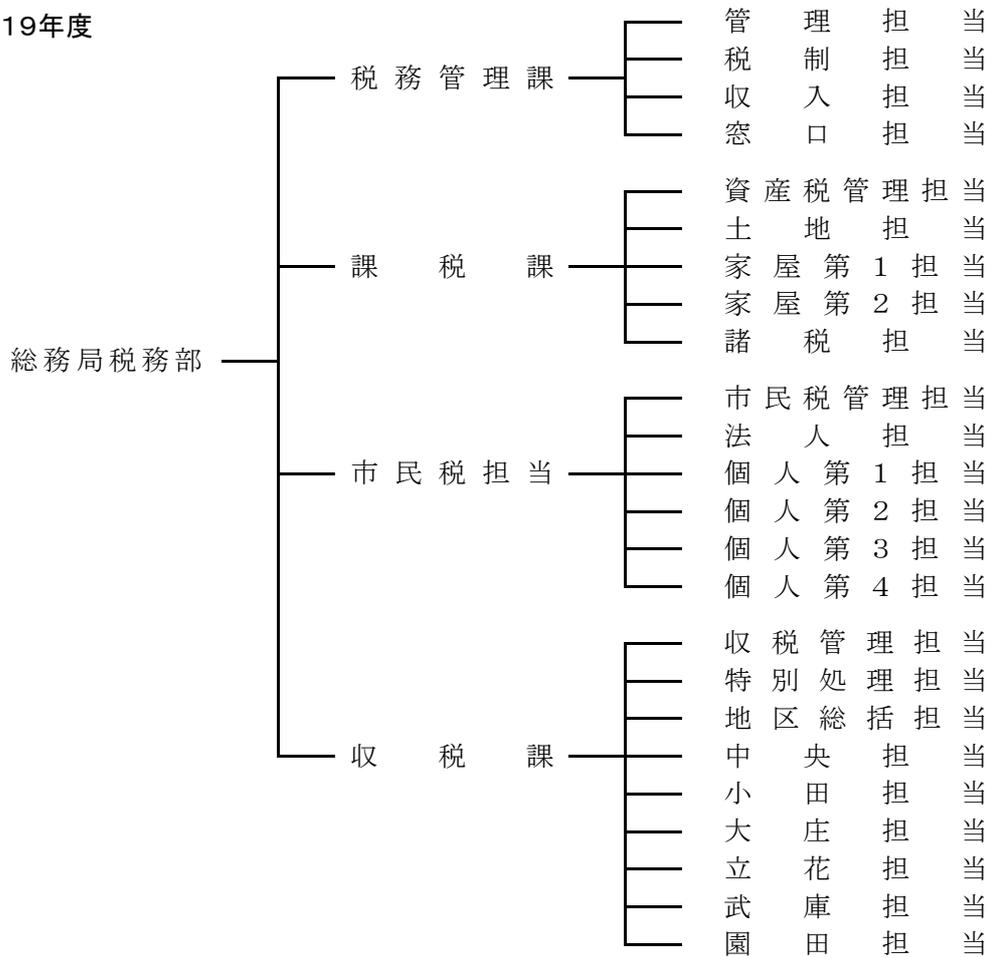
平成12・13年度



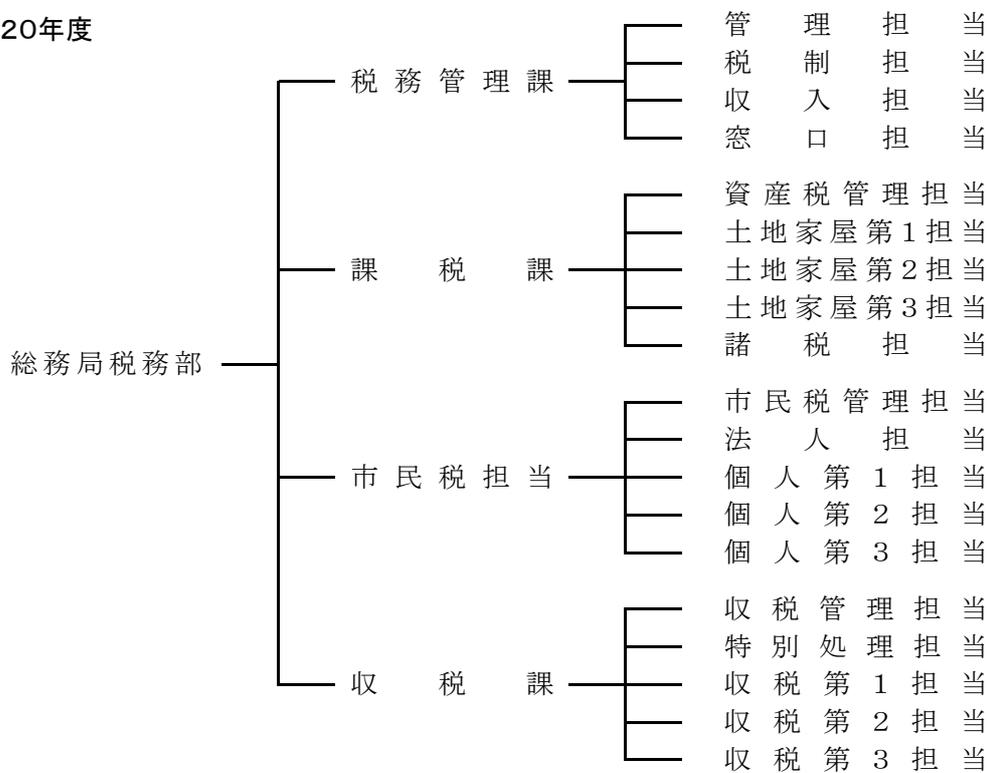
平成14～18年度



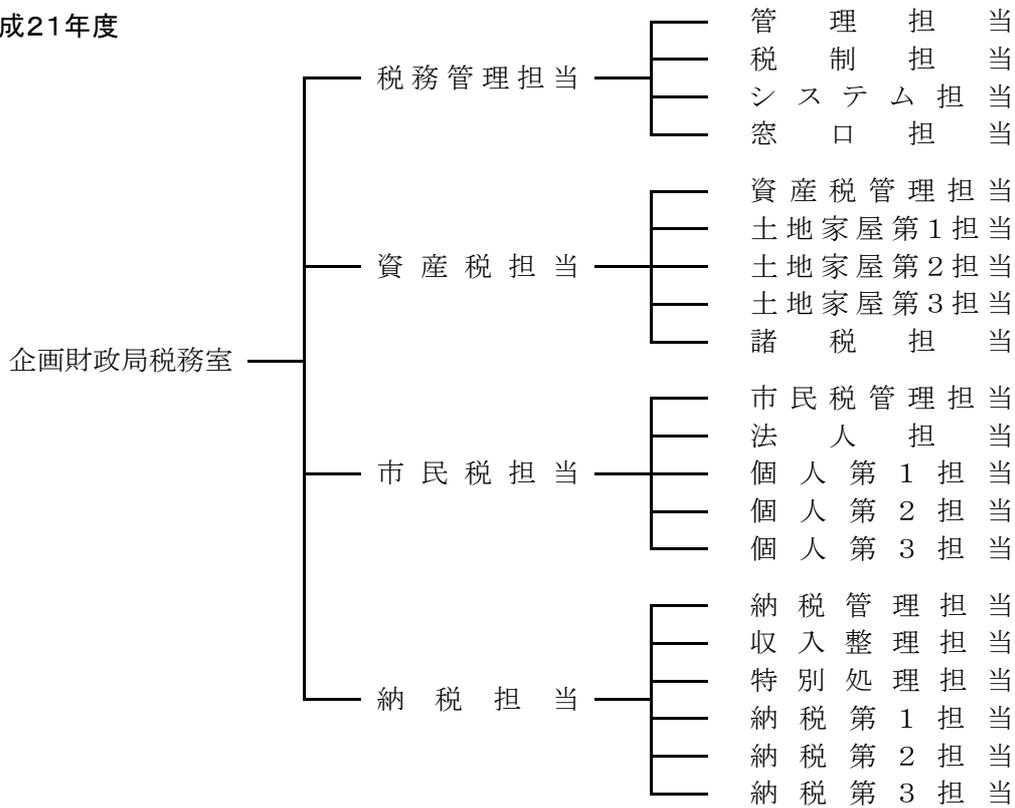
平成19年度



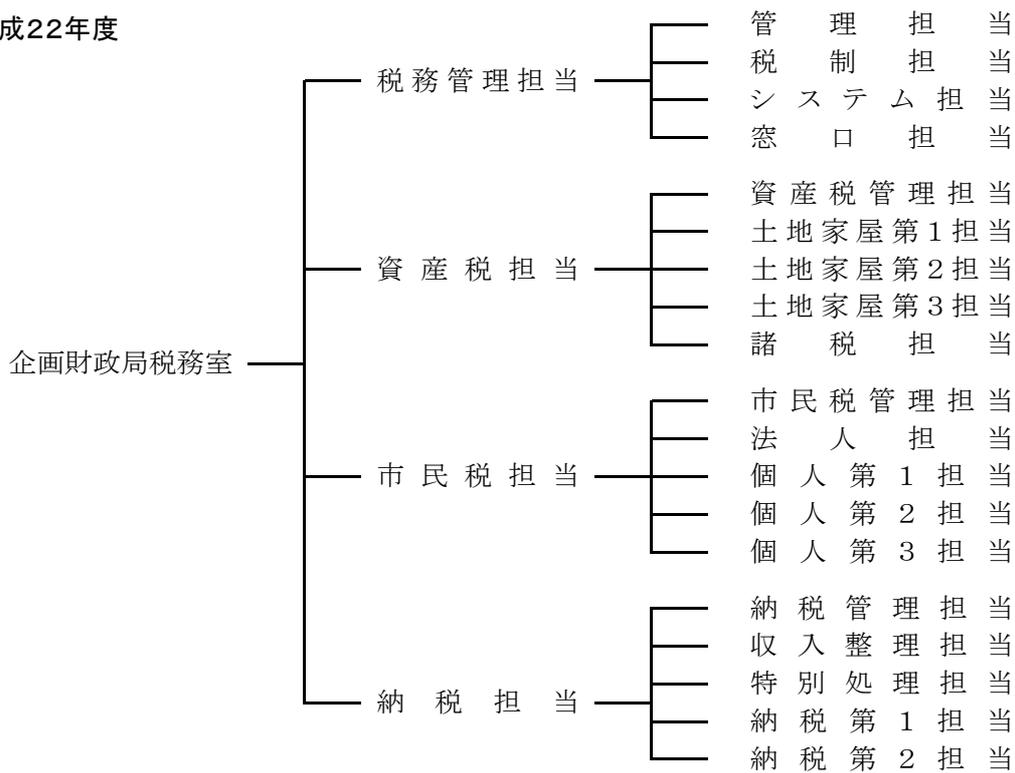
平成20年度



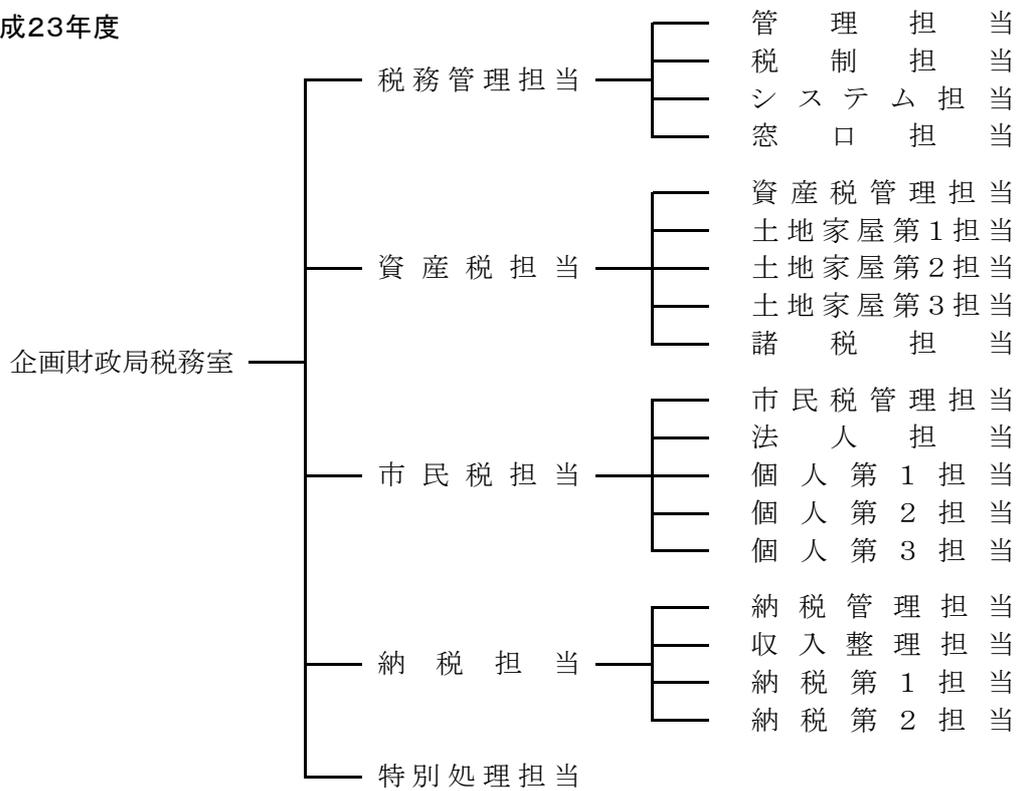
平成21年度



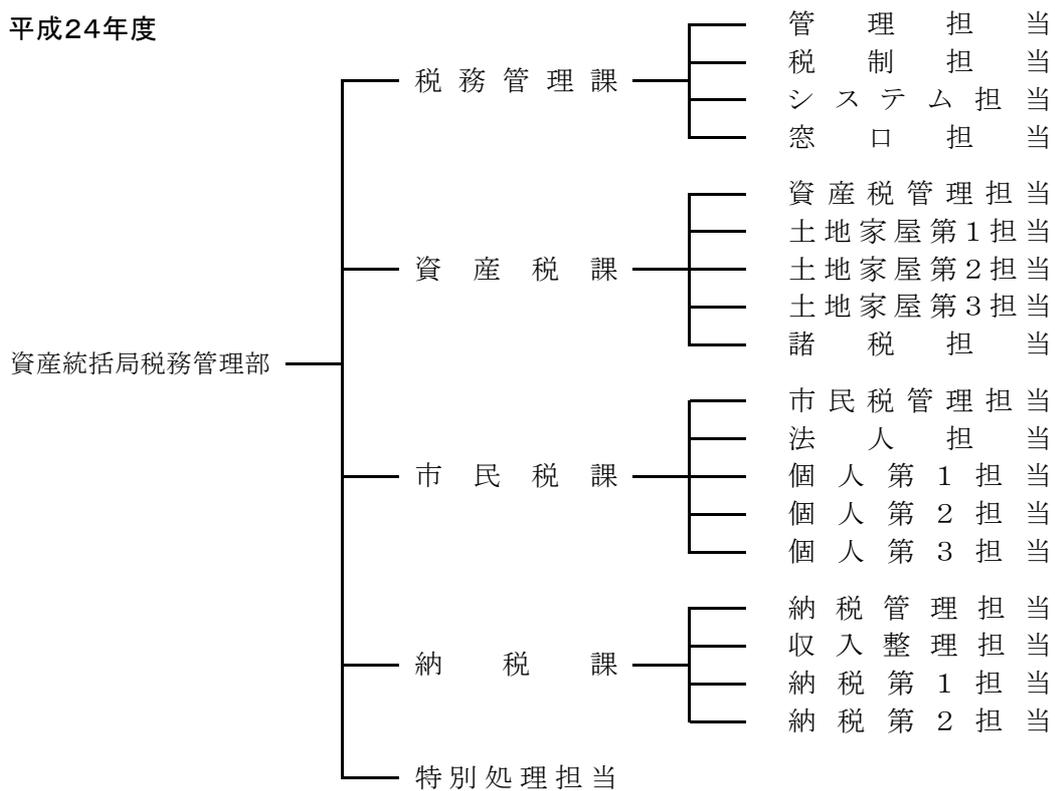
平成22年度



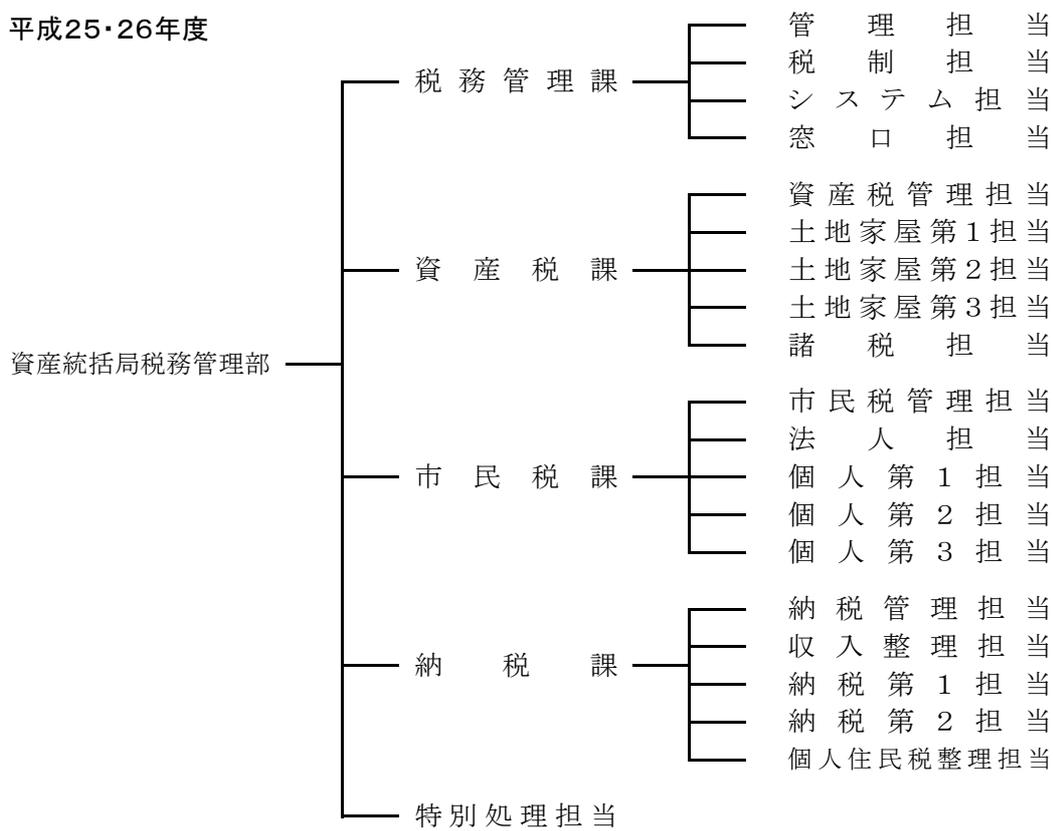
平成23年度



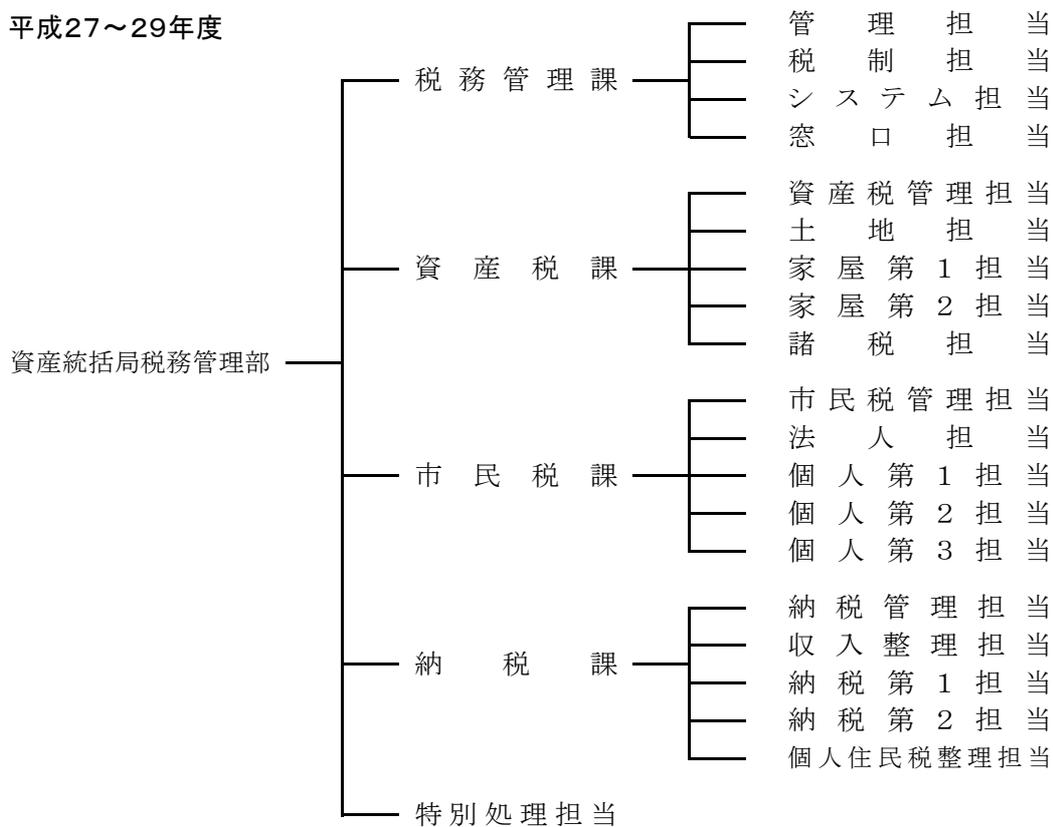
平成24年度



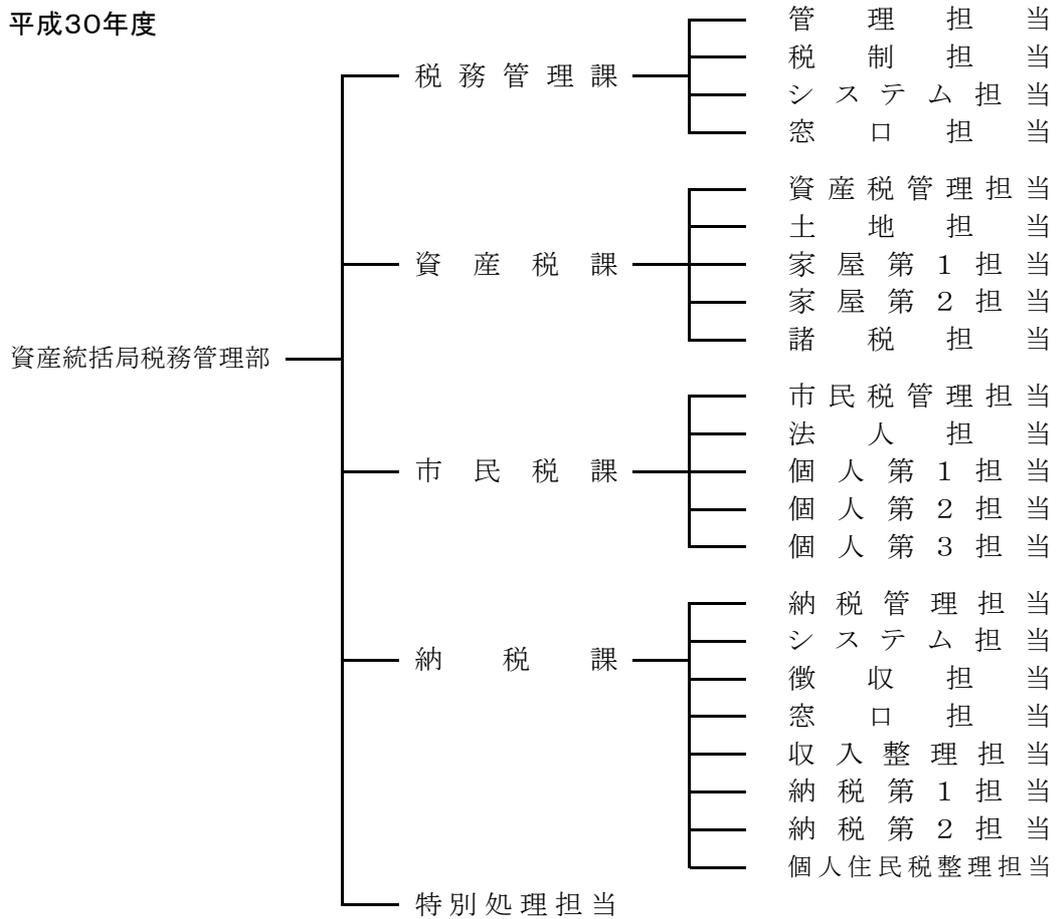
平成25・26年度



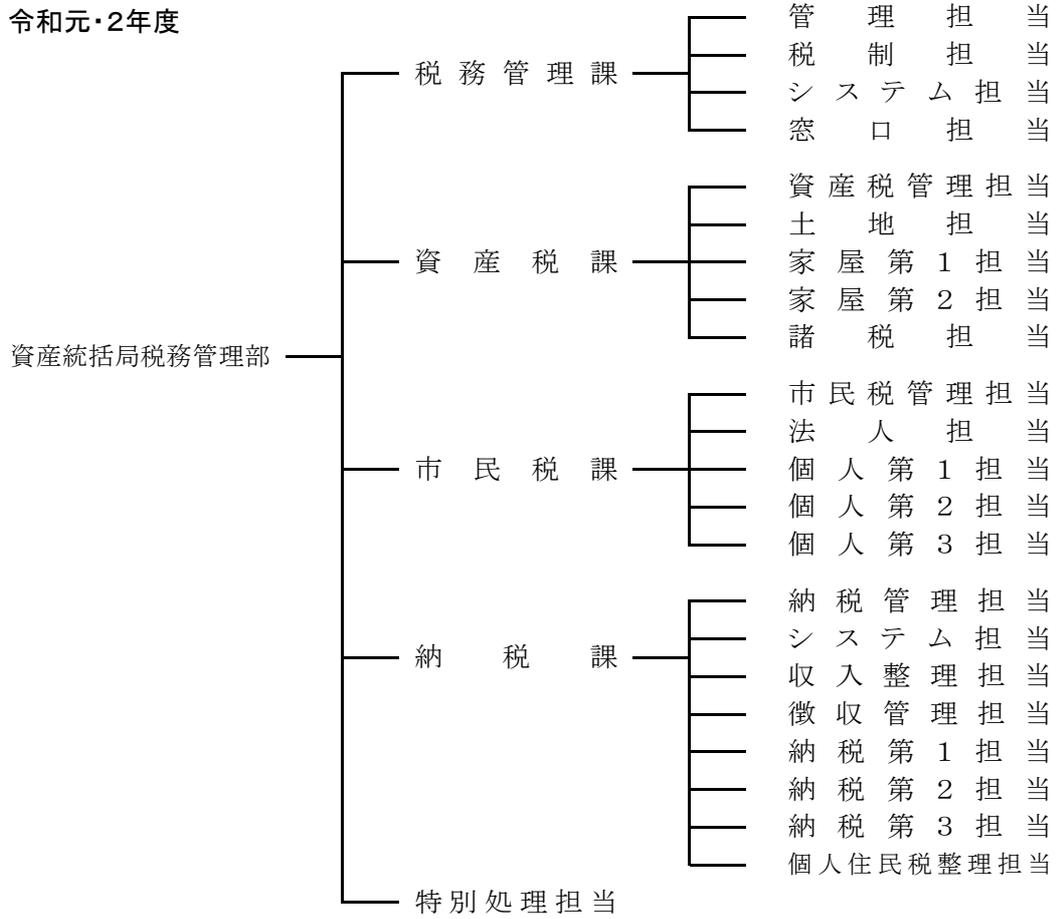
平成27～29年度



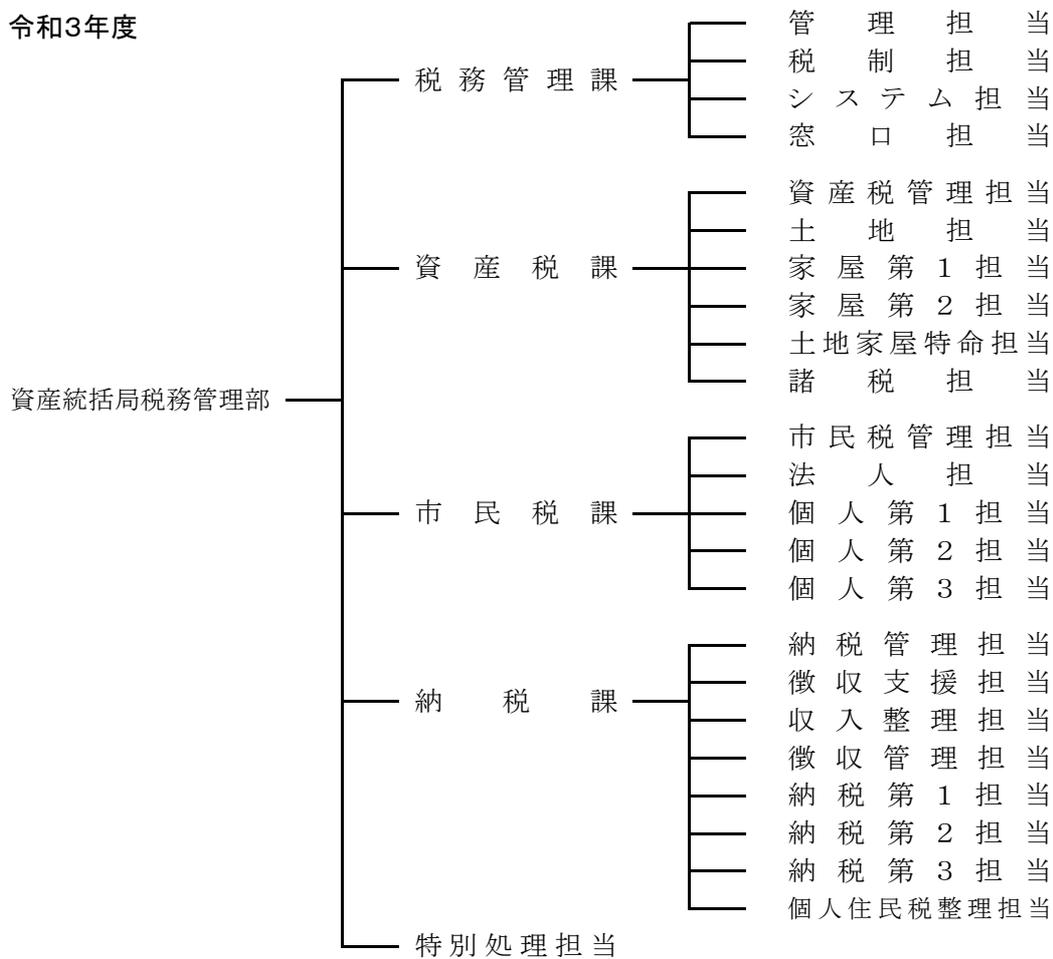
平成30年度



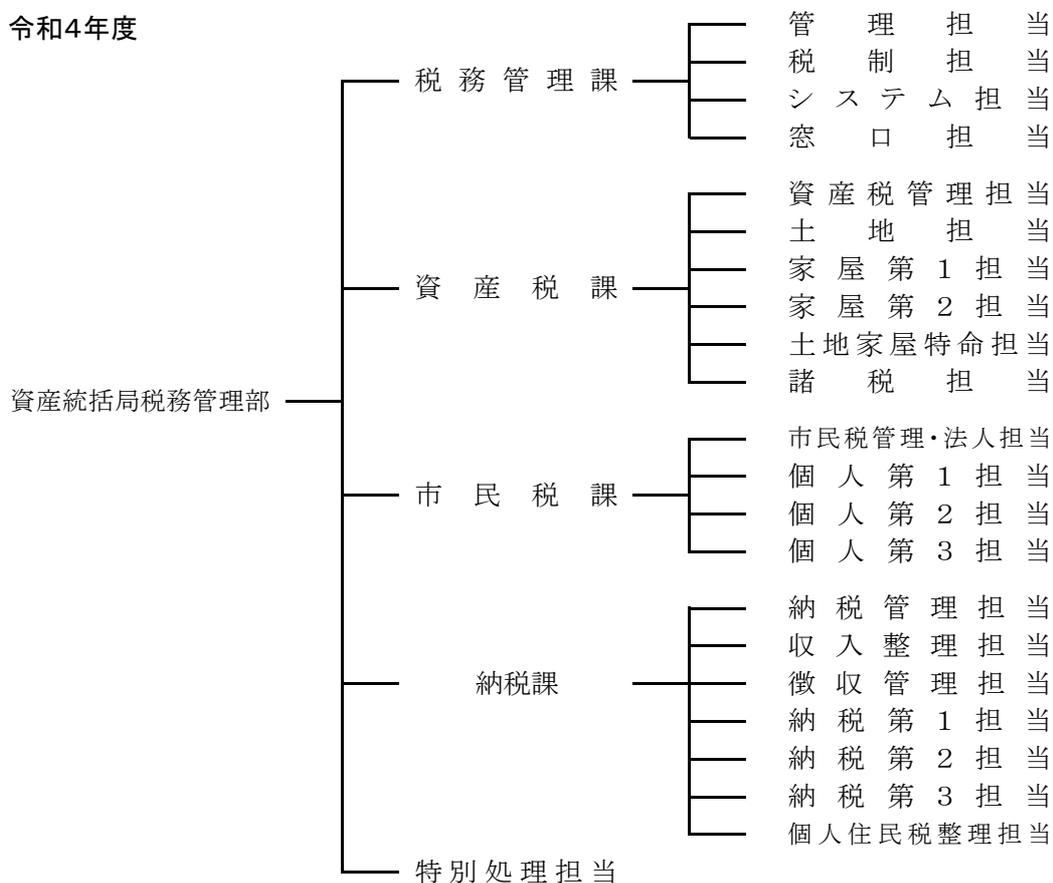
令和元・2年度



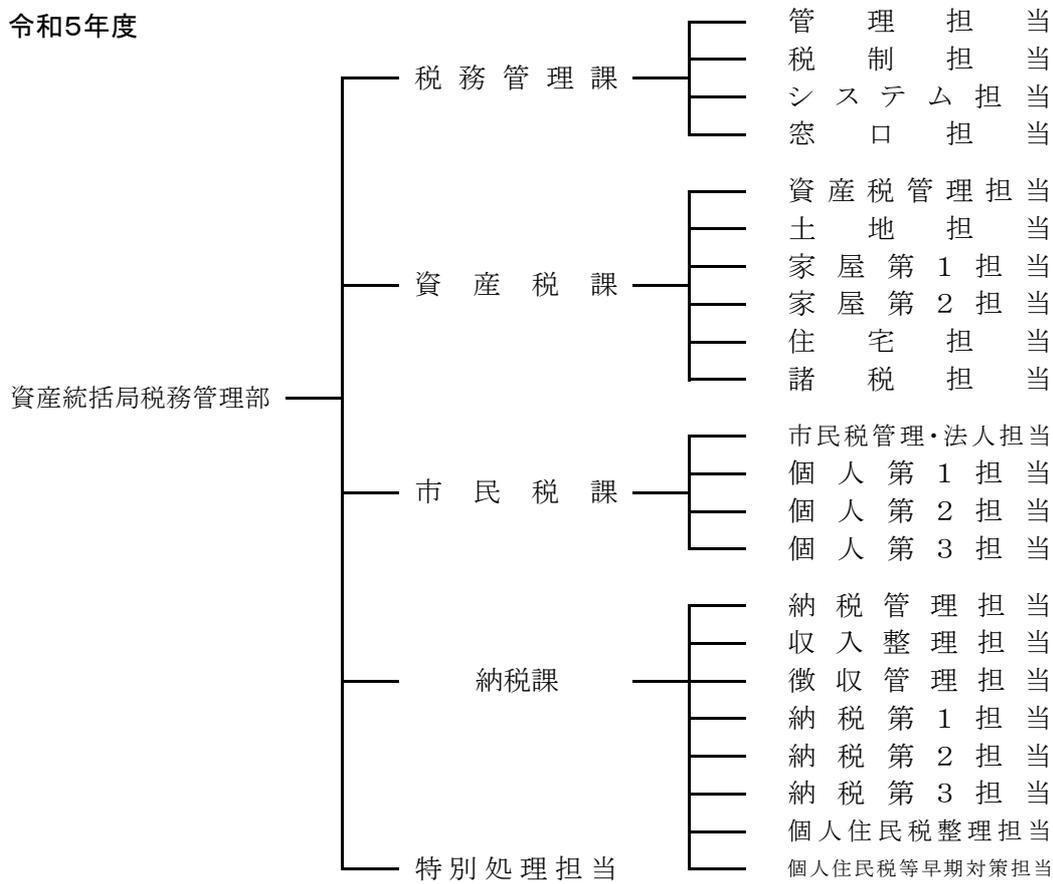
令和3年度



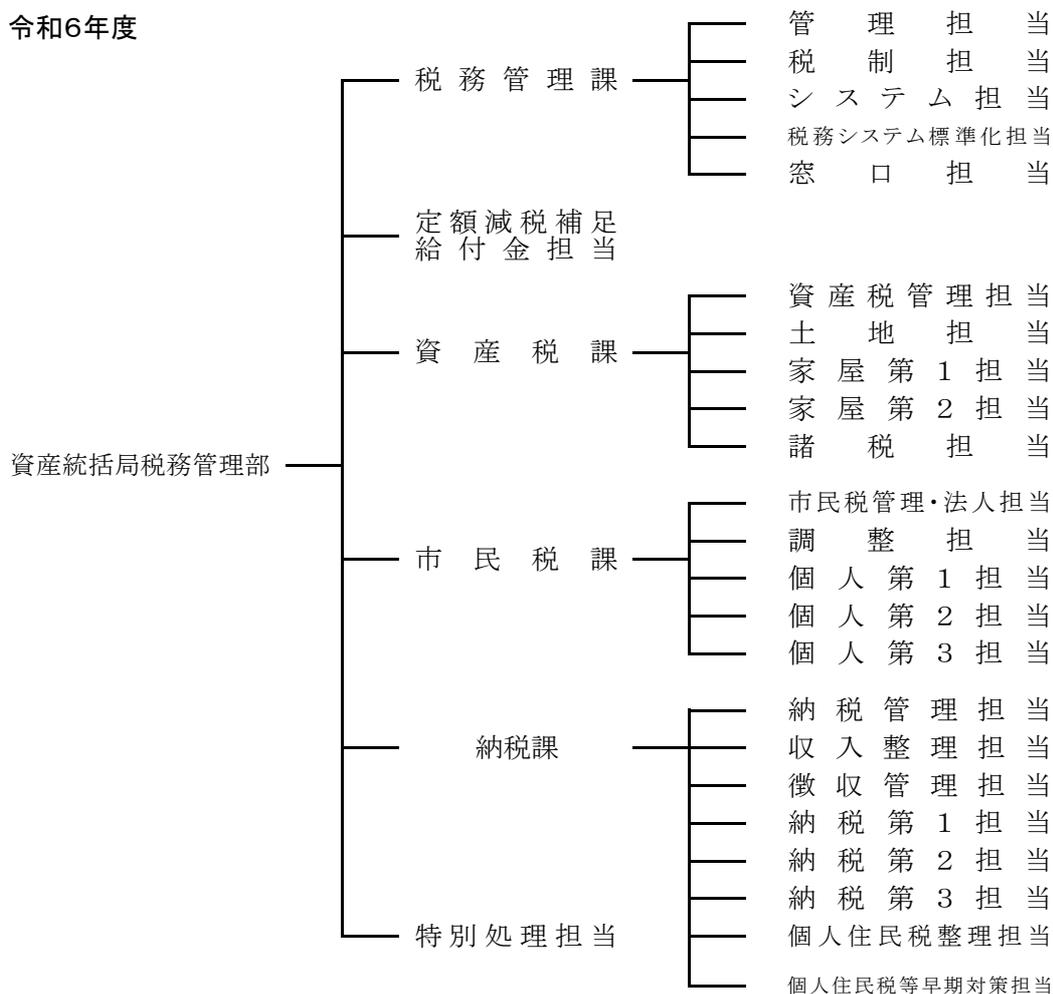
令和4年度



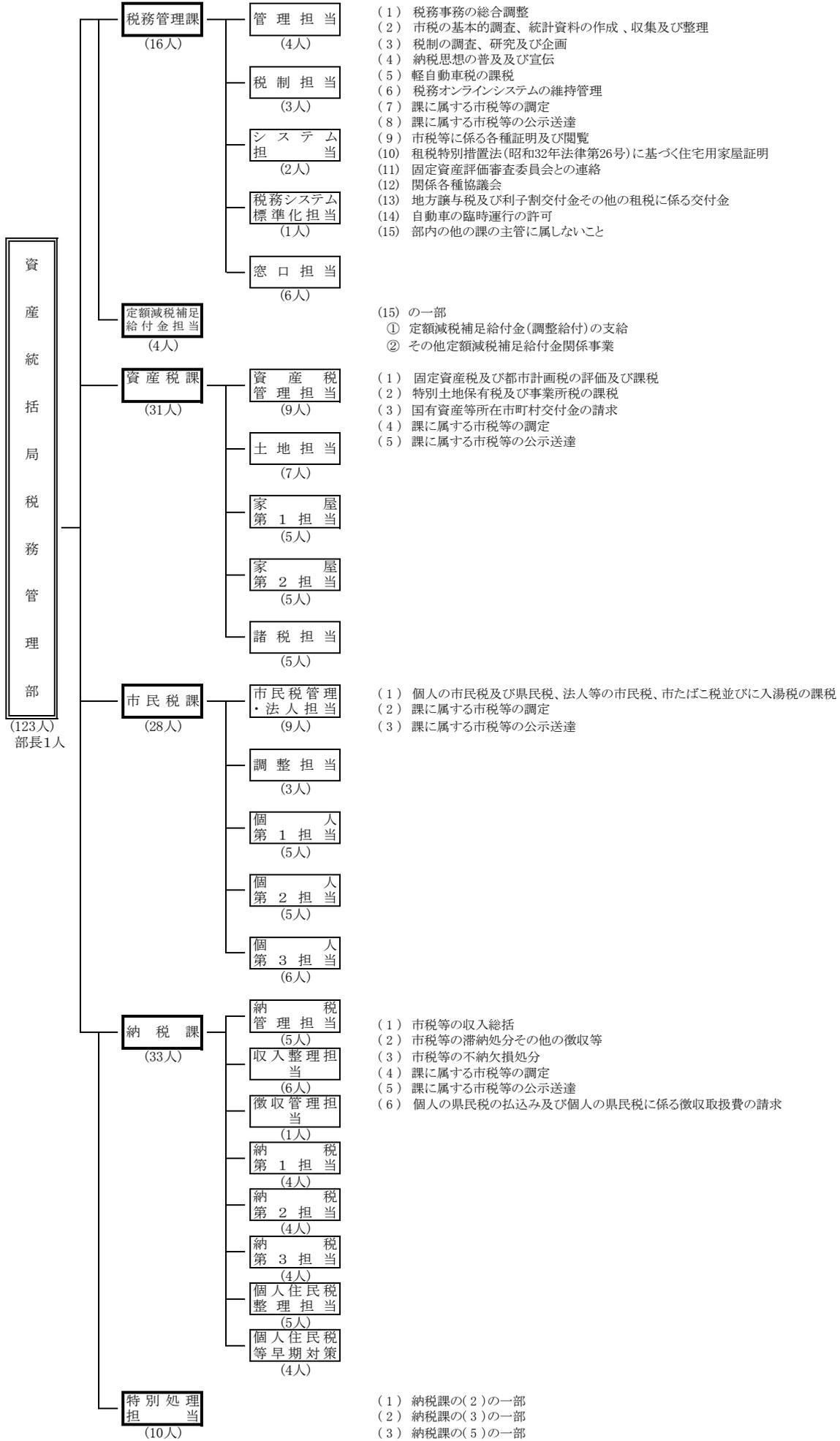
令和5年度



令和6年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和6年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理・法人担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

## (3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係別人員内訳の推移

(単位:人)

課名	係名	令和2年度	課名	係名	令和3年度	課名	係名	令和4年度	課名	係名	令和5年度	課名	係名	令和6年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5
	税制担当	3		税制担当	2		税制担当	2		税制担当	3		税制担当	3
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		税務システム標準化担当	1
													窓口担当	6
	計	17		計	16		計	15		計	16		計	17
給付金減税補当			給付金減税補当			給付金減税補当			給付金減税補当			給付金減税補当		4
	計	0		計	0		計	0		計	0		計	4
資産税課	資産税管理担当	8	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	6	資産税課	資産税管理担当	9
	土地担当	7		土地担当	7		土地担当	9		土地担当	9		土地担当	7
	家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	4		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5
	諸税担当	6		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1		諸税担当	5
	計	32		計	31		計	30		計	31		計	31
市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	5	市民税課	市民税管理・法人担当	10	市民税課	市民税管理・法人担当	9	市民税課	市民税管理・法人担当	9
	法人担当	6		法人担当	5		個人第1担当	6		個人第1担当	6		調整担当	3
	個人第1担当	6		個人第1担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第1担当	5
	個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第3担当	6		個人第3担当	5		個人第2担当	5
	個人第3担当	7		個人第3担当	6								個人第3担当	6
	計	31		計	29		計	28		計	26		計	28
納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5
	システム担当	1		徴収支援担当	1		収入整理担当	5		収入整理担当	6		収入整理担当	6
	収入整理担当	5		収入整理担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1
	徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		納税第1担当	4		納税第1担当	4		納税第1担当	4
	納税第1担当	6		納税第1担当	4		納税第2担当	5		納税第2担当	4		納税第2担当	4
	納税第2担当	5		納税第2担当	5		納税第3担当	5		納税第3担当	4		納税第3担当	4
	納税第3担当	5		納税第3担当	4		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	4		個人住民税整理担当	5
	個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6					個人住民税等早期対策担当	4		個人住民税等早期対策担当	4
計	35	計	31	計	31	計	32	計	33					
特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		9	特別処理担当		9	特別処理担当		10
	計	10		計	10		計	9		計	9		計	10
合計		125	合計		117	合計		113	合計		114	合計		123

(注) ①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

③令和2年度、令和6年度の納税管理担当の人数には、東京都派遣1人を含む。

XIV 参 考



# XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	令 和 元 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	22,260,600	102.1%	23,408,159	101.7%	22,867,795	102.0%
市 町 村 民 税	10,258,400	102.8%	10,979,721	101.6%	10,720,345	101.8%
個 人	8,223,500	103.0%	8,567,579	102.4%	8,325,135	102.7%
均 等 割	222,000	101.6%	232,201	100.9%	225,147	101.2%
所 得 割	8,001,500	103.0%	8,335,378	102.5%	8,099,988	102.8%
法 人	2,034,900	102.2%	2,412,143	98.7%	2,395,210	98.7%
均 等 割	423,500	101.9%	452,215	100.7%	445,686	100.8%
税 割	1,611,400	102.3%	1,959,928	98.2%	1,949,524	98.2%
固 定 資 産 税	9,159,300	101.4%	9,522,165	101.9%	9,286,049	102.2%
純固定資産税	9,072,100	101.4%	9,434,918	102.0%	9,198,802	102.3%
土 地	3,470,700	101.0%	3,566,580	100.8%	3,485,345	101.1%
家 屋	3,900,500	102.3%	4,068,821	102.5%	3,957,813	102.8%
償 却 資 産	1,700,900	100.4%	1,799,517	103.1%	1,755,643	103.4%
交 付 金	87,200	100.0%	87,247	99.8%	87,247	99.8%
軽 自 動 車 税	269,900	103.6%	284,412	104.0%	269,231	104.3%
市 町 村 た ば こ 税	874,500	101.5%	853,881	100.4%	853,879	100.4%
特 別 土 地 保 有 税	200	25.0%	2,662	50.7%	192	113.6%
入 湯 税	22,400	98.7%	23,099	101.0%	22,498	100.6%
事 業 所 税	379,100	101.8%	387,604	102.3%	386,702	102.2%
都 市 計 画 税	1,313,000	100.7%	1,343,358	101.8%	1,317,728	102.0%
そ の 他	-16,200	88.5%	11,257	153.4%	11,171	153.8%

(単位:百万円)

令和2年度						区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
22,308,600	100.2%	23,093,300	98.7%	22,456,957	98.2%	総計
10,049,700	98.0%	10,515,710	95.8%	10,239,274	95.5%	市町村民税
8,374,000	101.8%	8,656,360	101.0%	8,426,681	101.2%	個人
224,400	101.1%	234,141	100.8%	227,556	101.1%	均等割
8,149,600	101.9%	8,422,219	101.0%	8,199,125	101.2%	所得割
1,675,700	82.3%	1,859,350	77.1%	1,812,593	75.7%	法人
436,200	103.0%	449,038	99.3%	436,147	97.9%	均等割
1,239,500	76.9%	1,410,312	72.0%	1,376,446	70.6%	税割
9,356,000	102.1%	9,682,266	101.7%	9,380,072	101.0%	固定資産税
9,269,500	102.2%	9,595,754	101.7%	9,293,560	101.0%	純固定資産税
3,496,700	100.7%	3,580,588	100.4%	3,479,313	99.8%	土地
4,027,500	103.3%	4,176,833	102.7%	4,040,303	102.1%	家屋
1,745,300	102.6%	1,838,333	102.2%	1,773,944	101.0%	償却資産
86,500	99.2%	86,512	99.2%	86,512	99.2%	交付金
287,300	106.4%	299,308	105.2%	285,425	106.0%	軽自動車税
878,600	100.5%	817,067	95.7%	817,068	95.7%	市町村たばこ税
200	100.0%	2,390	89.8%	82	42.7%	特別土地保有税
23,000	102.7%	12,919	55.9%	12,357	54.9%	入湯税
388,400	102.5%	391,731	101.1%	384,463	99.4%	事業所税
1,343,100	102.3%	1,363,131	101.5%	1,329,627	100.9%	都市計画税
-17,700	109.3%	8,778	78.0%	8,589	76.9%	その他

## (1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	令 和 3 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	21,110,800	94.6%	22,985,140	99.5%	22,522,117	100.3%
市 町 村 民 税	9,097,400	90.5%	10,511,913	100.0%	10,287,931	100.5%
個 人	8,022,500	95.8%	8,538,538	98.6%	8,331,539	98.9%
均 等 割	221,200	98.6%	233,667	99.8%	227,601	100.0%
所 得 割	7,801,300	95.7%	8,304,871	98.6%	8,103,938	98.8%
法 人	1,074,900	64.1%	1,973,375	106.1%	1,956,392	107.9%
均 等 割	427,300	98.0%	457,166	101.8%	450,424	103.3%
税 割	647,600	52.2%	1,516,209	107.5%	1,505,968	109.4%
固 定 資 産 税	9,150,600	97.8%	9,522,556	98.4%	9,322,079	99.4%
純固定資産税	9,062,800	97.8%	9,434,958	98.3%	9,234,481	99.4%
土 地	3,485,200	99.7%	3,581,244	100.0%	3,512,037	100.9%
家 屋	3,920,100	97.3%	4,029,930	96.5%	3,937,814	97.5%
償 却 資 産	1,657,500	95.0%	1,823,784	99.2%	1,784,630	100.6%
交 付 金	87,800	101.5%	87,598	101.3%	87,598	101.3%
軽 自 動 車 税	289,100	100.6%	307,580	102.8%	294,323	103.1%
市町村たばこ税	872,100	99.3%	871,136	106.6%	871,125	106.6%
特別土地保有税	100	50.0%	1,417	59.3%	90	109.8%
入 湯 税	13,900	60.4%	14,598	113.0%	14,109	114.2%
事 業 所 税	389,900	100.4%	398,903	101.8%	397,283	103.3%
都 市 計 画 税	1,322,800	98.5%	1,347,421	98.8%	1,325,708	99.7%
そ の 他	-25,100	141.8%	9,616	109.5%	9,469	110.2%

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を含む。

(単位:百万円)

令和4年度						令和5年度		区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
22,318,100	105.7%	23,756,983	103.4%	23,316,999	103.5%	22,906,100	108.5%	総計
9,875,300	108.6%	10,838,127	103.1%	10,616,186	103.2%	10,141,900	111.5%	市町村民税
8,289,000	103.3%	8,749,743	102.5%	8,544,343	102.6%	8,488,300	105.8%	個人
224,900	101.7%	233,711	100.0%	227,873	100.1%	226,100	102.2%	均等割
8,064,100	103.4%	8,516,032	102.5%	8,316,470	102.6%	8,262,200	105.9%	所得割
1,586,300	147.6%	2,088,384	105.8%	2,071,843	105.9%	1,653,600	153.8%	法人
453,600	106.2%	466,600	102.1%	460,108	102.1%	457,100	107.0%	均等割
1,132,700	174.9%	1,621,784	107.0%	1,611,735	107.0%	1,196,500	184.8%	税割
9,508,700	103.9%	9,849,081	103.4%	9,665,969	103.7%	9,758,100	106.6%	固定資産税
9,419,800	103.9%	9,760,113	103.4%	9,577,001	103.7%	9,669,600	106.7%	純固定資産税
3,552,400	101.9%	3,620,543	101.1%	3,559,965	101.4%	3,635,500	104.3%	土地
4,089,500	104.3%	4,244,496	105.3%	4,157,761	105.6%	4,207,000	107.3%	家屋
1,777,900	107.3%	1,895,074	103.9%	1,859,275	104.2%	1,827,100	110.2%	償却資産
88,900	101.3%	88,968	101.6%	88,968	101.6%	88,500	100.8%	交付金
311,800	107.9%	322,981	105.0%	310,411	105.5%	317,700	109.9%	軽自動車税
881,900	101.1%	921,012	105.7%	921,002	105.7%	900,800	103.3%	市町村たばこ税
100	100.0%	1,294	91.3%	74	82.2%	0	0.0%	特別土地保有税
15,800	113.7%	19,758	135.3%	19,438	137.8%	21,200	152.5%	入湯税
391,300	100.4%	398,750	100.0%	397,579	100.1%	396,100	101.6%	事業所税
1,357,000	102.6%	1,393,472	103.4%	1,373,957	103.6%	1,387,300	104.9%	都市計画税
-23,800	94.8%	12,508	130.1%	12,383	130.8%	-17,000	67.7%	その他

## (2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	全国	尼崎	尼崎								
市 町 村 税	97.5%	96.2%	97.7%	96.8%	97.2%	96.7%	98.0%	97.5%	98.1%	97.8%	98.0%
市 町 村 民 税	97.5%	94.7%	97.6%	95.5%	97.4%	95.6%	97.9%	96.3%	97.9%	96.5%	96.8%
個人均等割	96.7%	93.7%	97.0%	94.5%	97.2%	95.0%	97.4%	95.7%	97.5%	95.9%	96.2%
個人所得割	96.9%	93.5%	97.2%	94.4%	97.4%	95.0%	97.6%	95.6%	97.7%	95.9%	96.2%
法人均等割	98.5%	99.2%	98.6%	99.2%	97.1%	98.4%	98.5%	99.3%	98.5%	99.5%	99.4%
法人税割	99.4%	99.3%	99.5%	99.3%	97.6%	98.3%	99.3%	99.2%	99.4%	99.4%	99.5%
固 定 資 産 税	97.2%	96.9%	97.5%	97.5%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.1%	98.6%	98.7%
純固定資産税	97.2%	96.9%	97.5%	97.4%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.1%	98.6%	98.7%
土 地	97.5%	96.5%	97.7%	97.0%	97.2%	97.0%	98.1%	97.9%	98.3%	98.3%	98.5%
家 屋	97.0%	96.4%	97.3%	97.0%	96.7%	97.0%	97.7%	97.9%	98.0%	98.4%	98.5%
償却資産	97.3%	99.8%	97.6%	99.8%	96.5%	97.5%	97.9%	99.9%	98.1%	99.9%	99.9%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	94.4%	90.6%	94.7%	90.8%	95.4%	95.3%	95.5%	92.1%	96.1%	92.5%	93.3%
市町村たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	3.2%	-	7.2%	-	3.4%	-	6.4%	-	-	-	-
入 湯 税	97.8%	100.0%	97.4%	100.0%	95.6%	100.0%	96.7%	100.0%	98.4%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.8%	99.8%	99.8%	100.0%	98.1%	99.2%	99.6%	100.0%	99.7%	99.5%	99.6%
都 市 計 画 税	97.9%	96.4%	98.1%	97.0%	97.5%	97.0%	98.4%	97.9%	98.6%	98.3%	98.5%



(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

年度		27	28	29	30	令和元
税目	税率					
市町村 民 税	個人				・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲	
	法人					・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
	その他					
固定資産税			・耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充			
市町村 たばこ税			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</li> </ul> </li> <li>・10月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</li> </ul> </li> <li>・10月1日以降の売渡し分からの税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円</li> <li>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき5,692円</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ)</li> <li>・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ</li> <li>・三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入</li> <li>・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる)</li> <li>・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分)</li> <li>・森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入)</li> </ul>	

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
				<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の定額減税 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の場合に限り、個人住民税の所得割の額から次の1と2の合計額を控除する。ただし、その合計額が所得割の額を超える場合は所得割の額を限度とする。</li> <li>1 本人 1万円</li> <li>2 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき1万円</li> <li>(※)控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和7年度分個人住民税の所得割の額から1万円を控除する。</li> </ul>
事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止				
<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円</li> <li>10月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円</li> <li>令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し 1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円</li> <li>10月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,552円</li> <li>令和3年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し 1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算 1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の9月延長(令和3年12月31日まで)</li> <li>軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長等(令和4年度・5年度分)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の3年間延長等(令和5年度～令和7年度分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境税の導入</li> <li>所得税の定額減税</li> </ul>

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧  
ア 所得控除

年度	平成 20	21	22	23	24	
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	
	住民税	330,000円	同 左	同 左	同 左	
配偶者 扶養	所得税	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（一般） 380,000円 （16歳～22歳） 630,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 同居特別障害者（上記の額に） 350,000円加算 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	同 左	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（16歳～18歳） 380,000円 （19歳～22歳） 630,000円 （23歳～69歳） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左
	住民税	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 扶養控除（一般） 330,000円 （16歳～22歳） 450,000円 （70歳以上） 380,000円 （同居老親等） 450,000円 同居特別障害者（上記の額に） 230,000円加算 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 扶養控除（16歳～18歳） 330,000円 （19歳～22歳） 450,000円 （23歳～69歳） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 （同居老親等） 450,000円 配偶者特別控除 330,000円以内
障害者 寡婦 （夫） 勤労学生 老年人者	所得税	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者（非同居） 400,000円 特別障害者（同居） 750,000円	同 左
	住民税	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円 特別障害者（非同居） 300,000円 特別障害者（同居） 530,000円
社会 保険料	所得 税・ 住民 税	1年中に支払った金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左
	所得 税・ 住民 税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の全額	同 左	同 左	同 左	同 左
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 25,000円以下 支払額の全額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	○ 旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約（平成24年1月1日以後の契約）に基づく控除額 20,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+10,000円 80,000円以下 支払額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額等は、下図参照
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 15,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
損害 保険料	所得税	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同 左	同 左	同 左	同 左
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円（限度） ③ ①と②を併用 50,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	① 地震保険契約 25,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円（限度） ③ ①と②を併用 25,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
医療費	所得 税・ 住民 税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い金額の超過額（限度額200万円）（所得税は昭和60年か ら）	同 左	同 左	同 左	同 左
雑損	所得 税・ 住民 税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5万円 超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低い方 の金額-5,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低い方 の金額-100,000円	以後、税額控除	-	-	-



イ 税額控除

年 度	平成21～23	24・25	26・27	
税 額	所得税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25	同 左	同 左
	配 当	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15	同 左	同 左
	市民税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2	同 左	同 左
	寄附金額	県民税 市民税 -	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除
控 除	外国税額	所得税 外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除 同 左 県民 税 市民 税 外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除 同 左	同 左	同 左
	調整	所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 [(人的控除額の差の合計額)-(調整控除対象課税所得金額-200万円)] ×5%(市民税3%、県民税2%) *下線部分が5万円を下回る場合には、5万円 同 左	同 左	同 左

※ 上記の税額控除のほかに所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されている  
 参考：市・県民税における住宅借入金等特別税額控除  
 対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、  
 所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者  
 控除額……次のうちいずれか低い方の額  
 ・所得税の住宅借入金等控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額  
 ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)  
 (平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

28・29	30～令和6
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の20%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)

(6) 市税税率の変遷

区分		年度	20・21	22～24	25	26	27	28	29	
個人	均等割		3,000円	同 左	同 左	3,500円	同 左	同 左	同 左	
	所得割		6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
市民税	均等割	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)						
		1	2～6に拠る法人以外の法人	6万円						
		2	1千万円以下のもの	50人以下	6万円					
				50人超	14万4千円					
		3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	15万6千円					
				50人超	18万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
		4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	19万2千円					
			50人超	48万円						
	5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円						
			50人超	210万円						
6	50億円を超えるもの	50人以下	49万2千円							
		50人超	360万円							
税割		昭和56年8月1日以後、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%		同 左	同 左	平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は13.7%、その他の法人は12.1%		同 左	同 左	
県民税・市民税と併課	均等割		1,800円(県民税の800円含む)	同 左	同 左	2,300円	同 左	同 左	同 左	
	所得割		4%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税			100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税			100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
軽自動車税			<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 1,000円</li> <li>50ccを超え90cc以下 1,200円</li> <li>90ccを超え125cc以下 1,600円</li> <li>ミニカー 2,500円</li> </ul> </li> <li>軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>二輪 2,400円</li> <li>三輪 3,100円</li> <li>四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円</li> <li>四輪貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円</li> </ul> </li> <li>小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>農耕作業用 1,600円</li> <li>その他作業用 4,700円</li> </ul> </li> <li>二輪小型自動車 4,000円</li> </ul>	同 左	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>三輪 3,900円</li> <li>四輪乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円</li> <li>四輪貨物用 営業用 3,800円 自家用 5,000円</li> </ul> </li> <li>(平成27年3月31日以前に初回車 両番号指定を受けた車は同左)</li> <li>小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>農耕作業用 課税免除</li> <li>その他作業用 同 左</li> </ul> </li> <li>上記以外 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 2,000円</li> <li>50ccを超え90cc以下 2,000円</li> <li>90ccを超え125cc以下 2,400円</li> <li>ミニカー 3,700円</li> </ul> </li> <li>軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>二輪の軽自動車 3,600円</li> <li>三輪 同 左</li> <li>四輪乗用 営業用 同 左 自家用 同 左</li> <li>四輪貨物用 営業用 同 左 自家用 同 左</li> </ul> </li> <li>小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>農耕作業用 同 左</li> <li>その他作業用 5,900円</li> </ul> </li> <li>二輪の小型自動車 6,000円</li> </ul>	※	同 左
市たばこ税			1,000本につき 旧3級品以外…3,298円 旧3級品…1,564円 (平成18年7月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成23年4月1日から)	同 左	同 左	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,925円 (平成28年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…3,262円 旧3級品…3,355円 (平成29年4月1日から)	
特別土地保有税			保有…100分の1.4 取得…100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税			宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
事業所税			資産割 1㎡ 600円 従業者割 100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	

30	令和元		2	3	4	5	6
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	3,000円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は6%、その他の法人は8.4%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	1,800円(県民緑税の800円含む)
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	<p>&lt;軽自動車税&gt; 同左</p> <p>&lt;環境性能割&gt; ・令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 自家用 100分の2 営業用 100分の2</p> <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>	<p>&lt;種別割&gt; 同左</p> <p>&lt;環境性能割&gt; ・令和2年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準20%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・令和12年度燃費基準55%達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・平成27年度燃費基準15%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 自家用 100分の2 営業用 100分の2</p> <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>	<p>&lt;種別割&gt; 同左</p> <p>&lt;環境性能割&gt; ■令和6年1月1日以降 ・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準25%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・平成27年度燃費基準20%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 自家用 100分の2 営業用 100分の2</p> <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>	<p>&lt;種別割&gt; 同左</p> <p>&lt;環境性能割&gt; ■令和5年12月31日までは同左</p> <p>同 左</p>	<p>&lt;種別割&gt; 同左</p> <p>&lt;環境性能割&gt; ・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準25%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車ほか(乗用車)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・平成27年度燃費基準20%向上達成車ほか(2.5t以下のトラック)※ 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 自家用 100分の2 営業用 100分の2</p> <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>		
1,000本につき旧3級品以外…5,262円(※) 旧3級品…4,000円(平成30年4月1日分) ※平成30年10月1日分は5,692円	1,000本につき旧3級品以外…5,692円 旧3級品…4,000円(※) ※令和元年10月1日から15,692円	1,000本につき(旧3級品を含む)…5,692円 令和2年10月1日から…6,122円 令和3年10月1日以降…6,552円	1,000本につき(旧3級品を含む)…6,122円 令和3年10月1日以降…6,552円	1,000本につき(旧3級品を含む)…6,552円	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

## (7) 尼崎市の税制

## 税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割]  (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車  ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者  ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																															
・均等割 3,000円 ・所得割 6%	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 6月1日～7月1日 第2期 8月1日～9月2日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																															
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・法人税割 8.4%(※) ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円	50人超	144,000円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円	50人超	180,000円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円	50人超	480,000円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円	50人超	2,100,000円	6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円	50人超	3,600,000円	法人税の申告期限	申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																															
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																															
2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																															
	50人超	144,000円																															
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																															
	50人超	180,000円																															
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																															
	50人超	480,000円																															
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	2,100,000円																															
6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	3,600,000円																															
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産 1月31日 住宅用地 1月31日	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月28日																															
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※1 ※2 三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円) 乗用 自家用 10,800円 (7,200円) (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円) 自家用 5,000円 (4,000円) (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用 ※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課	・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべきも 記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～5月31日 ・環境性能割 申告期限と同じ																															
・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td colspan="2" rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	非課税		燃料電池自動車	プラグインハイブリッド車	天然ガス自動車	・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5	・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1	・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2		上記以外	100分の2											
区分		税率																															
	自家用	営業用																															
電気自動車	非課税																																
燃料電池自動車																																	
プラグインハイブリッド車																																	
天然ガス自動車																																	
・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5																															
・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1																															
・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2																																
上記以外	100分の2																																
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 6,552円	前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																
保有については100分の1.4 取得については100分の3 法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満	保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																																
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) # 75円(上記以外の場合)	前月分について毎月15日までに申告納入																																
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下	法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																																
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの	固定資産税の納期と同一																																

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																																							
自動車重量譲与税  〔昭和46年12月創設〕	市 町 村	一般財源  平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>H26.4.1～ H28.3.31</th> <th>H28.4.1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,900</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>9,900</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年5月から令和3年4月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置(免除、本則税率の25・50・75%軽減)が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率(円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000	その他	1両ごとに届出時	7,500	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600	区 分	単 位	税率(円)			自 家 用		事業用	H26.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100	その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800
			区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																					
			乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																																					
			バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																																					
			小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																																					
			軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500																																																																																																																																				
				車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000																																																																																																																																			
					その他	1両ごとに届出時	7,500																																																																																																																																			
			区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																					
					自家用	事業用																																																																																																																																				
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																							
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																							
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300																																																																																																																																							
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																																							
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																																							
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600																																																																																																																																							
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																								
		自 家 用		事業用																																																																																																																																						
		H26.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～																																																																																																																																							
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																						
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																						
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100																																																																																																																																						
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400																																																																																																																																							
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																																						
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																						
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																								
		自家用	事業用																																																																																																																																							
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																							
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																							
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400																																																																																																																																							
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300																																																																																																																																							
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																																							
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																							
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																								
		自家用	事業用																																																																																																																																							
軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100																																																																																																																																					
		その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800																																																																																																																																					

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の422/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。  (市町村分：407/422 都道府県分：15/422)  ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000  (市町村分：407/431 都道府県分：24/431)</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 譲与総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}</math></p> <p>イ 譲与総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}</math></p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p> <p>譲与割合（平成31年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更）  ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度税制改正により1/4→1/3に変更</li> <li>・平成22年度税制改正により1/3→407/1,000に変更</li> <li>・平成31年度税制改正により407/1,000→422/1,000に変更</li> </ul> <p>ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要												
特別とん譲与税 〔昭和32年4月創設〕	開港所在市町村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円			
	とん税	特別とん税													
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円													
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円													
地方揮発油譲与税 〔昭和30年8月創設〕	都道府県市町村	一般財源	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <table> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>48,600円</td> </tr> </table> <p>〈参考〉 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <table> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>24,300円</td> </tr> </table> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。</p>	地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円	揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円	地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円	揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円
地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円													
揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円													
地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円													
揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円													
平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更		平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化													
森林環境譲与税 〔平成31年4月創設〕	都道府県市町村	一般財源	<p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。 市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2～6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。</p>												
利子割交付金 〔昭和63年4月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>												
配当割交付金 〔平成16年1月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>												

譲与等の基準	譲与等の時期																																					
<p>特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。</p>	<p>9月 3月～8月収入分</p> <p>3月 9月～2月収入分</p>																																					
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">指定市等譲与総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><math>\frac{1}{2}</math></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 40%;"> <math>\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}</math> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>指定市等譲与総額</td> <td>×</td> <td><math>\frac{1}{2}</math></td> <td>×</td> <td> <math>\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}</math> </td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">市町村譲与総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><math>\frac{1}{2}</math></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 40%;"> <math>\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}</math> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>市町村譲与総額</td> <td>×</td> <td><math>\frac{1}{2}</math></td> <td>×</td> <td> <math>\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}</math> </td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>		ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$		イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$		ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$		イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	<p>6月 3月～5月収入分</p> <p>11月 6月～10月収入分</p> <p>3月 11月～2月収入分</p>									
	ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$																																
	イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$																																
	ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$																																
	イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$																																
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;譲与総額&gt; (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p>&lt;譲与基準&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私有林 人口林面積</td> <td style="text-align: center;">林業 就業者数</td> <td style="text-align: center;">人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td style="text-align: center;">5.0/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">5.5/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">2.5/10</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;譲与割合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">80/100</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td style="text-align: center;">85/100</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td style="text-align: center;">88/100</td> <td style="text-align: center;">12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">90/100</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>&lt;譲与総額&gt; (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p>&lt;譲与基準&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私有林 人口林面積</td> <td style="text-align: center;">林業 就業者数</td> <td style="text-align: center;">人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td style="text-align: center;">5.0/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">5.5/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">2.5/10</td> </tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600		私有林 人口林面積	林業 就業者数	人口	～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10	令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10	<p>&lt;譲与割合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">80/100</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td style="text-align: center;">85/100</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td style="text-align: center;">88/100</td> <td style="text-align: center;">12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">90/100</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100	<p>9月</p> <p>3月</p>
<p>&lt;譲与総額&gt; (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p>&lt;譲与基準&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私有林 人口林面積</td> <td style="text-align: center;">林業 就業者数</td> <td style="text-align: center;">人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td style="text-align: center;">5.0/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">5.5/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">2.5/10</td> </tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600		私有林 人口林面積	林業 就業者数	人口	～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10	令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10	<p>&lt;譲与割合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">80/100</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td style="text-align: center;">85/100</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td style="text-align: center;">88/100</td> <td style="text-align: center;">12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">90/100</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100		
令和元年度	200																																					
令和2年度から令和3年度	400																																					
令和4年度から令和5年度	500																																					
令和6年度～	600																																					
	私有林 人口林面積	林業 就業者数	人口																																			
～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10																																			
令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10																																			
	市町村	都道府県																																				
令和元年度	80/100	20/100																																				
令和2年度から令和3年度	85/100	15/100																																				
令和4年度から令和5年度	88/100	12/100																																				
令和6年度～	90/100	10/100																																				
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。  <math>(A - B \pm C - D)</math> の額 <math>\times 3/5</math>  A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額  B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除還付金の合計額  C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額  D：利子割額徴収事務取扱費〔<math>(A - B \pm C) \times 1\%</math>〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																					
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。  <math>(A - B \pm C - D)</math> の額 <math>\times 3/5</math>  A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額  B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額  C：Bのうち他の都道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額  D：配当割額徴収事務取扱費〔<math>(A - B \pm C) \times 1\%</math>〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																					

## (8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要																																											
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 〔平成16年1月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																											
法 人 事 業 税 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人</td> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等</td> <td rowspan="4">所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える金額 7.0%</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)</td> <td rowspan="2">所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える金額 4.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人</td> <td rowspan="2">収入金額</td> <td>収入割 1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.85%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.48%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	課税標準	税率	資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%	資本金等の額	資本割 0.5%	所得	所得割 1.0%	資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%	年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3%	年800万円を超える金額 7.0%		特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%	年400万円を超える金額 4.9%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%		電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%	付加価値額	付加価値割 0.37%	資本金等の額	資本割 0.15%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%	所得	所得割 1.85%	ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%	付加価値額	付加価値割 0.77%	資本金等の額	資本割 0.32%
法人区分	課税標準	税率																																												
資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%																																												
	資本金等の額	資本割 0.5%																																												
	所得	所得割 1.0%																																												
資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%																																												
		年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3%																																												
		年800万円を超える金額 7.0%																																												
特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5%																																												
		年400万円を超える金額 4.9%																																												
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%																																												
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%																																												
	付加価値額	付加価値割 0.37%																																												
	資本金等の額	資本割 0.15%																																												
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%																																												
	所得	所得割 1.85%																																												
ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%																																												
	付加価値額	付加価値割 0.77%																																												
	資本金等の額	資本割 0.32%																																												
地方消費税交付金 〔平成9年4月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引(譲渡割)及び課税貨物の保税地域からの引取り(貨物割)に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率)</p> <p>100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで)</p> <p>63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで)</p> <p>78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																											
環 境 性 能 割 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減されていた。</p> <p>(税率) 非課税～2%</p>																																											

議 与 等 の 基 準	議 与 等 の 時 期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。  <math>(A - B \pm C - D)</math> の額 <math>\times 3 / 5</math>  A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額  B : 前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額  C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額  D : 配当割額徴収事務取扱費 <math>[(A - B \pm C) \times 1\%]</math></p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。  ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。  令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付）  令和3年度：<math>2 / 3 \cdots \cdots</math> 法人税割額 <math>1 / 3 \cdots \cdots</math> 従業者数  令和4年度：<math>1 / 3 \cdots \cdots</math> 法人税割額 <math>2 / 3 \cdots \cdots</math> 従業者数  令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 前年度3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算され、清算後の1/2に相当する額を下記のとおり按分し、市町村に対し交付する。  (従来分)  1/2を人口で、他の1/2を従業者数で按分して交付する。  (引上げ分：社会保障財源化分)  全額を人口で按分して交付する。  ※引上げ分の地方消費税収（交付金を含む。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。  (交付割合)  令和元年度10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12  ※経過措置あり  令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7  令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて市町村に交付する。交付基準等は、自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。(平成28年税制改正大綱・平成31年税制改正大綱)  令和元年度から令和3年度まで：44.65/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額）  令和4年度以降：40.85/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額）</p> <p>(ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村 交付総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}</math></p> <p>イ 市町村 交付総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}</math></p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等 交付総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}</math></p> <p>イ 指定市等 交付総額 <math>\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}</math></p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月収入-3月収入見込) + (4月～7月収入分)</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月 + 3月収入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金  〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による平成33年12月31日までの入居者を対象 e.令和3年度税制改正による令和4年12月31日までの入居者を対象</p> <p>「減収補てん特例交付金」 ①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの《平成20年度創設》 ②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの ③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p>
新型コロナウイルス感染症填特別交付金  〔令和3年度創設〕	都道府県 市町村	一般財源	<p>新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に伴う軽減措置（令和3年度に限る）により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填。 (地方税法附則第65条)</p> <p>「先端設備等導入計画」の認定を受けた後に取得した一定の新規取得設備を行った中小企業に対する、固定資産税の軽減措置額を国費補填。 (地方税法附則第15条第45項(旧法第64条))</p>
交通安全対策特別交付金  〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設の費用に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付</p> <p>(交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円（地方税法施行令第8条の3） ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交付又は納付義務者	交付金又は納付金の客体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産 ⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産 (国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分して交付する。</p> $\text{市町村交付総額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>各市町村における当該年度の固定資産税・都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>3月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて按分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて按分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月収入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月収入分</p>

算定標準等	算定率	算定期期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格</p> <p>○算定基準額の特例 （地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地 …1/6）</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 （初年度～5年度まで…1/2） （6年度～10年度まで…3/4）</p>	<p>1.4/100</p>	<p>前年の3月31日</p>	<p>6月30日</p>



XV 税データ分析



## XV 税データ分析

[図表6] 令和5年度市税決算額(現年分)の個人・法人別構成比

